

## 第1章 茨城大学の創立と発展

### 1 開学の経緯と草創期の学園

#### (1) 新制大学の発足

教育基本法と茨城大学は、昭和24年(1949)5月31日、他の68国立大学校教育法ととも創設されたいわゆる新制大学の一つであるが、まず、その開学に至るまでの経緯を、戦後における高等教育改革の歴史の中でたどってみよう。

我が国は、昭和20年(1945)8月の終戦によって、連合軍総司令部(GHQ)の占領政策に従うこととなり、その一環として翌21年3月、米国教育使節団(The United States Education Mission to Japan)が来日した。政府は、総司令部の指導と教育使節団の報告書に基づいて教育改革に着手し、同年8月から、各界の代表約50名からなる教育刷新委員会の手で、具体案の作成に取りかかった。教育刷新委員会は、12月、吉田内閣総理大臣に第1回の建議を行い、教育基本法制定の必要性とそこに盛り込むべき内容の概要、6・3・3・4の単線型学校体系、更に教員養成制度のあり方などについて提案した。

この建議を受けた文部省は、教育基本法の成文化を急ぎ、総司令部の一部局であるCIE(Civil Information and Education Section=民間情報教育局)との折衝を重ねながら原案を作成した。この原案は、枢密院で一部修正された後帝国議会に提出され、その審議を経て22年3月31日に公布、施行された。教育基本法は、前年11月3日に公布された日本国憲法の本質にのっとり、教育の目的を明示して新しい日本での教育の基本を確立するために制定されたものであるが、またこれと同時に公布された学校教育法によって、教育の機会均等に対する保障、普通教育の拡充、男女差別の撤廃などとともに、従来の複雑多岐な学制を単純化して、新たに6・3・3・4の学制を採用することが明確に規定された。

こうした新教育の根本理念と学制改革の具体案が提示されたことによ

## I 総 説

り、22年から中学校、23年から高等学校、そして24年から大学が、それぞれ充足することになるのである。

**大学設置基準の作成** これよりさき文部省は、CIEから従来の大学設置認可基準のあいまいさを指摘されたため、公平な基準の作成を迫られ、当初は東京周辺の官公立10大学の学長を委員とする協議会を結成して、新制大学設立基準の立案に取りかかった。昭和22年5月には、この協議会が母体となって、全国的な組織としての大学設置基準設定連合協議会が生まれ、同年7月、これが更に大学基準協会へと発展した。同協会が、CIEの指導の下にまとめた「大学基準」は、学校教育法の理念に基づいて設置される新制大学での、教員の任免・資格、学生の入学及び卒業条件、授業科目と単位数、施設・設備などについて詳細に定めているが、特に一般教育の実施を「新制大学の根底を為す科目」と位置づけ、ここに新制大学の基本的性格を見いだそうとした点に、最も注目すべきものがある。

文部省は、学校教育法の規定に従い、22年12月、新制大学設置認可を行うために、大学設置委員会（26年6月から大学設置審議会と改称）を充足させた。同委員会は、文部大臣の諮問機関であり、大学基準協会の代表22名、高等専門学校などの代表11名、官庁関係者7名、学識経験者5名、計45名で構成され、新制大学への転換ないし昇格を申請してくる旧制の高等教育機関に対して、先の大学基準を適用しながら、資格審査を行うことを任務とした。

**困難な課題** こうして大学設置の申請を受理する態勢が整ったので、文部省は、設置委員会の審査に基づき、まず公立1校と私立11校について23年4月からの設置を認可したが、国立については24年度充足を目途としながらも、なお幾つかの困難な問題を解決しなければならなかった。その第1は、当時、国立10大学を除く高等教育機関はすべて地方へ委譲するという計画が、CIEの強い勧告によって検討されていたからである。これは、教育委員会の設置との関連で構想されたもので、教育行政の中央集権化と官僚統制化を防止するねらいをもっていた。しかしこの地方委譲計画に対しては、教育刷新委員会や大学基準協会をはじめ、専門

学校長会議、全国大学教授連合、官立大学学生有志など各界各層から反対の意見が挙がった。ちなみに、大学基準協会は、

- (1) 現存高等教育機関は、全国的視野に立って設置されるものであること。
- (2) 地方委譲は、合衆国制度の皮相な模倣に終わる危険性が多いこと。
- (3) 地方教育委員会は、大学水準の高揚を図るのに十分な知的能力を持っていないこと。
- (4) 地方教育委員会は、政治的利害に左右される危険があること。
- (5) 地方財政に負担能力がないこと。

などを挙げ、この計画が教育水準の高揚を図り、大学の自治と自由を確保するという立場から適切でないとは判断し、このことを意見書にまとめてC I E・文部省・教育刷新委員会に申し入れた(『大学基準協会十年史』)。もともと文部省には、これを積極的に推進する意図はなく、C I Eもこうした反対意見の盛り上がりによって、23年1月下旬ごろにはこの計画を断念したとみられている(海後宗臣・寺崎昌男著『大学教育』、戦後日本の教育改革9)。

第2は、23年4月以降に本格化してきた既存の官立高等教育機関についての新制大学への移行問題に対し、これをどのような形で再編成するか、という問題であった。さきに公立及び私立12校に大学設置を認可していたが、私立については大学・専門学校とも各校の独立性が顕著であったから、大学基準に照らして認可の当否を決めればよかった。これに対して官立の場合には、旧制の、帝国大学・単科大学・高等学校・大学予科・専門学校・高等師範学校・師範学校・青年師範学校などが現存し、またそれらには、各教育の目的、性格、入学時の資格・年齢に相違があった。しかも当時、文部省が深刻な財政難を理由に、これらを単独に転換・昇格させるのではなく、統合する方針で臨んでいたにもかかわらず、専門学校や師範学校は単独昇格を要望する構えをみせていたことなど、事情はかなり複雑であった(大田堯編著『戦後日本教育史』)。

#### 大学設置の11原則

こうした折、C I Eは文部省に対し、新制国立大学設置についての11か条からなる原則を提示した。いま、この原則を要約すると、

- ・ 各都道府県に少なくとも1大学を設け、その校舎はなるべく統合するが、場

## I 総 説

合によっては都道府県内に限って分校を設けてもよいこと。

- ・ その大学は、文理学部と教育学部が別個に組織されるべきこと。
- ・ 大学名には、府県の名称を冠すること。
- ・ 場合によっては既設の公立学校も新設学校に併合されてよいこと。
- ・ 独立の教員養成機関を設ける必要はないこと。
- ・ 青年師範学校は廃止されるべきこと。

ということになるが（前掲『大学教育』）、この原則は、新制大学の構想を具体化した最初の資料として、戦後の高等教育史上に重要な意義を持つ。

文部省は、このC I Eの意向をくみ、またC I Eと折衝を重ねた後、23年6月22日に、いわゆる「国立大学設置に関する11原則」（「新制国立大学設置要綱」）を発表した。それは、「新制国立大学の実施に当たっては、その大学が同一府県内の同一都市又は同一の場所にあることが望ましいが、現状に副わないものがあるので、現在の学校の位置、組織、施設等の実情に即して、次の諸原則によって切替え、なるべく経費の膨張を防ぐとともに、大学の基準確立に努める」として、次のような11項目にわたる原則を定めたものであった（日高第四郎著『教育改革への道』）。

- (1) 国立大学は特別の地域（北海道、東京、愛知、大阪、京都、福岡）を除き同一地域にある官立学校はこれを合併して1大学とし、1府県1大学の実現を図る。
- (2) 国立大学における学部又は分校は、他府県にまたがらないものとする。
- (3) 各都道府県には、必ず教養及び教職に関する学部若しくは部を置く。
- (4) 国立大学の組織・施設等は差し当たり現在の学校の組織施設を基本として編成し、逐年これを充実させていく。
- (5) 女子教育振興のために特に国立女子大学を東西2箇所に設置する。
- (6) 国立大学は別料のほかに当分教員養成に関して2年又は3年の修了をもって義務教育の教員が養成される課程を置くことができる。
- (7) 都道府県及び市において、公立の学校を国立大学の一部に合併したい希望がある場合には、所要の経費などについて地方当局と協議して定める。
- (8) 大学の名称は原則として都道府県名を用いるが、その大学及び地方の希望によっては他の名称を用いることができる。
- (9) 国立大学の教員はこれを編制する学校が推薦する者の中から大学設置委員会の審査を経て選定される。
- (10) 国立大学は原則として第1学年から発足する。
- (11) 国立大学への転換の具体的計画については、文部省はできるだけ地方及び学

学校の意見を尊重してこれを定める。

このような基本方針が決定したことにより、23年7月、国立69校、公立24校、私立123校、所管未定校3校の計219校が大学設置の申請を行い、個別に審査を受けることになった。この間、前に述べた専門学校・師範学校で単独に昇格を求める運動のほか、東北大学のように旧帝大が師範学校との合併に強い難色を示したり、「学部又は分校は他府県にまたがらない」原則にもかかわらず、東京大学が浦和高校と、京都大学が姫路高校との合併を希望するなど、実施過程に多くの問題が起こった。

しかし、結局はほぼ上の原則に即して解決され、旧制高等教育機関の再編成はかなり早いピッチで進行した。当時、大蔵省は、新制国立大学の24年度開学に対して、財政の窮迫を理由に極力反対したが、文部省は新制高等学校の第1回卒業生が出る24年度からの発足は既定の方針であると主張してようやく実現にこぎ着け、その年5月31日、国立学校設置法の公布により、茨城大学を含む69校の新制国立大学がここに発足する運びとなったのである（前掲『大学教育』）。

## (2) 茨城大学の誕生

**昇格へ始動** 旧制高等教育機関再編成の過程で、茨城県内にあった旧制の水戸高等学校・多賀工業専門学校・茨城師範学校・茨城青年師範学校は、どのような経過をたどって統合され、茨城大学として新発足することになるのだろうか。

茨城師範学校（男子部は現在の附属小学校、女子部は前の警察学校地に在った）は、昭和20年8月の戦災で全校舎が焼失したため、男子部は稲敷郡阿見町元海軍気象学校跡に、女子部は、那珂郡勝田町（現、勝田市）日立兵器株式会社附設青年学校跡に移転し、次いで22年2月からは男子部が土浦市大岩田町の元海軍航空要員研究所跡（現、県立土浦第三高等学校用地）に再移転した。折しも同年3月、学校教育法の公布によって新学制の基本構想が明らかにされたのを受けて、県では師範学校の水戸復帰を検討し始めたが、土浦市は師範学校を現地にとどめて、将来は学芸大学への昇格を目指そうと早くもこれに反対の構えを示していた。青年師範学校は20年4月から、県立上郷農蚕学校（現、県立上郷高等学校）の土地建物を県から国へ移

## I 総 説

管して、そこに移っていた。一方、多賀工専（現在の工学部の敷地）は8月から、24年度での昇格を確実と見て日立市・多賀町との協議に入り、水戸地区では8月23日、水戸高等学校（現在の国立水戸病院・市立水戸第一中学校の敷地に在ったが、戦災で校舎の大部分を焼失し、21年5月から友部町の旧筑波海軍航空隊跡に移転していた。）を昇格させるための水戸大学建設発起人会（約200名）を開催し、徳川宗敬を会長に、亀山茜・関泰祐を副会長に選出して、今後の具体的方針を検討することになった。

こうした動きに対応して、茨城県では、10月、友末洋治知事  
県の対応

直属の文教審議室を設け、その内部に文教振興委員会を置いて県としての態度を固めていくことになった。12月19日、知事は、関泰祐水高・都崎雅之助多賀工専・片岸初見茨師・浜口徳治青師の各校長と昇格問題について会談し、県は文教振興委員会に諮って新制大学設立のために早急に専門の小委員会を結成、積極的にこれを推進する旨表明した。その時点での各校の腹案と問題点は、おおむね次のようなものであった。

<水高> 4年制大学を水戸に設置する。構成は現在の文科・理科に政治・経済の2科を加えたい。校舎を焼失しているので設備に難点がある。

<多賀工専> 4年制の単科大学としたい。現在のままで設備内容共に十分と考え、実現の見通しは明るい。

<茨師> 土浦の現在地に4年制の教育大学を設けたい。戦災で失った設備の充実が急務である。

<青師> 現在水高が使用している友部町の旧筑波海軍航空隊跡地へ移り、実業教員養成の教育大学として昇格したい。

このような状況の中で新制大学設立委員会（県議二川源重委員長）は、翌23年1月13日に初会合を開き、

- (1) 県としては、大学設立の意思を県議会と文教振興委員会の名で中央機関に伝えること。
- (2) 昇格を希望している4校は、それぞれの総意を見定めた上で、全体の見通しをつけること。
- (3) 国立か県立か単科大学か総合大学かなどは今後の検討課題であるが、いずれにしても多額の県費支出は免れないところであるから、資金獲得の具体策を検討すること。

## 第1章 茨城大学の創立と発展

(4) 他県に比して設立計画が立ち遅れている現状にかんがみ、思い切った対策が必要であること。

を申し合わせた。この初会合の時点では、4校とも、総合大学の1学部として昇格する場合も念頭において対応していくつもりであるから、県全体の強力な支援を願いたいとし、単独昇格に固執しない態度を示し始めていた。

**設立試案の作成** 昭和23年1月29日、第3回の会合をもった同委員会は、4校を合わせて一つの総合大学とするか、茨師・青師の教員養成部門を独立させて2本立てとするか、既存の設備をどの程度まで考慮して計画を進めるか、新たに農業・水産・医学などの学部新設を行うべきかどうかについて協議したが、意見がまとまらず、結局、4校がそれぞれ提出した次のような昇格計画を基にして、各校代表を除いた委員で設立試案の作成を急ぐことになった。

<水高>名称：水戸大学。一応、旧水高跡と旧東部第37部隊跡（現在の本部キャンパス）の2箇所到校地を分け、文（100名）・理（100名）・政経（300名）の3学部（定員500名）を置き、教授・助教授95名で既設建築を利用、敷地5万坪、建坪8,250坪、設備費・建築費などの予算7,740万円。

<多賀工専>名称：多賀工業大学。機械（2科）・電気・電気通信・金属・工業化学・一般教養の6科を置き、定員は各科30名、計180名、教官126名。必要に応じ教員養成科を設置する計画あり。現在の敷地48,000坪を使用、予算6,440万円。

<茨城師範>名称：茨城学芸大学。現在地の土浦市大岩田町に文理・芸術・体操の3科、定員1,280名の4年制教員養成大学とする。敷地10万坪、建坪6,900坪で予算4,140万円。

<青年師範>名称：実業教育大学。中学校職業科・定時制高校実業科の教員養成のため、友部町の現水高跡12,000坪に農業・養蚕・家庭の3科を置き、定員800名、付属実験学校として中学校、定時制高校を設置する。予算6,150万円。

新制大学設立委員会は、1月末にいったん水高を母体とした文・政経、多賀工専を母体とした理・工の各学部を置く総合大学と、教員養成大学と

## Ⅰ 総 説

の2本立てとする試案を作るが、間もなく2月4日の会合で、師範学校を含む総合大学設立の1本立てで進むことに改め、細部の基準要項を定めた上で文部省の意向を聞くことになった。この時点で初めて4校を併合した総合大学構想がはっきり打出されたわけである。

なお、このころ、昭和22年に創立されたばかりの水戸市立女子専門学校（市立高等女学校の専攻科が昇格、当時は旧東部42部隊跡地に移転していた。）でも、新制女子大学を目指して昇格期成会を結成し、前記4校からなる新制大学の1学部を担当しようと県に働きかけを開始したが、結局毎年の2,300万円という赤字と施設・教官陣の貧弱さから成功せず、27年3月末に廃校となった。

設立委員会は23年3月11日、河原春作元枢密院顧問官と柴沼直文部省社会教育局長から意見を聞き、さきの1本化構想に基づく具体案を協議して、次のような一応の結論を得た。

- (1) 県有諸施設の提供、県民一般からの寄附募集の問題、更に施設の重複を避けるという点などから見て、総合大学が適当である。
- (2) 4校とも常磐線沿線にあり、施設利用の点では便利である。
- (3) 国立が望ましいが、不可能な場合には県立とする。
- (4) 構成は次の4学部とする。
  - ①文政学部（水戸）—水高の組織を基幹として設置し、文学・哲学・史学・政治学・経済学の5科とする。
  - ②理農学部（水戸・友部）—水高理科と青年師範の組織を基幹とし、県有の農業畜産関係施設を利用する。数学・物理学・化学・生物学・農業・畜産（水産）の6学科を置く。なお、中学校職業科、高等学校実業科の教員養成はこの学部で担当する。
  - ③工学部（日立）—多賀工専の組織を基幹とし、日立製作所などから施設の援助を受ける。機械・電気・電気通信・金属・工業化学・原動機械の6学科を置く。
  - ④教育学部（土浦）—茨城師範の組織を基幹とし、小・中学校教員の養成を主体とするが、高等学校教員の資格も与えるため、各学部を通じ学科の構成を配慮する。

設立委員会は4月1日、上の基本構想を具体化する総予算として約2億6,600万円（施設費1億6,950万円、備品費9,060万円、人件費600万円）を決め、近く文部省に提出することにしたが、この時点で文部省は、大学昇格



の条件として、教授定員の増加は認めない、講座数は教官数の%以下とする、予算は最少限に計上する、などの方針を明示した。

そこで委員会は4月10日、4学部設置の計画は、教官数・講座数から見て無理と判断し、現有の人員・設備で可能な人文・教育・工の3学部に改組縮小し、農学部の設置は将来の問題として残すことにした。

**設立委員会の原案** その直後文部省は、戦災で失った校舎の復旧見通しの全く立っていなかった水高に対し、土浦に移転してはどうかとの示唆を与えている。水高側は、この移転案に一時動揺したが、県当局の尽力もあって間もなくこの案は取り消され、5月14日の委員会で、委員会原案として次のような結論をまとめた。

- (1) 学部—工学部(多賀)・人文学部(旧東部37部隊跡)・学芸学部(土浦)・実業教育学部(友部)の4学部。
- (2) 学部及び定員—①工学部(機械140人, 原動工学140人, 電気工学160人, 金属工学120人)  
②人文学部(文学160人, 哲学120人, 史学80人, 法経学200人, 理学240人)  
③学芸学部(前期2年課程1,040人と社会60人, 文学60人, 数学60人, 芸能60人)  
④実業教育学部(第1部:男240人, 第2部:女80人)  
なお、実業教育学部には将来農学部を設置する計画の有ることを付記する。
- (3) 予算—3カ年計画で総額1億4,850万円、このほかに将来設置予定の農学部  
に5,000万円を見込む。年次別では、第1次5,550万円, 第2次4,700万円,  
第3次4,600万円, うち県負担1億300万円, 文部省負担4,550万円を予定。  
このため早急に設立準備委員会, 設置寄金募集委員会, 旧東部37部隊整理委員会, 新制大学期成同盟会を設けて具体的検討に入る。

文教審議会は、委員会が出した上記の結論を翌15日に審議して了承し、直ちに知事に答申した。このとき、審議会内部には、委員会が当初から前記官立4校だけを昇格の対象とし、水戸市立女子専門学校と県立霞ヶ浦農科大学を計画から除外したことに異議を唱える意見が強かったため、委員会が必要と認めた場合はこれらを追加できるとの了解事項を付記し、知事へ答申した。このようにして、県としての新制大学設立の基本構想は、ひとまず成案をみることになった。

## 1 総 説

論説「茨城大 この答申が出た4日後の23年5月19日、『いはらき』新  
学の創建」 聞は後藤武男社長執筆による「茨城大学の創建」と題す  
る論説を掲げ、茨城大学(仮称)設立準備が着々と進行している事態を喜  
ぶとともに、新制大学はいかにあるべきかについての意見を開陳した。こ  
の中で、後藤社長は、茨城県に完備した大学を創建しようとする計画は、  
水高が設立されてから間もなくの大正11、12年(1922~23)ごろ、文理科  
大学を併設したいとする動きがあったのだが、時機尚早の感があって実現  
しなかったこと、本県における最高学府の設立に際して、国立・県立のい  
かにかかわらず、県民は設立経費のうち1億5,000万円を進んで献ずる  
の気概を持つべきであること、そして更に、欧米の大学が州立大学より私  
立大学の方が優秀な伝統を持っている点を指摘しながら、大学創建の成否  
は県民の熱意に懸かっていることを強調し、次のようにこの論説を結んで  
いる。

今回文部省は、新制大学選定に際し、大学設置委員会或は大学基準委員会等  
によって、大学基準を設定して大学の権威を高からしめる策を立てている  
と伝えられるのは誠に結構である。ただ私は、各地に大学の設立分布を計  
るに際し、文部省は教育の中央集権化を極力避けて地方分権化を推進し、  
地方文化を代表するに足る地方大学の特色を發揮させるのに努めしめな  
ければならぬ。また私は、大学設立に際し、文部省が机上のプランを徒  
らに押しつけることに絶対に反対であって、国家財政も考慮してのこと  
なれど成るべく地方人民の意志や希望を飽くまでも尊重して実現させ  
るよう取計らうべきである。聊かでも大学教育の官僚統制化などとの  
非難を蒙らぬようくれぐれも注意が肝要である。翻ってわが県民も国  
立茨城大学は文部省が作ってくれるのだなどの甘えを食ってはならない。  
わが県の最高学府創建はわが県民個々の公的責任感の発露によってのみ  
実現させることを特に銘記すべきである。

要するに、教育の中央集権化に極力反対する一方、県民にも新制大学を  
創建することの意義について強い自覚を促したのである。

事実、設立経費約1億5,000万円のうち、県費負担として見込んだ金額  
は1億300万円、すなわち約7割を占めており、前述したように国立が不  
可能ならば県立大学としてでも新制大学を設立する覚悟であったことを併  
せ考えれば、「地方文化を代表するに足る地方大学」の創建に、県当局は  
もとより県民各層がいかに大きな期待を懸けていたかがよくうかがわれ

る。新制大学とりわけ各地方に設置されたいわゆる地方国立大学は、いずれもがこのような地元民の熱烈な期待を担って誕生したものであり、茨城大学ももちろんその例外ではなかったのである。

**設立期成会の結成** 5月28日には、茨城大学（仮称）設立期成会の第1回会合が開かれ、会長に友末知事を推し、設立趣意書と期成会則を採択した。

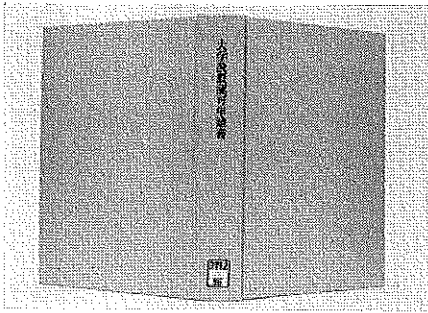
設立趣意書の要旨は、次のとおりである。

6・3・3・4の新学制の実施が、国の教育施策として明示されるや、現存の官立水戸高等学校・多賀工業専門学校・茨城県師範学校・茨城青年師範学校などはいずれも単科大学として昇格しようとの対策を講じ、その気運も高まり、当局との折衝も行われていたが、時の推移につれて、諸般の条件に制約せられ必ずしもその実現は達成し難い状況下に置かれてきた。ひるがえって教育制度の根本的革新は地方分権と民主化に主眼が注がれているとき、茨城における大学創設はかかって県民の責任にあることを痛感せざるをえない。ここにおいて我等は、文化国家建設の大いなる指標に向かって、広く高き文化的教養を授け、学術的うん蓄を窮めしめ、実際的に文化産業の向上に寄与する人物を養成する目的の下に、県の伝統と特殊性にかんがみ、新制茨城大学を創建し、水戸に人文学部、多賀に工学部、土浦に学芸学部、友部に実業教育学部を置くことを念願とするものである。しかし、これが実現には強力なる挙県態勢の確立が必要である。この際県及び県民は物心両面にわたって結集し、総合茨城大学創設の実現を期さねばならない。（『いはらき』昭和23年6月2日付）

この期成会初会合では、①全県民に呼びかけて会の趣旨に賛同を求め、会員とする、②副会長・常任委員、顧問を置き、大学設立の宣伝、資金の募集、関係方面との折衝に当たる、ことを決議するとともに、大学の名称についても検討、茨城大学、水戸大学、関東大学、常陽大学等の意見が出たがまとまらず、最終的には全県民の投票によって決めるべきであるとの空気が強かった。

**文部省との折衝経過** こうして県段階での構想を固め、6月4日、越村副と申請書類の提出 知事、亀山期成会副会長が、設立計画について文部省と折衝した。その結果、さきに県文教審議会在知事に答申した4学部案は理想的過ぎるとされ、学部の再編成を余儀なくされた。そこで、7日、県庁で急きょ関係校長会議を開いて対策を協議、結局、学芸学部・工学部

## 1 総 説



『大学設置認可申請書』

の2学部構成とすることに決め、同日、大学設立専門委員会に諮った上でこれを最終案とし、9日友末知事が上京、陳情することになった。学芸・工の2学部案とは、多賀の工学部は既定方針どおりとするが、人文・教育・実業教育各学部を統合して学芸学部とし、土浦（茨

師）・友部（青年師範）にはそれぞれ2年の教員養成機関を置くとするもので、各学部・学科の定員案は次のようである。

- (1) 学芸学部（4年）—文学（160人）・哲学（160人）・史学（80人）・法経（200人）・理学（240人）

土浦は小・中学校教員養成機関を主とし、前期2年で定員1,040人、友部には中学校職業科教員養成を主とし、定員は一部160人（男子）、二部80人（女子）。なお、将来は土浦に後期2年を追加して教育学部とし、友部に農学部を設置する。

- (2) 工学部（4年）—機械（140人）・原動工学（140人）・電気学（160人）・金属学（120人）

6月20日、西野県教育部長と関係校長が上京し、文部省と打ち合わせた結果、上記の2学部案で申請書類を提出するまでに手はずを整えることができた。なお、これまでの設置計画では、工学部の前期教育1年を水戸・土浦のいずれで行うかで難航していたが、結局は水戸で行うことにし、土浦の校地では教員養成のほか一般教養課程を併置して、この課程の修了者も学芸学部へ進学できるように配慮した。

このように「茨城大学設置認可申請書」の提出（7月3日）によって、設置運動は一つの大きな峠を越えたのであるが、7月7日、大学期成会は常任委員に亀山甚帯陽銀行頭取ら170名を委嘱したほか、郡市町に委員を置いて、挙県一致の態勢を強めることになった。

**期成会の活動** 常任委員を中心に着々と準備を進めてきた期成会は、9月10日、期成会予算、設立臨時費2億円造成計画、募金

要領，設立実行本部規程を決定した。このうち，2億円造成計画の内容は，国費3,000万円，県費1億円（昭和23年度3,000万円，同24年度4,000万円，同25年度3,000万円），県内一般寄附3,000万円（各市町村割当て），特別有志寄金1,000万円，地元寄附1,000万円（水戸・日立・土浦・多賀・阿見・矢戸），宝くじ1,000万円，映画・演劇などの興行その他1,000万円という配分とし，寄附金募集については，

- (1) 3,000万円割当ての県内一般募金は，郡市ごとに期成会支部を設けて委員を委嘱するが，4校の卒業生・在校生・後援会の支援を求めて宣伝に努める，
- (2) 特別寄附は県内外の有志者に呼びかけて行うが，1口1,000円以上とする，
- (3) 地元寄附の募金方法は，各地元市町村に一任する，

こととした。なお，実行本部は，大学施設の総合計画，校舎その他の新築補修などについて，審議実行する機関とした。

設立計画のうち，資金・設備についてある程度の見通しが立ってみると，次なる難関は教官陣の確保と蔵書の収集であった。教官陣の確保は，国立だけでも69校がいっせいに新制大学としてスタートしようとする状況の下で，全国的に多くの学校で直面した大きな問題であった。本県の4校でも事情は同じであったが，茨城師範・青年師範ではその悩みは特に大きかった。『いはらき』新聞にはこの点に関して，

教授陣については委員会（注，文部省の大学設置委員会）の審査基準が相当高いため，専門学校に昇格したばかりの茨師をはじめ，いずれも最も頭を悩ましているが，優秀教授の招へいに各校とも躍起となっている。資金と設備の計画では他県に比べ絶対に劣ることはないが，教授陣の整備が成否のカギだ，と期成会では言っている。（昭和23年12月8日付）

という記事を載せているように，茨城大学設立への最大の関門は，審査基準に適合する教授をどれだけ確保できるかに懸かっていた。

いま一つの問題である蔵書の不足についてはどうであったろうか。新制大学設置の規準の一つとして図書数最低2万冊保有の条件があるにもかかわらず「設立申請書」によれば茨師の場合4,200冊しかなかった。そこで茨師では県下各方面へ呼びかけるとともに，教職員は1人20冊以上，学生は13冊以上必集の割当てを行い，昭和23年12月初めまでには1万冊に達したものの，なお目標にはほど遠く，急きょ後援会から父兄に呼びかけて図

## I 総 説

書購入費20万円程度の寄附募集を計画するなど、蔵書収集に奔走しなければならなかった。

こうした折文部省は、唐突に、学芸学部を分離して文理学部と教育学部とし、かつ教育学部は土浦から水戸へ移すこと、という勧告を行い、土浦市はこれに反対するという新事態が発生した。昭和24年（1949）1月8日、茨師の施設を視察した文部省の玖村師範教育課長が、大学運営上、3市分散は好ましくないとの理由で水戸集中を強く求めたのに対し、土浦市はこの勧告を今までの経過と地元の実情を無視した机上の計画として反対したのである。ようやく挙県一致の態勢を整えて募金活動を展開していた最中だけに、県ではこの師範水戸移転勧告に困惑せざるをえなかった。しかし、文部省の強い意向を今更撤回させられないと判断し、翌9日、実地視察に来県した柴沼社会教育局長、春山大学教育課長、それに玖村課長を加えた三者と打ち合わせた結果に基づいて、10日、関係学校代表者との緊急会議を開いた。この席で文部省の意向にそい次のように慌しく計画を変更することにしたのである。

- (1) 土浦の教育学部を水戸に移し、文理学部とともに旧東部37部隊跡に置き、本部もここに設ける。
- (2) 土浦には2年コースの約半数（300人）を置く。師範学校はそのまま土浦にとどめる。
- (3) 友部には教育学部職業科を置く。

上記の計画変更に基づき、申請書を改めて作成し、14日に文部省に再提出した。

これよりさき、土浦市は、文部省案の取扱いについては知事一任という形で譲歩を余儀なくされたが、土浦方面からは、昭和23年度に80万円を支出して女子部の寄宿舍その他を改修築したばかりの文部省が、ここに至ってにわかに方針変更を打ち出すとは、はなはだ一貫性を欠く態度である、と非難の声が強かった。

しかしともかく、設置の認可を得ることが先決として、上記のように教育学部の主体を水戸に移転することで決着がつき、この前後、募金活動も比較的順調に推移していた。期成会は、2月26日、県と茨城新聞社の後援

を得て、大学設立資金募集のため水戸の劇場で歌謡曲と映画の催し(入場料100円)を開いたりした。

### 審査合格と附帯条件

改訂申請書を提出してから2か月後の3月18日、設置審査合格といううれしい内報が届いた。1年半にわたる設立運動が功を奏したわけで、関係者の喜びはひとしおであった。けれども、無条件で合格したのではなく、内報とともに「茨城大学設置認可に対する履修条件」として、次の5項目が付加されてきた。

- (1) 教育学部の水戸市に移る計画を可及的速やかに実施すること。
- (2) 教育学部の一般教養中、自然科学関係の図書・標本・機械・器具及び文理学部・教育学部の実験室・研究室の充実を図ること。
- (3) 一般教養は主として水戸校舎で行うこと。
- (4) 各学部とも専門学科の教職員組織を強化すること。
- (5) 以上の事項については、その実施につき報告を徴し、また必要ある場合は委員会(大学設置委員会)として実地視察をする。なお、教員組織については、その充実に至るまでは本委員会と協議しなければならない。

以上の5項目を見ると、施設・設備とも難点を含むものであり、今後の整備へ向けて大きな課題を与えられたことになるが、ともあれ設置が認可されることになり、6月には開校という見通しの下に、設立準備はいよいよ最終段階を迎えた。4月には、東京で約200名の県出身者からなる期成会支部が結成されて、1,500万円を目標とした募金活動が始まり、2月から4月にかけて施設・設備関係の工事も急ピッチで進んだ。本部の建物と図書館はまだ着工に至らなかったが、4月中旬までには教室・寄宿舎の補修工事は各学部とも完了し、授業開始を待つばかりとなった。「当時国立大学創設に地方費を投じた全国都府県中で本県は岡山県に次ぎ第2位といわれた」ほどである(鈴木京平「茨城大学創業時代の回顧」、『茨城大学十年史』所載)。

### 学生募集の要綱成る

4月28日には学生募集の大綱が、5月9日には募集人員などの細目が次のように決定した。

#### (a) 学部・学科と定員

- (1) 文理学部(水戸市外渡里村旧東部第37部隊跡)160名
  - ① 文学科—国文・漢文・英文・独文・哲学・史学専攻 計40名
  - ② 政経学科—法・政・経・商・社会専攻 計80名

## I 総 説

⑧ 理学科—数学・物理・化学・生物・地学専攻 計40名

(2) 工学部 (多賀町)

機械工学科50名, 原動工学科50名, 電気工学科60名, 金属工学科40名

(8) 教育学部 (水戸市外渡里村旧東部第37部隊跡) 同土浦分校 (土浦市大岩田町) 同友部分校 (西茨城郡矢戸町友部)

① 前期2年—第1部 (小学校教員養成), 水戸170名, 土浦170名

第2部 (社会・国語・外国語<英>科)

水戸・土浦 計105名

第3部 (数学・理・家政科)

水戸30名, 土浦40名

第4部 (音楽・図画工作・習字・体育科)

水戸25名, 土浦40名

第5部 (職業科) 友部80名

} 中学校教員養成

② 後期2年—第1・第2・第3・第4部水戸150名, 第5部友部20名。

(b) 試験期日と場所

6月15日 数学・国語 6月16日 外国語・社会

6月17日 理科・身体検査 6月18日 身体検査

水戸市—文理学部 (水戸高等学校), 土浦市—教育学部分校 (茨城師範学校), 多賀町—工学部 (多賀工業専門学校) の各試験場で一切の事務を一貫して取り扱うことになっているから, 受験者は自分に都合のよい試験場を選んで願書を提出すること。ただしいったん決めた試験場については変更を認めない。

(c) 受験資格

① 新制高等学校を卒業した者。

② 旧制高等学校, 専門学校, 旧制中学校, 大学予科1学年を修了した者。

③ 新制大学入学資格認定試験に合格した者。その他上記と同等以上の学力があると認められた者。

この募集要綱が決まったのと時を同じくして, かねて人選中の初代学長には, 宮城音五郎東北帝国大学名誉教授がほぼ内定した。宮城名誉教授は早速5月12日に水戸を訪れて友末知事と会談したのをはじめ, 学校を視察し関係方面と協議した。この日, 記者会見した同名誉教授は, 「学長を受けるかどうかは全く白紙だが, 就任した場合には茨城のもつよき伝統を伸ばしてゆきたい」と語った。(『いはらき』5月13日付)

志願者定員に達せず

しかし一方, 募集中の入学志願者は意外に少なく, 明日締切りという5月24日になっても, 文理学部は170名, 教育学部は24名, 工学部は70名と, 教・工両学部は定員に



はるかに達せず、中でも教育学部の24名の志願者のうち、第1志望で同学部を選んだのはわずか6名という有様であった。募集要綱の決まった直後の5月11日、『いはらき』紙上に「茨城大学学生募集」の広告を出して志願を呼びかけたのは、ある程度こうした事態を懸念したからであろうが、特に教育学部志願者の余りの少なさに、関係者一同は大きなショックを受けたようである。

各学部とも2次募集の準備を進めていた5月31日、昭和24年度(1949)法律第150号国立学校設置法により、文理・教育・工の3学部からなる新制茨城大学は、正式に発足することになった。同日、水高校長関泰祐が学長事務取扱・文理学部長を命ぜられ、教育学部長には茨師校長斎藤儀重、工学部長には多賀工専校長都崎雅之助が、また事務局長には東北大学会計課長橋本道胤がそれぞれ発令された。さきに学長に予定されていた宮城名誉教授が、水戸視察の後学長就任を辞退したため、関文理学部長の学長事務取扱という変則の人事となったのである。

### (3) 初期学園の様相

旧37部隊の足跡  
新制茨城大学の本部と文理・教育両学部の敷地となったのは、前記のように旧東部37部隊(歩兵第2連隊)兵舎の跡地、すなわち現在の水戸キャンパスである。この37部隊は、明治7年(1874)に千葉県佐倉に創設された歩兵第2連隊が明治42年(1909)3月にこの地に移動し、兵舎は佐倉から移動してきたときに建築された。この部隊は、佐倉から転営した後、シベリア出兵(尼港事件、大正7年・1918)、満州事変(昭和6年・1931)、上海事変(昭和7年・1932)、二・二六事件(昭和11年・1936)、更には日華事変(昭和12年・1937)、太平洋戦争に出動したが、昭和19年(1944)11月、中部太平洋ペリリュー一島における激戦の末、部隊全員が悲壮な戦死を遂げたのである(『茨城県終戦処理史』)。今でも堀原運動公園の一角には、尼港事件や水戸第2連隊の沿革の概要を記した記念碑が建てられていて、部隊の往時の活動を知ることができる。また、現在の附属中学校の敷地も、昭和15年(1940)8月から東部第42部隊(工兵第18大隊)と呼ばれた兵舎跡地であり、この両部隊の兵舎は戦火を免れたため、占領と同時にアメリカ軍に接収されていた。

# I 総 説

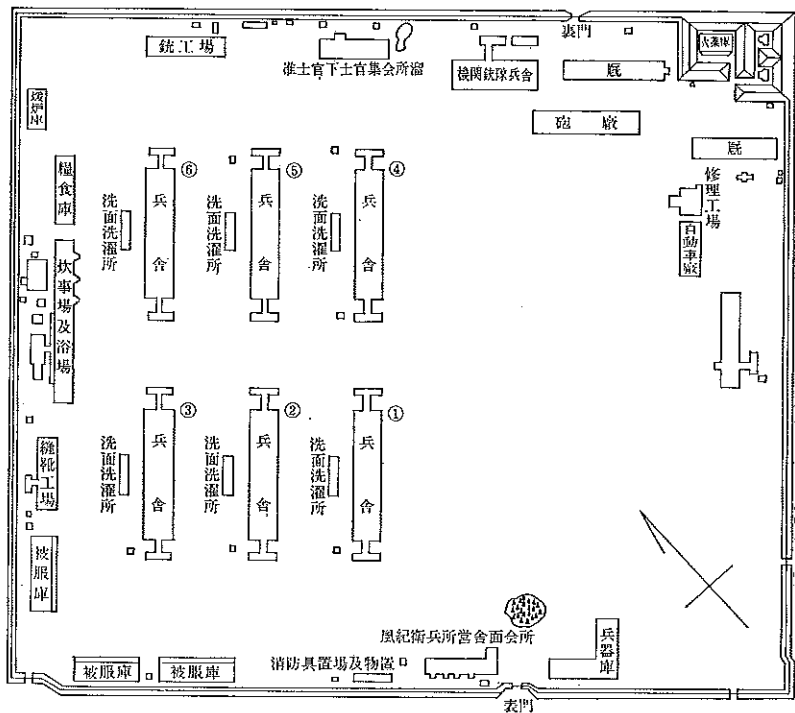


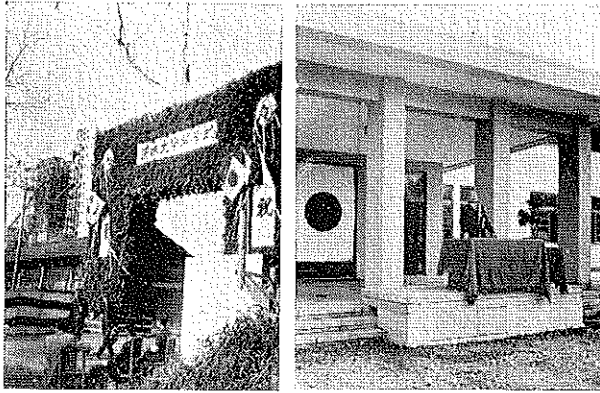
図1 旧東部37部隊兵舎配置図（昭和20年）—『水戸—高百年史』より—

## 初代鈴木学長の就任

旧東部37部隊兵舎の改修を進めながら昭和24年（1949）5月31日に開学の日を迎えた茨城大学は、

翌6月1日から大学としての事務を開始した。同15日から18日にかけて入学試験を実施し、同26日には第1回合格者548名（文理学部—文学科42名，理学科69名，政経学科99名，工学部—機械53名，原動38名，金属22名，電気63名，教育学部—1部29名，2部78名，3部42名，4部12名，5部1名）を発表した。しかし工・教両学部は定員に満たなかったため、工学部が若干名，教育学部は400名もの2次募集を行うこととし、7月4日から3日間入学試験を実施した。この結果，工学部ではほぼ定員を充足することができたが，教育学部はなお定員の半数にも達しないという低調さであった。

これよりさき、懸案の初代学長には、6月29日付で東京工業専門学校長鈴木京平が発令された。鈴木学長は、静岡県出身で、横浜高工校長を経て



開学式風景

昭和16年(1941)から東京工専校長の職にあった。2次募集の事務処理を済ませた7月20日、関係者待望の第1回入学式が本部構内で挙行された。しかし、合格者中で他大学へ転じたものも多く、結局入学式当日には文理153名、教育342名、工学158名、計653名の学生に対しての入学許可宣言が行われた。入学式は午前10時20分から始まった。まず鈴木学長の式辞、次いでハッケンドルフ茨城民事部情報課長、高瀬文部大臣(関文理学部長代読)、原文部委員長、友末知事、島津県会議長、山本水戸市長の祝辞、更に入学生代表の宣誓があって式を終わり、午後からは各学部の授業内容についての説明が行われた。鈴木学長は式辞の中で概要次のように訓示した。

諸君は多年修養に努力した効果があって優秀と認められ、入学の栄を勝ち得た。喜びに堪えないところだが、世の中には進学の希望と素質を持ちながら、経済的その他の事情で志を遂げることができなかつた者も数多くあることも忘れてはならぬ。諸君は最高学府の学徒として一般人より高い教養を受けるわけであるから、在学中はもとより卒業後もそれだけの責任を果たさなければならない。

大学は教養の高い豊かな人間の養成に努めるが、諸君自身も個性を大いに伸ばしてもらいたい。文、理系から大発明家が出、教育系から大政治家、大新聞人が出て一向不思議ではない。諸君は自由意志で、自分自身を啓蒙していくことだ。強制をうけなければ義務と責任が果たせないようでは困る。茨城の地は日本歴史上文教の地として異彩を放っている。時勢は移り世は変わったが、日本文化の中心地となるような立派な学風を樹立してもらいたい。諸君こそ茨城大学の先頭



## 第1章 茨城大学の創立と発展

### 大学の目的と教育方針

茨城大学

#### 目的

学校教育法の規定に則り、最高の教育機関として、また、学術文化の研究機関としての役目を果たすと共に、一面地方的特色をも考慮に入れ、将来、平和愛好の民主国日本の国家・社会の形成者として、その福祉の増進、文化の向上・発展に寄与して、克く自己の責務を完遂出来る心身共に健全な有為の人材を育成したい。

#### 教育方針

前記の目的を達成するために、次のような目標と方針で進みたい。

##### (1) 人物目標

- ① 人間味豊かな線の太い幅の広い常に健康にして明朗潤達な人物
- ② 道義心が高く、常に礼節秩序を重んずる人物
- ③ 研究心が強く専門の学術技能に長ずると共に応用技能に富む人物
- ④ 一般教養が高く、総合的常識に富み、高い識見を有する人物
- ⑤ 正確な観察力、総合的思考力、正しき判断力を持つ人物
- ⑥ 自己の責務を自発的積極的に果たす強い意志と旺盛な実行力を有する人物
- ⑦ 常に自己の自由意志によって自己の啓発に努めて止まぬ自主自律の人物

##### (2) 方法

注入他律の教育を排し、自由啓発主義に則り、全学、各教科目の指導教員、厚生補導関係の職員等は、常に提携して教室の内外に於ける学生の自発的自治活動を奨励し、常に学生の個性発見に留意し、学生自らの力によって天賦の能力を啓発するように導くことに努める。

この「大学の目的と教育方針」と、さきの鈴木学長の入学式における訓辞とを併せて考えると、要するに本学としては、最高度の学術文化の教育機関であるとともに、地方色豊かな学園となるべきことを目指し、学生に対しては「自主自律」の精神をかん養して個性の開発に努力するよう求めたのである。

#### 建設のつち音

8月22日の講義開始以後、教育活動は少しずつ軌道に乗り始めはしたものの、開学当初の荒涼たるキャンパスの実情と、その中から聞こえ始めた新大学建設への息吹きとは、第1回入学生の記した次の回想文によって如実に知ることができる。

何しろひどいものであった。軍靴でふみ荒され、おまけに戦後の混乱によって手ひどい打撃を蒙ったままの旧兵舎が、雑草の生いしげる中に、寒々とした姿で

## I 総 説

立ち並んでいた。もっとも寒々というのは形容詞であって、たしかに開学は四月からかなりおくれて、もう夏も近いころであった。そして集まる大教室もないままに、校庭に集められた学生たち。その中にはいまだにカーキ色の軍服がはばをきかせていたご時勢であった。雑然とした建物と雑然とした人間、これが開学の姿であり、そこには灰色の印象が拭いがたくつきまとっていた。しかし月日がたつにつれて、本部や図書館建設が進められ、研究室も整備されて、灰色を塗りつぶすような明るさが次第に立ちこめてくる。当時としては驚くほど立派な石造りの門が、しばらくひっくり返されたままに放置されていた旧軍隊の歩哨のポストに代って作られたのは、いつごろのことだったろうか。

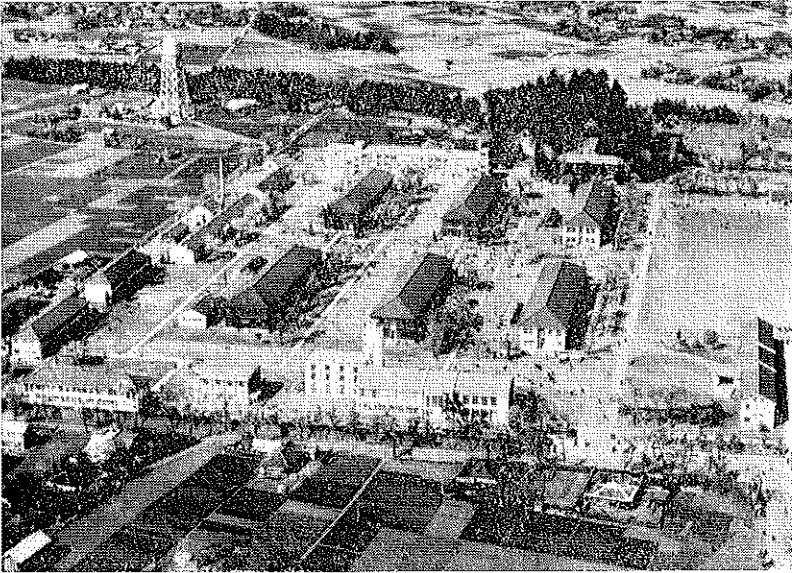
しかし率直に言って、その頃の大学には何か新しいものを作り出そうとする積極的な建設的な息吹きが立ちこめており、志を同じくして集まってきた共同体を通して、それを実感として感じることができたように思う。そして前に書いたいくつかの新建築は、そのまさしく象徴であった。与えられた環境はたしかに疑うべくもなく不満足、不十分なものではあるが、着々と進められる建設の雄音のひびきを聞きながら、完成の隣の未来像を脳裡に描くことによって、わびしさをかみころしていたのである。（今井宏氏執筆「年輪」、『茨城大学十年史』所載）

ちなみに、事務局新庁舎の竣工と正門新営は昭和25年（1950）5月16日、図書館の起工は同月13日、竣工は翌26年8月20日で、いずれも期成会の寄附になるものである。

昭和24年（1949）11月5日には、構内グラウンドの整備完了を機として大学祭を催した。次いで翌25年10月には、開学式及び記念行事を次の日程で挙行し、共に本学の整備状況を県民に知らせる機会としたのである。

- 1 展覧会 種目—絵画、彫刻、工芸、書道、写真、華道  
期日—10月20日から3日間  
会場—茨城大学水戸地区校舎（水戸市外渡里村）
- 1 演劇 「二十日鼠と人間と」（ジョン・スタインベック作）  
期日—10月21日  
会場—茨城会館
- 1 運動会 期日—10月22日（雨天順延）  
会場—茨城大学グラウンド
- 1 音楽会 期日—11月26日  
会場—水戸市立新荘小学校

なお、第1回大学祭は体育祭の形をとり、午前は各種球技、午後はレク



学園創立期の水戸地区キャンパス全景

リエーションを主とするプログラムで行われたが、第2回以降は学術・文化・体育の各分野に及ぶようになる。そして毎年11月初旬を中心とする時期に開かれ、開学祭や関東甲信越地区大学体育大会とともに、学生の課外活動にかかわる重要行事として継続されていく。

施設・設備と併行して学内諸規則も徐々に整い、さきの「評議会規程」に続いて、昭和24年(1949)12月22日には「学則」が制定され、翌25年(1950)4月には「厚生輔導規程・同細則」、5月に「文理学部教授会規則」、6月に「工学部教授会規則」、10月に「教員適格審査会規程」、やや遅れて26年(1951)2月に「教育学部教授会規則」がそれぞれ成立した。

こうして3学部の基礎固めは進んだが、なお未解決の課題も残っていた。その最大のものは、大学設置条件の一つでもあった教育学部の水戸への統合問題である。教育学部の水戸移転には、土浦市をはじめ県南市町村の反対があっただけでなく、師範学校同窓の一部にも不満があって一時政治問題化するおそれすら表わ

## I 総 説

れ、また教官の中にも根強い反対論があって、教授会で激しい議論が戦わされることもあった。しかし幾多の曲折を経た後、結局昭和26年(1951)4月30日をもって水戸移転を完了することができた。その詳しい経過については学部史の記述に譲るが、鈴木学長が草創期を回顧して、「更に重要、而も困難な大問題は、戦災後、土浦に落ち着いていた教育学部の水戸移転であった。」(鈴木京平「茨城大学創業時代の回顧」)と書いていることから、この問題の解決がいかに困難であったかを知ることができよう。

**県総合運動場問題** 学園草創期にあつてのもう一つの難問は、茨城県総合運動場建設と本学との関係であった。昭和25年(1950)4月、茨城県庁内に茨城県総合運動場建設委員会が設けられ、旧陸軍練兵場跡(現在の堀原運動公園)で、当時は県の指定開拓地となっていた場所36,000坪に「茨城大学運動場並びに茨城県総合運動場を建設する」(規程第1条)こととなった。しかしそのためには、既に入植していた人々への代替地の提供や耕作物・家屋移転の補償費を支払う必要があった。その財源には水戸市が500万円、茨城大学設立期成会が160万円の計660万円を支出してこれに充てることとし、開拓農地から運動場用地への変更を実現した。ただしその後、この練兵場跡地はA・B2地区に分けられ、B地区は硬式野球場とするため、将来本学へ移管する場合もA地区24,242坪だけがその対象となることになった。この件について本学は、県や大蔵省と種々折衝し、何度も覚書を取り交わしたりしたが、東原の旧水高敷地処分などの関係で明確な解決は得られなかった。東原地区は、当初は文理学部の専門教育のキャンパスに当てる計画であったが、その一部を水戸一中に割譲することとし、その後教育学部友部教場の水戸移転(昭和30年3月)によりここを教育学部職業科の教場とした。水戸一中に敷地の一部を割いたのは、運動場用地との交換を前提にした措置であった。しかし、昭和27年(1952)12月、「茨城総合運動場管理使用条件」「同施行細則」が制定され、運動場用地は、「教育委員会及び茨城大学が共同で管理」し、経費負担区分も「教育委員会が茨城大学と協議して定める」ことになっていたけれども、所管換のことは実現しなかった。やがて31年(1956)10月に「都市公園法」が施行されると、知事は大蔵省から堀原運動公園の無償



第1章 茨城大学の創立と発展

貸与を受けるため、本学へ同意を求めてきた。これに対し本学は、都市公園運動場として設置認可された後も従来どおり使用できることを県使用条例に盛り込むことを条件に同意したが、翌32年(1957)6月、「茨城県都市公園条例」が公布されると所管換は事実上不可能となり、その後も体育の正課及び課外活動で運動公園の施設を使用することはできたが、本学の既得権は次第に失われるに至った。

第1回入学生への アンケート調査 学生部の厚生課と補導課では、昭和24年(1949)12月から翌年1月にかけて、第1回入学の全学生を対象に、①出身地 ②出身校 ③父兄の職業 ④学費の支出状況 ⑤アルバイト状況などについてアンケート調査し、学生の実態把握に努めた。そのときの結果を①・④・⑤について示すと、次のとおりである。

茨城大学全学生出身地別調査 (県内郡市別調査表) 補導課補導係調査 (昭和24年12月)

県市内別	水戸市	日立市	土浦市	東茨城郡	西茨城郡	多賀郡	久慈郡	那珂郡	鹿島郡	行方郡	新治郡	稲敷郡	筑波郡	結城郡	真壁郡	猿島郡	北相馬郡	茨城県総計
文理学部	25	1	5	15	3	5	11	12	2	3	6	6	0	4	4	1	0	103
工学部	13	7	2	10	6	10	9	8	3	0	2	2	0	2	3	0	0	77
教育学部	20	8	2	32	12	15	28	32	3	3	6	1	2	7	8	6	0	185
合計	58	16	9	57	21	30	48	52	8	6	14	9	2	13	15	7	0	365
百分率	15.90	4.42	2.42	15.60	5.76	8.22	13.15	14.25	2.19	1.64	3.82	2.46	0.55	3.56	4.11	1.92	0.00	100.00

(府県別調査表)

都府県道別	茨城	東京	神奈川	埼玉	千葉	栃木	群馬	福島	岩手	青森	北海道	静岡	長野	兵庫	県外計	全国総計
文理学部	103	5	5	0	2	2	2	5	0	0	0	0	0	0	21	123
工学部	77	14	3	2	6	9	3	21	1	2	2	2	1	2	68	145
教育学部	185	0	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	0	0	6	191
合計	365	19	8	2	9	11	5	31	1	2	2	2	1	2	95	460
百分率	79.35	4.13	1.74	0.43	1.96	2.39	1.09	6.74	0.22	0.43	0.43	0.43	0.22	0.43	20.64	100.00

# I 総 説

## 地区別学費支出平均比較（昭和24年10月，厚生課調査）

イ 平均費比較	ニ 通学生支出平均比較
東京大学 5,825円80銭	東京大学 2,556円00銭
東北大学 4,533円00銭	東北大学 2,935円00銭
本 学 2,630円00銭	本 学 1,982円10銭
ロ 寮生平均支出比較	ホ 保護者送金高低比較
東京大学 5,834円	東京大学 最高19,800円 最低 1,500円
東北大学 4,854円	東北大学 平均 3,529円
本 学 3,062円	本 学 最高 4,500円 最低 300円
ハ 下宿生平均支出比較	ヘ アルバイト状況
東京大学 6,144円18銭	東京大学 1,551人中 539人
東北大学 5,810円00銭	東北大学 37人中 18人
本 学 3,190円00銭	本 学 90人中 23人

## 2 整備・拡充期の茨城大学

### (1) 研究教育体制の進展

**農学部**の設置 文理・教育・工の3学部を擁して出発した茨城大学は、昭和27年（1952）4月から農学部を、更に30年（1955）7月から工業短期大学部を設置するなど、一層総合大学としての実質を整え、既存3学部の教官陣容・施設・設備も次第に改善されて、いよいよ整備・拡充期を迎えることになった。

茨城県出身の実業家株木政一と茨城県選出の国会議員中井川浩らは、終戦直後の昭和20年（1945）11月から稲敷郡阿見町に在った霞ヶ浦海軍航空隊、土浦海軍航空隊など旧海軍の敷地や建物を活用して、ここに農科大学設立の計画を進め、翌21年（1946）5月に文部省の認可を受けて財団法人霞ヶ浦農科大学を発足させた。この農科大学は、24年（1949）10月に附属農業学校（現在の私立霞ヶ浦高等学校の前身）を除いて茨城県に移管され、県立農科大学となったが、この年に茨城大学が設立されるとこれと合併すべく、知事をはじめ茨城大学設立期成会が中心となって運動した。そしてまず、翌25年（1950）2月に新制の県立農科大学として認可されると、鈴木茨城大学長に暫定的に学長を委嘱し、4月からは東京大学農学部教授田中貞次を専任学長に迎えるなどして合併策を進めた。茨城大学評議会で、

この移管問題が初めて取り上げられたのは25年(1950)8月19日のことであった。評議員からは時機尚早の意見が出、席上学長も県の態度を見極めながら慎重に対処していくことを言明した。しかし、経費負担を約束する県当局の強い要望があり、県立農科大学は、昭和27年(1952)4月1日付で宿願の国立移管を果たすことができ、ここに農学・畜産2学科を持つ茨城大学農学部が誕生したのである。したがって県立農科大学は、26年度(1951)に第1回卒業生37名を出しただけで、茨城大学の中へ発展的な解消を遂げることになった。

**期成会解散** 懸案の農学部開設を見届けてまもなく、茨城大学設立期成会はその任務を終了したとして解散し、これを母体として

6月、新たに財団法人茨城県文化振興協会が設立された。知事を会長とする期成会が、昭和23年(1948)5月の結成以来、茨城大学の開学に文字どおり中心的役割を果たし、開学後も施設・設備の充実に尽力してきたことは、既に述べたところである。27年(1952)10月に期成会から提出された決算報告書(10月10日付)と事業概要は『茨城大学十年史』12~14ページに示すとおりであるが、収入1億819万余円、支出1億404万余円、残額415万余円、その事業は新築・補修・改築工事をはじめ、教官住宅の建築、図書・教具の購入など、広い範囲に及んでいる。

**第1回卒業式と 2代東学長の就任** 昭和28年(1953)3月20日、第1回卒業式が県立体育館で挙行され、卒業生457名(うち女子12名)、修了生227名(うち女子80名)に証書が授与された。2年課程が設置されていた教育学部では昭和25年度(1950)から修了生を送り出してはいたが、学士号をもつ卒業生は、この時が最初である。鈴木学長は告辞の中で、

現実社会の混乱した世相に惑うことなく、すべからく大志を抱いて、文化国家日本の建設は我々青年の力によってという遠大な希望と勇気をもって奮闘されることを期待します。(『いはらき』28年3月21日付)

と激励した。

同年6月、評議会規程が改正され、6月28日に開かれた評議会を改めて第1回と数えることになった。また6月27日には「茨城大学長選考規程」が施行され、公選制を採用することが定められた。9月5日その規程第2

## I 総 説

条第2号に基づき、専任講師以上の教官による選挙が行われ、第2代学長に東京大学名誉教授東龍太郎が選任された。初の学長選挙投票結果は、次のとおりである〔昭和28年（1953）9月5日調〕。東学長は10月1日付けで発令された。

- 1, 有権者総数 194名
- 2, 投票総数 181票（そのうち不在投票3票）
- 3, 棄 権 13名
- 4, 有効投票 180票
- 5, 無効投票 1票
- 6, 学長候補別得票数  
東 龍太郎 120票  
田中 貞次 30票  
都崎雅之助 30票  
得票数 計 180票

鈴木初代学長は10月1日、文理・教育両学部学生600名を前に「人類社会の貢献者たれ」と最後の訓示を行い、同日多賀町の工学部・土浦市の農学部にも出向いてそれぞれ借別の辞を述べた。一方、東新学長は、「茨大も戦後に出来たものだけにまだ内容が不完全で多くの問題があるだろう。2代目学長として淡々たる気持で一つ一つ片付けてゆきたい。」と語った〔『いはらき』昭和28年（1953）10月2日付〕が、事実、創立以来4年半、基礎固めの時期から施設・設備の充実を目指し、4学部を擁する総合大学としての実を整えることこそ、新学長に課せられた重い任務であった。

**学部の整備** 文学科・理学科・政経学科の3学科からなる文理学部は、人文・自然・社会などに関する専門教育のほかに、教育学部の5教科（国語・英語・社会・理科・数学）の専門教育、高等学校教員志望者への対応、全学にわたる一般教育の担当という四重の使命を担っていた。とりわけ一般教育を「新四年制大学の根底を為す科目」として重視する方針によって、その大半を受け持つ文理学部教官の任務は重く、また1年次しか水戸地区に在学しない工・農両学部の学生に対し、その2年次を対象として多賀と阿見へ出張講義にも出かけなければならないなど、負担も大きかった。文理学部の学科科目数は27年度で36、所属教官の主体は旧水

戸高等学校の教官であったが、そのみでは充足できなかったので、多賀工専・茨城師範・青年師範などからも配置換によって補い、特に政経学科については、水高の教官が法律・経済各1名しか在籍しなかったところから、新たに採用した教官が多かった。当初6学科目であった政経学科拡充の努力はその後も継続され、昭和33年度には9学科目になった。

一方新制大学としての教育学部では、教科教育法、教材研究が重んじられ、これを含めた教職科目を教育学部が担当することになったため、国語・英語・社会・理科・数学の5教科の担当教官は、師範・青年師範から文理学部へ配置換となった者が多かった。したがって教官の所属が固まり、陣容が一応整ったのは昭和26年(1951)に水戸地区への学部移転(職業科を除く)が実現してからである。教育学部の教科目数は19とされ、このうち教育学・教育心理学以外は小・中学校の教科に即したものであったが、教科教育・教材研究という新しいジャンルの研究と教育が、教育学部教官の主要な任務となった。昭和30年(1955)3月には、友部教場が水戸市東原の旧水高跡へ移転を完了し、職業科の専門教育をここで行うことにした。更に同33年(1958)4月には、教育学部附属小学校は水城地区(茨城師範学校男子部跡地の一部)、同附属中学校は愛宕地区(旧東部42部隊跡地)への統合となり、従来の附属水城小・中学校、愛宕小・中学校は発展的解消を遂げることになり、附属学校の歴史に新時代を画することになった。附属学校の統合は、教育学部の水戸地区統合とともに、大学設置に際しての一つの条件であったから、創立9年目にしてようやく懸案を二つとも解決できたわけである。

開学以来低調だった教育学部入学志願者は、27年度以降は募集人員を上回るようになり、就職先も旧師範時代のように県内だけとは限らなくなった。なお、32年度から中等教育科(27年度から小学教育科、中学教育科の名称を初等教育科、中等教育科と改め、4年課程を甲類、2年課程を乙類と呼んだ)の2年課程、翌年度から初等教育科の2年課程の募集を廃止することにした。教育制度の大転換の時期に大きな役割を果たした2年課程をこの時点で廃止したのは、教育現場における教員組織の充実という社会的要請に応じて、4年課程を質量共に充実させることになったためである。

## I 総 説

一方、創立当初の工学部は、産業界の復興もまだ緒についたばかりだっただけに、志願者が少なく、昭和24、25年度とも2次募集を余儀なくされた。多賀工業専門学校時代には全国的だった志願者も、ほとんど県内に限られてしまった。しかし、28年度からは志願者が急増して競争率は3倍強となり、33年度には6倍を越し、志願者も再び全国各地から集まるようになった。

このような気運の中で、昭和31年度からは工業化学科を新設するとともに、従来の機械・原動2学科を合併して新布陣による機械工学科を出発させ、翌34年度には精密工学科を増設するなど、近代工業の技術革新という新時代に向けて鋭意充実に努めた。

**工業短期大学部の併設** 本学に工業短期大学を併設しようとする動きは、昭和25年ごろから起こっていた。工業都市日立は、戦後数年にしてめざましい復興を示し、勉学意欲に燃える勤労青年の数も県内各地に増加しつつあったからである。こうした社会的要請と教育の機会均等の見地から、茨城県高等学校協会長は昭和26年（1951）9月、県教育委員会と茨城大学長あてに短期大学設置の要望書を提出した。これを皮切りに、昭和27年（1952）3月には県議会が工業短期大学設置を要望する旨の決議を採択するなどその気運が一段と高まった。これを受けて本学でも工業短期大学設置小委員会を設けて検討に入り、同年5月22日の評議会でその併設を可とする決定を下した。それに伴って工学部内に委員会を作って具体案の作成を急ぎ、7月には地元有志と協議して設立委員会を結成することになり、10月にその発起人会が開かれた。席上、会長に高嶋日立市長、名誉会長に友末知事を選出した。大学側もこれと併行して準備を進め、10月には、機械・電気・工業化学の3科、定員各40名とする設置認可申請書を文部省に提出するまでになった。しかし、地元負担金が具体化していなかったためか、認可は見送られた。そこで設立委員会ではその金額について協議し、総額1,150万円とし、その半額を県費で負担することを申請した。これに基づいて関係方面へ意見書を提出し陳情を重ねたが、次年も不調に終わり、ようやく認可されたのは昭和30年（1955）に入ってからで、その年の7月1日、国立学校設置法の一部を改正する法律により、茨城大学工

業短期大学部が本学に正式に併設されることになった。3か年にわたる地元関係者の努力が実り、修業年限3年、機械・電気2科からなる夜間の工業短期大学部が本学に生まれたのである。

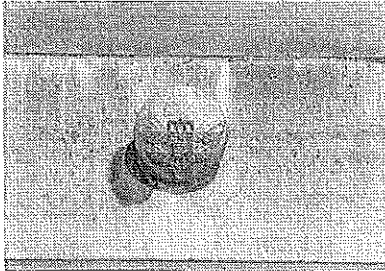
短期大学部学長には東学長、主事には都崎工学部長が併任、第1回入学式は7月15日に工学部仮講堂で挙行され、98名が入学した。31年(1956)4月には「工業短期大学部学則」が制定され、第2回入学式が行われたが、まだ専用校舎が持てず、工学部図書館西側の高台にその工事が始まったのは翌32年(1957)11月からであった。工事は年度末までに一応完成し、落成式は第1回の卒業式(卒業生71名)と同日の同33年(1958)3月19日に行われた。専用校舎の完成によって、短期大学部も整備の時期に入ることになった。

**校章・校歌の制定** 茨城大学を象徴するにふさわしい記章を制定するため、昭和25年(1950)9月、その図案を学生及び教職員から募集した。しかし採用すべき優秀作を得られなかったため、改めて本学教育学部美術科教官に依頼し3種の図案を作成した。これを学内投票にかけて順位をつけ、中央補導委員会の承認を経て第1位となったものを採用することとした。採用されたのは大道武男教官の作品で、野いばらの葉を図案化し、中に「大学」の文字を入れたものである。

校歌は学内からの募集ではなく、作詞を土岐善麿、作曲を平井康三郎に依頼して、昭和29年(1954)7月に完成した。これよりさき、昭和28年度に新潟大学を会場として開かれた、第2回関東甲信越地区体育大会の折に、学生の間から、校歌か応援歌がなくては意気が揚がらないから、とにかく校歌制定に取り組もう、という話が持ち上がり、学友会(後述)では直ちにクラブ・クラスの代表者会議を開いて校歌制定の方針を決定、川崎学友会長ら3名からなる小委員会を設けて作詞・作曲者の人選に入った。小委員会は東学長・沼尻学生部長とも話し合い、国文科・音楽科教官の意見も聞いて前記2氏に白羽の矢を立てて交渉し、快諾を得たのである。なお校歌制定前には学生の手で作詞作曲された寮歌「春のうたげ」が好んで歌われていた。

# I 総 説

## (2) 文教政策の変化と学生の動向



創立30周年を記念して講堂の正面に  
装着された校章

戦後の教育制度  
教育行政の改変 全般にわたる大  
改革の眼目は、教育行政の民主化と  
教育の機会均等の実現にあった。そ  
のため、単線型の6・3・3・4の  
教育制度をはじめ、教育委員の公選  
制、国定教科書制の廃止、教員養成  
制度の改革、いわゆる「学者文相」  
の任命など、教育の地方分権化と官

僚統制排除のための諸政策が矢継ぎ早に打ち出された。実現を見なかった  
とはいえ、CIEの勧告によって官立10大学を除く高等教育機関はすべて  
地方へ委譲するという計画すら検討されたことは既述のとおりである。

しかし、昭和25年(1950)ごろから政府・文部省の新教育手直しへの動  
きが少しずつ表面化し、同26年(1951)9月の対日平和条約の調印、翌年  
4月の同条約発効というサンフランシスコ体制の成立と、それに伴う占領  
政策の転換は、戦後の新教育の方向を大きく変化させる力となって作用し  
た。すなわち、「党人文相」の任命、教育委員の地方公共団体の長による  
任命制への切換え、中央教育審議会の設置、教科書検定制の強化、いわ  
ゆる「教育二法」の成立など総じて教育の中央集権化と官僚統制を推進す  
る諸政策が昭和27年(1952)から30年(1955)ごろにかけて次々と打ち出  
されたのである。社会科学習指導要領が改訂されて「愛国心」が登場した  
り、日本民主党がパンフレット『うれうべき教科書の問題』を発行して、  
日本教職員組合に関係をもつ著者の手になる社会科教科書を偏向教科書と  
批判して論議を呼んだのは、共に同30年のことであった。更に文部省は、  
33年(1958)4月から小・中学校で「道徳」を週1時間設けることとし、  
翌34年(1959)からは全国いっせいに教員の勤務評定の実施に踏み切るな  
ど、教育行政の集権化と統制化の傾向を強めるようになった。

このような社会的・教育的環境の下での本学学生生活動の諸相を振り返っ  
てみよう。



**学友会の発足** 学生の全人的教育の一環として昭和26年（1951）5月、まず学友会が組織された。学友会は、「文化・学術・体育各分野に於ける健全な発展と学生生活の充実を計り、以て民主的にして自由なる学園の建設擁護に邁進せん事を目的及び使命とする」（規約第2条）もので、会長には学長を推すが、会の運営はすべて学生の自主性に委ねられた。会務の総括執行機関は、委員長・副委員長（2名）・会計委員（2名）・庶務委員（3名）で構成される委員会（委員長以下の各委員はキャプテン会で互選）とし、重要事項はキャプテン会で審議決定し、必要に応じて学生大会に諮った。加入学生を昭和27年度について見ると、水戸地区学生総数2,237名中1,931名（86.5%）、部会数は文化部15（570名）、学術研究部15（734名）、体育部20（592名）、新聞局17名、応援団18名で、無所属学生は306名、全学生の13.5%で、政治的にも穏やかな活動ぶりであった。しかし、全国的にみると、このころ学生の反政府運動は激しさを加え、同27年（1952）2月の東大事件、翌3月の北大事件をはじめ、学生と警官との衝突事件が相次いでいた。こうした政治状況を背景として同年9月8日付、北関東大学自治会代表者（宇都宮・群馬・埼玉大学自治会代表者）の名義で、本学に早急に自治会を結成するように呼びかけたビラが配布された。

この呼びかけを一つの契機として、本学でも自治活動が活発化した。同28年（1953）4月からクラス会が認められることになり、これは自治会結成への第一歩となるものであった。その後、学生の自治活動は次第に盛り上がりを見せるが、その代表的事例として選挙権闘争と当面の要求運動があった。

**選挙権闘争** 昭和28年（1953）6月18日付の「修学のため寮・寄宿等に居住している学生生徒の住所の認定について」と称する各都道府県選管委員長あて自治庁選挙部長通牒（以下「自治庁通牒」と略称する）の撤回を求めて、開学と同時に開設された本学の寄宿舎で水高の伝統を受けて、自治寮「星嶺寮」として発足していた学寮居住の男子学生、及び「うばら寮」の女子学生が、当時の渡里村選挙管理委員会を相手どり、法廷闘争に持ち込んだ事件である。この「自治庁通牒」が、「修学のため寮、寄宿舎又は下宿等に居住している学生生徒の住所は、単に居住の

## I 総 説

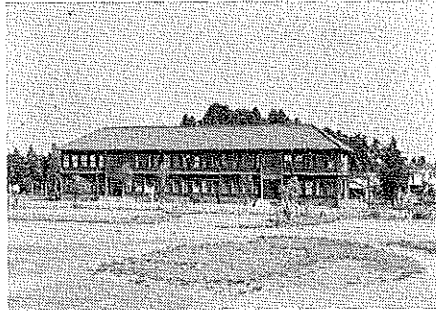
事実のみをもってその居住地に在るものとすべきでなく、個々の場合につき具体的に、生活の本拠がどこにあるかを調査して認定すべきものである。」としたことが、事実上、学生の選挙権行使を規制する政策であるとし、寮生大会で反対を決議、「星嶺寮」・「うばら寮」の学生は渡里村選挙管理委員会、工学部の吼洋寮では多賀町選挙管理委員会にそれぞれ再三抗議した。しかしこの異議申立てが却下されたため、寮生は水戸地方裁判所に、渡里村選挙管理委員会を相手に訴訟を起こしたのである。全学連もこの闘争に強い関心を寄せ、9月には通牒反対闘争指令を発し、10月には本学寮生代表も参加して東京で選挙権擁護全国学生決起大会が開かれた。学内では同年12月から訴訟費用2万円を集めるためのカンパが始まった。

昭和29年3月18日、水戸地方裁判所は、学生の選挙権は修学地にある旨の判決を下したが、これを不服とした選管側は4月、最高裁判所へ上告した。このため「茨城大学校友会・茨城大学学生大会」の名で最高裁に「上申書」、自由党に「抗議文」、各党並びに県選出国會議員に「請願文」をそれぞれ送付してこれに対抗するとともに、学内では支援のためのカンパが続けられた。この法廷闘争は、同29年10月20日、最高裁が水戸地裁の判決を支持し、渡里村選管の上告を棄却する判決を下したことで勝訴し、ようやく決着した。実は同じ時期に他に4件ほど同様の趣旨の訴訟が出されていたのであるが、本学に対するものが最も早い判決であり、この意味でも全国的に注目を浴びたこの闘争は、一般学生とりわけ寮生の政治意識を大いに高める結果となった。

**当面の要求運動** 最高裁判決のあった直後の12月、学生が提出した「当面の要求」運動である。これよりさきの9月16日に開かれた校友会総会（参加者推定450名）において、勉学諸条件の改善、原水爆禁止運動の推進などを行うため、次のような「学生の当面の要求」5項目を採択し、この要求を前期試験終了後、正式に大学側に提出して回答を求めたのである（以下5項目の用語は原文のまま）。

- (1) 補導細則の再検討の要求
- (4) 集会結社の自由（自治会寮連合、県人会その他一切の同好会団体の結成、集会の自由）

- (a) 検閲の撤廃（広告ポスターその他一切の掲示に関する検閲の撤廃、寮及び学内諸団体の信書の検閲の廃止）
- (b) 事務局並びに各課職員の官僚的態度に反対
- (c) ホームルームを開くための時間調整（水曜3・4時限の授業廃止）
- (d) 顧問教官制の撤廃



旧東部42部隊跡の男子寮（水哉寮）

- (2) 経済的要求
  - (i) アルバイトのあっせん及び拡充, (ii) クラス会予算の増額, (iii) 学生協同組合による売店・食堂の経営, (iv) 育英資金の増額, (v) 卒業生に対する就職あっせん, (vi) 授業料の値下げ及び減免者の増加, (vii) 寄宿料の撤廃, (viii) 学校予算の学生に重点を置いた配分。
- (3) 平和運動の推進
  - (i) 原水爆禁止署名運動
  - (ii) 選挙権闘争への全学生の結集
- (4) 勉学条件に関する要求
  - (i) 優秀教授の招へい (ii) 図書の貸出と夜間使用 (iii) 各クラスの部屋設備の拡充
- (5) 寮問題に関する要求
  - (i) 東寮の接收反対, (ii) 寮生の会計権把握, (iii) 入寮選考権の学生側の把握

「当面の学生の要求」に対し、大学側では学生部・中央補導協議会が中心となって検討を重ねる一方、大学と学生との話し合いも継続的に行われた。この間、12月には女子寮生が寮生大会を開いて女子学生との風紀問題で一教官の追放を決議し、同教官は間もなく辞職に追い込まれる事件が起こり、大学側が対応に苦慮する事態も発生した。開学以来、学生が大学当局へ要求書を提出したのはこれが初めてであり、教官追放問題が重なって「当面の要求」に対する学生の関心はかなり高かった。そのことを、本学新聞局が498名の学生を対象に行った次のようなアンケート調査の結果に即して見ていこう。

- (1) 「当面の学生の要求」の内容を知っているか。

## I 総 説



水戸キャンパス構内の女子寮（うらば寮）

ん、学校の予算を学生に重点的に配分する件、会計の公開などには多くの支持が寄せられた。）

(8) 学友会及び「当面の要求」実行委員会をどう考えるか。

- ・全学生の意見をまとめて活動し、経過報告・活動状況を詳しく知らせよ。(72件)
- ・実行委は全学生に根を下ろした活動をしていない。(62件)
- ・現状にマッチした運動を慎重に行え。(40件)
- ・この運動は独善的で行き過ぎである。(30件)
- ・学友会は何をするのか知らない。(7件)

「当面の要求」に対して、大学側は、「たしかに無理な面もある」（定形学生課長談、『いはらき』昭和29年12月15日付）として補導細則などの再検討を約束し、学友会、実行委側も上記アンケートの結果によって、これまでの運動の進め方に欠陥のあったことを反省し、学生生活上の切実な問題に要求をしぼるなど両者は歩み寄りを見せ、同30年3月23日付で酒井学生部長は東学長に「当面の要求」の処理結果の報告を行った。その主要な点を原文に即して記せば次のとおりである。

(1) 補導細則の再検討その他

- (i) 学内における集会、行事、団体結成、掲示、印刷物の配布、販売等は原則として届出制とする。ただし、学外に関係する場合は届出許可制とする。
- (ii) 学内掲示の場合、集会又は行事届によってあらかじめ連絡方法を明示したものについては別に届出を要しない。
- (iii) これ等のすべての場合、その行為が本学の目的に反し、又は本学の秩序を乱すおそれがあると認めるときは、これらの行為を停止又は禁止することが

- ・知っている。(26%)・大体知っている。(65%)・全然知らない。(7%)
- (2) この要求を支持するか。
  - ・全面的に支持する。(41%)
  - ・部分的に支持する。(53.9%)
  - ・全く支持しない。(5.1%)

(注、支持しない理由としては、「顧問教官制の撤廃」と「寄宿料の撤廃」の2項目が主で、卒業生やアルバイト学生への就職あっせ

ある。

(c) 顧問教官制は存置する。ただし、同郷会・同窓会等の私的団体には置かないこともできる。

(2) 経済的要求

アルバイトあっせん委員会(仮称)のごとき機関を設けて組織的に推進するほか、学生の要望にそって努力する。

(3) 勉学条件の改善

図書館の夜間使用は、とりあえず後期試験中17時から21時まで延長することを認める。

(4) 寮問題に関する要求

寮費・食費・入寮金などの学生管理及び選考権を学生にゆだねる件は認められない。しかし運営面で改善の余地があるので十分善処する。なお、寄宿料の撤廃については学生側から要求を取り下げた。

「当面の要求」運動は、学生の自治活動の活発化とともに新制大学はどのような問題に直面することになったか、そして大学側がこれにどのように対応したかを具体的に示す一つの資料として、重要であろう。

### 自治会の結成

選挙権闘争と「当面の要求」運動を通じて、学生の自治活動は活発となり、自治会結成への気運も一段と高まった。昭和30年(1955)5月から8月にかけて、一部学生がウィーン・アピール(原子戦争準備反対の訴え)に呼応し、学内で署名運動を行ったこともその一例であるが、この署名運動をめぐる学友会役員内部に意見の対立が生じ、石川委員長は役員会を解散するという事態が生じた。アピールそのものには賛成であっても、その実行方法には検討の要ありとした委員長見解を無視して、一部役員が署名運動に入り、また全学連加盟へも積極的姿勢を示したからである。それにもかかわらず、同年9月17・18日の両日には、第6回関東甲信越大学自治会代表者会議が本学を会場として開かれた。この会議では、平和運動の取り組み方、関東甲信越地区体育大会の運営と予算の問題、学生自治会の当面する問題などが討議されたが、まだ自治会が誕生していない本学でこの会議が開かれたのは、自治会結成を促進させようとする他大学学生自治会の意向と、それとの連携を密にしてこれを早期に実現しようとする学内の動きとがマッチしたからであろう。

特に31年の4月以降、全学連の統一方針に基づいて、核兵器の実験禁

## I 総 説

止、小選挙区制反対、教育三法成立阻止をスローガンとする反政府の学生運動が全国的に展開された。このような社会状況の下でまず6月13日に教育学部学生自治会が、11月21日に文理学部学生自治会が、それぞれ結成された。なお、大学として両学部の自治会結成を正式に承認したのは、翌32年3月の評議会においてである。

これよりさき、一部学生は全学連の指導方針にそい、学術・文化・体育3部門からなる学友会を改組して自治会とし、自治会中央執行委員会の下部機構に位置づけようとした。しかし大学側はこれを認めず、学友会とは目的や方向を異にする学生有志の団体として、学部ごとに学生自治会を認め、大学の教育責任の範囲内においてこれを補導することとし、学友会については従来学友会からクラス会を分離独立させた自治機関とし、課外活動を中心とした学生団体として存続させることにしたのである。

### 学生補導対策に苦慮

本学は開学以来、「全人教育」の達成を目指し、特に厚生補導面の指導に力を入れてきた。例えば、教官と学生との接触・連携を密にする方策として、

- (1) 昭和26年(1951)10月から全学に指導(助言)教官制(各教官の下に数人ないし10数人の学生を配し、よき相談相手として適切な助言を与える)を採ったが、30年5月からはこれを学部ごとのクラス担任制に改めた、
- (2) 昭和28年末の学園緑化募金活動を発端として生まれた学園緑化運動を発展させ、同30年5月には学生・教職員が一体となった「学園緑化推進委員会」を設けた。その資金は、毎年度始めに学生緑化委員会が行う募金と新入生の協力による1人100円の寄金を基礎とした、

などの方策を講じてきたのである。

しかし当局の最も腐心したところは、自治活動及び自治会結成への動きを含めた学生補導対策であった。既に昭和28年ごろから中央補導委員会(中央補導協議会を30年9月から改称)を中心としてこの問題を検討してきたが、30年以降、本学における学生運動も、全学連をはじめとする全国的な反政府の政治運動の一環としての色合いがすこぶる濃厚となったから、学内の対策だけでは到底解決し得ない状態となった。それでも中央補導委員会としては、自治会結成に伴い、新たに学生相談室(昭和32年5月)、水戸地区学寮協議会(昭和33年5月)、学生厚生施設運営委員会(昭和33年7月)

## 第1章 茨城大学の創立と発展

を設置したほか、補導委員の常駐制、学生ホールの運営改善、就職・アルバイトあっせん事務の強化など種々考慮して学生補導に努力してきた。

この間にも、昭和33年9月から11月にかけての教員の勤務評定と警察官職務執行法に反対する反政府運動が激しくなり、これに呼応して本学学生の中にもしばしば学外に出て抗議行動を繰り返す者が少なくなかった。特に9月15日の勤評反対運動には、450名の本学学生が参加して水戸市内をジグザグ行進し、県教育委員会との団体交渉を要求した。こうした事態に直面した大学側は、その対策に腐心しながら、しかし、「現在の世相の苛烈さに処して、伝統ある『大学の自由と独立』を守り抜くことが可能であるとしても、如何に困難であるかを改めて認識したにとどまり、具体的結論を得ることができなかった。」(11月13日、中央補導委員会記録)というのが実状であった。

## 第2章 高度成長期の茨城大学

### 1 文理学部の諸問題と改組

**文理学部問題の複雑さ** 茨城大学の文理学部は、第1章でみたように、旧制水戸高等学校の文科と理科が母体となって編成を新たにし昇格してできた複合学部である。教官構成の点では、旧制水戸高等学校、茨城師範、青年師範及び多賀工専からの移行教官、更に昭和27年(1952)には県立農科大学が農学部になったことに伴って移行された一般教育担当教官のポスト並びに高度成長期における各学部の定員増によって配当される一般教育担当教官のポストで構成されていた。ところが高度成長期を迎え、科学技術振興が叫ばれ、専ら自然系学部が重視されたが、文理学部の専門教育担当教官の定員増は全く無かった。教官増は、すべて他学部の学生増による一般教育担当教官の定員増に頼らざるをえなくなっていた。ちなみに昭和24年(1949)から同41年(1966)に至る文理学部の学生定員は、160名乃至155名であり、したがって専門担当教官の定員増は皆無であった。

更に文理学部は、自らの専門教育のほかに、教員養成学部である教育学部の5教科(国語、英語、社会、数学、理科)の専門教育及び高等学校教員志望者の教育も行い、かつ全学の一般教育(体育は教育学部担当)の担当及びその責任を担っていた。このように、当時の文理学部は三重又は四重の使命を持っていたと言えよう。そのうえ、昭和33年(1958)7月に出された中教審答申において、かつての師範学校の復活とも考えられる「閉鎖的、差別的」(大学基準協会『会報』第1号)な方向が打ち出されたため、文理学部の問題はますます複雑になってきた。このような複合文理学部を持った大学は、全国に茨城大学を含め14大学あった。

**各学科の問題** ここで文理学部の文学科、政経学科、理学科のそれぞれの学科について触れておこう。文学科は、昭和34年(1959)文理学部の学生定員が5名削減されるに伴って学生定員が40名から35名に削減されていた。更に同じころ、文理学部の改編問題が起り始



めた際、文部省は昭和34年(1959)秋、文理学部の学科(文学科,社会科学系の学科,理学科)内の専攻を整理したらとの提案を行い、とりわけ文学科に対しては、英文、国文、史学の三つ、ないしはこのうちの二つに整理するよう指示をしたようであった。この3科目が選ばれたのは、学問の内的理由というよりも、志望する学生が多いということであつたらしい。これに従い茨城大学の文学科では、哲学、心理学、史学、国文、英文、独文、言語学及び仏文、の7教室で六つの専攻(言語学専攻なし)を立てていたものを、国文、英文、史学、心理の4専攻に絞ろうという案が論議された。この計画によれば、専攻を立てない独文、言語、哲学は専門教育を担当せず、一般教育のみを担当することになるはずで、これら3教室の定員に欠員が生じた場合は、それを専攻を立てている4教室へ再配分するというものであった。この計画は、ピーク(煙突ともいわれた)整理計画と呼ばれていた。しかしこのピーク整理計画は、他大学で教授会の反対でつぶれてしまったように、茨城大学でもやはり同じように実現はしなかった。

茨城大学の社会科学系学科は、発足当時、政経学科として旧制水戸高等学校の2名を含め7学科目(経済学3,法学3,社会学1)が設けられていた。その後昭和27年(1952)に、6名が農学部設置に伴い、一般教育担当として移行された。更に、その後地元の要請もあって昭和32年(1957)には8学科目、33年(1958)には合計9学科目(学生定員80名)の大きな学科に成長していた。文理学部において逐次学科目を増やしたのは、政経学科だけであつて、昭和35年(1960)には遂に経済の学科目が七つ以上に達し、昭和38年(1963)4月1日、政経学科は経済学科と学科名を変更することとなった。これには社会科学系の学科を一層充実させて、ゆくゆくは経済学部として文理学部から分離独立させるという考え方が、底流にあつたと言われている。またこのころ、一部には商学部にしてはとの意見もあつたようである。いずれにせよ、これによって文理学部の経済学専攻の学生は、学士号が社会科学士から経済学士となることとなった。これには文部省の指導もあつたが、学生の就職に際し社会科学士では困るといった地元の意向も、全体としては反映していたと言つてよい。こうして茨城大学に北関東では埼玉大学に次いで経済学科が設置されることとなった。

## I 総 説

他方、理学科においては、数学、物理、化学、生物、地学の5教室で四つの専攻（学生定員40名、地学は専攻なし）を立てていた。理学科に関しては、文学科に見られた科目の再編整理の問題はなかった。しかし問題は別の所にあった。それは一般に自然系の学問においては、実験のための施設・設備の充実と研究費の増加が研究の質的向上に直結するという特性による問題であった。文理学部自身による学科・学生増は、先に述べたように高度成長期を控えた時期とはいえ考えられなかった。他方、自然系の専門学部の学科学生増は、文理学部に一般教育担当の教員の定員増（学生20名につき教官1名）をもたらすものではあっても、これは一般教育の負担増につながり、文理学部の専門教育自体はじり貧になってゆかざるをえなかった。この傾向に対する焦りが特に理学科において大きかったと言えよう。

このように文理学部の問題は、学科によって区々ではあったが、先に述べたように文理学部が専門教育と一般教育と教員志望者教育とを、一体として担当するという三重構造の点では各学科一様であった。したがって文理学部には他学部と異なり、教務関係の委員会が二つあった。一般教育運営委員会と（専門教育についての）教務委員会である。そこでの教務計画は、一般教育における必修科目と選択科目、専門教育における必修科目と関連科目・自由選択科目を一つの体系にまとめ、更に教育学部学生の教員免許状取得にも対応できるものでなければならなかった。しかしその中では、わけても一般教育の理念があいまいで、一人一人の教官が一般教育よりも研究、一般教育よりも専門教育という志向を持つ傾向があった。これが文理学部問題を一層深刻にさせていたものであり、文理学部の一般教育の質が、学生から、また他学部から、あるいは社会から常に問われることとなったのである。

**文理学部改組の動き** 昭和38年（1963）1月、中央教育審議会は「大学教育の改善について」という答申を行った。そこでは文理学部の改組の必要性和教養課程の教育を行う組織の設置について触れられていた。またこのころ、すでに戦後の第一次ベビーブームによる学生増が予想され、昭和41年度（1966）からの急激な高校卒業生の増加に対して大学を拡充整備する必要性が叫ばれていた。このような背景の下に

昭和38年(1963)10月3日、4日の両日、山形大学で開催された全国文理学部長会議において、村山松雄大学課長は、教官組織の問題、学科の編成及び一般教育について所見を述べ、文理学部の改組を説明した。それは大場千秋文理学部長から10月23日の教授会で報告された。翌年1月31日、埼玉大学において、臨時文理学部長会議が開かれ、文部省側から更に具体的な文理学部改組の基本線が示された。それによれば、①昭和41年度からの学生急増対策については、文理学部が最も潜在力がある。②改組は各大学の実状に応じて40・41年度(1965・



大場千秋文理学部長

1966)の予算として考える。③改組は画一的ではなく過去の実績に照らし合わせて個別的に解決してゆく。④改組に併せて一般教育及び教育学部の充実を並行的に考えてゆく、というものであった。この計画によれば、昭和39年度(1964)から概算要求してゆくということで、茨城大学文理学部は組織委員を改選拡充するなど、にわかに慌ただしくなった。

文理学部改組の最も困難な問題は、どのような学部を独立させ、どのような一般教育の教官組織を構成するかということであった。各学科は、一方で専門学部として独立拡充したいという強い希望を持ちつつも、他方、一般教育のみの教官組織は何としても避けたいという考え方をしていた。したがって文理学部は当初、昭和39年(1964)3月、経済学部(学生定員160名)、理学部(120名)、教養学部(80名)の3学部独立計画を立て、改組問題を解決しようと考えた。ここで問題となったのは、教養学部の扱いであった。教養学部案は、文部省の方針として総合型の学科編成の場合にのみ認めると言われていた。しかしさきの中教審答申では、教養部案はあっても教養学部は考えられていなかった。したがって後から考えれば、自然系や社会系の学科を独立させた後の総合的教養学部案の実現可能性は少ないものであった。それでも当時は、愛媛大学、千葉大学、茨城大学などが教

## I 総 説

養学部案を掲げ、一般教養担当の教官に専門の授業を持つ機会を与える組織を考え、教養部に伴う問題を避けようとしたのであった。

文部省側の方針では、当初一般教育については、①教養学部で行う、②教養部で行う、③一般教育委員会を設置する、の三とおりの方向が示されていた（昭和39年4月27日14大学学長会議）。そして同年6月22日の茨城大学との交渉において文部省側は、教養学部、理学部、経済学部について検討するとの意向を示した。文理学部教授会はこれに基づき、7月1日、理学部、経済学部、教養学部（学科編成は教養学科一本に絞る）の概算要求を決定した。ところが7月28日の全国14の文理学部を持つ大学の学長と大学局長との懇談会で、茨城大学の案は「文学部的要素をそのままにしているから、もっと考え直してほしい」との示唆を受けた。文部省には教養学部を設置する際に、一応次のような目安があったようである。その学科目の立て方では、①人文、社会、自然のうち各二つ以上を総合する分類、②総合的地域研究に基づく分類、③国内・国際上の中心課題に基づく分類、である。茨城大学ではこれに基づき、急ぎ教養学部案を一部手直しの上、概算要求を提出することとなった。しかしこの年、茨城大学が提出した概算要求は見送りとなり、昭和40年度に改組が決定したのは弘前大学（人文、理各学部と教養部）、埼玉大学（経済、理工、教養各学部と教養部）、静岡大学（人文、理各学部と教養部）、鹿児島大学（法文、理各学部と教養部）の4大学であった。この第1次の文理学部改組によって、たとえ教養学部が設置されても、必ず教養部も設置されることが明らかとなり、文学科が考えていたような学部内部に教養部を含み、かつ文学科の実質を保証しようという教養学部構想に固執することは無意味となっていた。

こうした事情において、昭和40年（1965）5月19日の教授会は、改組に伴う学部構成として人文学部、理学部、教養部の3部局を決定し、教養部の設置については次の四つの原則（通称島田四原則）を了承した。①教養部は各学部と対等の自主性を保持すべきである。②教養部は全学の学生を預るという性格に基づき、また一般教育の本来の理念に基づき、総合性を確立すべきである。③教養部教官の研究条件は各学部のそれと全く平等となるべきである。④教養部教官の負担も各学部教官の負担と均衡を計るべき

である。そして7月2日には、教養部準備委員会が設置されることとなった。

改組をめぐる 文理学部の各学科は、改組問題に対してそれぞれ異なつた各学科の動き 対応をした。それは各学科が異なつた状況に置かれていたことの反映でもあった。ここで各学科の対応について触れておこう。

文理学部改組問題に最も早く、かつ組織的に対応したのは理学科であった。理学科では既に昭和38年(1963)12月に若手の教官を中心に理科充実委員会が結成された。これは各教室の代表によって構成される教室委員とは異なり、教室の枠を外して全学的な立場から文理改組を構想するというものであった。具体的には理学科の充実を目的として、大学設置基準の研究、理学部を持つ主な国立大学の実態調査などを行い、将来はこの調査結果から学部充実の原案を出すことも考えていた。この委員会の調査結果でも、茨城大学の理学科は新制発足当初から理学部となっている大学と比較して、設備が相対的に劣っている事実が裏付けられた。これは文理学部であるがためのことであると考えられ、理学部として独立するという意向を一層強めることとなった。また文部省も、旧制と新制の理学部のギャップが大きいことを認め、地方新制大学の充実に重点を置き、理工系の学生を増募しようとしていた。この点では、文部省の意向と理学科の意向とは一致する客観的な背景があったと言えよう。

ところで理学科の改組案では、当初学生数を文理学部時代の40名から120名にし、数学、物理、化学に加え、生物か地学のいずれか1学科を立てて4学科とすると考えられていた。しかし最終的には地学は共通学科目として、学部の学科構成から外され、従来から学科として立っていた生物が立てられることとなった。この学科構成は、全国29の理学部を持つ大学の標準的な構成であった。

他方、経済学科で問題となったのは、経済、経営、法学の3学科のいずれを立てるかということであった。経営は経済に含めることで問題はなかった。しかし経済と法学の2学科を立てることは、学部の設置基準との関係で困難であったため、一時その妥協案として、学科を立てずに経済、経営、法学の三つのコースを設ける(通称無学科3コース案)ことが考えられ

## 1 総 説

た。しかし昭和39年(1964)6月、文部省から、無学科ではなく経済学科として概算要求するよう示唆があり、法学教室は学科を立てることを断念せざるをえなくなった。ところが昭和40年度に文理改組が行われた4大学のうち、鹿児島大学に法文学部が設置され、いわゆる2期校に全国で初めて法学科が設けられた。茨城大学の法学教室もこれで意を強くし、昭和40年(1965)5月22日には『茨城大学人文学部法学科設立の趣旨』というタイプ刷り5ページの趣意書を作成して、再び法学科の設立を目指した。その後も機会あるごとに法学教室では法学科設立の要求を繰り返したが、昭和41年(1966)6月の対文部省折衝において、最終的に人文学部の法経については、法を経に含ませるという指示が出され、茨城大学では経済学科を立てることに決着を見た。かくして法学科が設置されたのは、昭和41年に改組された島根大学、同43年改組の愛媛大学と千葉大学(法経学科)にとどまった。

最後に文学科に関しては、第1回目の文理改組作業の過程において、文学科の実質を保持しながら教養部の役割を果たすという教養学部構想が非現実的であることが明らかとなってからは、基本的な問題は、どのようにして教養部へのスタッフを提供するかという問題に移ってしまったと言ってよい。それだけにそれ以降の文学科では、文学科の存在意義について危機感が高まり、改めて文学科の存在意義を求める議論が種々行われるに至った。そして公式の文学科組織委員ばかりでなく、理学科の充実委員会のように若手教官による非公式の組織委員を選出し、文学科独自の主張を展開しようとの試みもなされた。

## 2 教育学部の諸問題

**戦後の教員養成制 戦後の教育改革によって、教員養成が、戦前、師範**  
**度をめぐる問題** 学校においていわば閉鎖的に行われていたことに対する反省から、どこの大学・学部でも教員免許状の取得が可能となった。それは、ひとつに教員養成の場が「国家ノ須要ニ応スル」ことを前提とした大学ではなく、総合的な市民的素養を育成する新制大学に移ったということへの対応であり、また小学校教員養成のシステムの面から言えば、大学

で教職に必要な単位を取得していれば、ひとしく教員免許状を受けることが可能になるなど、戦前の閉鎖型システムから開放型システムに移ったことを意味していた。

ところが中央教育審議会は、昭和33年(1958)7月28日の答申「教員養成制度の改善方策についての答申」において、このような教員養成システムに修正を加えるよう提案した。答申は開放的の制度に伴う教員養成上の問題について触れながら、大学において教員養成を行うという基本方針は堅持しながらも、教員育成のための教育基準の確立を提案した。この答申に対しては多方面から批判が集中し、教職の専門性確立に名を借りた国による教員養成への規制の強化であるとか、教員養成の目的を明確にすることは結果的に教員養成の閉鎖制につながるといった意見が述べられた。したがってこの答申に基づいた教育基準の設定は、昭和38年(1963)ごろまで大幅に遅れるようになった。

**茨城大学における教員養成カリキュラムの研究** ところで茨城大学教育学部では、この中教審答申とは別に、昭和31年(1956)から教員養成カリキュラムの研究を独自に始め、昭和34年3月には、『教員養成カリキュラムの研究』(タイプ刷り163ページ)という報告書がまとめられた。これは各国立大学、県内小・中学校長及び指導主事、各教科別卒業生に調査票を発送し、教員養成学部のカリキュラムに関する希望及び意見調査を行うというもので、卒業生や校長等の大学に対する要求の一般的傾向を把握しようとしたものであった。更に報告書は、この調査資料の分析に基づいて、「具体的な学習指導法についての研究が不十分である」と指摘し、以下のような新しいカリキュラムの基本方針を示した。第1に教員養成は「総合大学の中での教育学部(4年制)において」行うこととし、学生が「広い視野と人間像を作る上に望ましい」という点から、単科大学方針をさげ、他方では教員養成を本務とする自己の目的と性格を明確にするため学芸学部等の名称はしりぞけ」ている。第2に教育学部は教員養成の総合力を持つように組織するものとして、「一般教育と専門教育は文理学部で、教職教育だけを教育学部で」といった旧来の組織は改善されねばならない」と述べた。第3に現行の大学設置基準や教育職員免許法が最低基準である

## 1 総 説

にもかかわらず、現実になんががゆる開放制のよりどころとなり、これを最高基準とする場合さえあるために、養成カリキュラムの理想的構成からすれば基準は改正されるべきものであるとした。第4に単位制度は維持し、基準単位の内容は修正するとした。

この調査報告は、茨城大学教育学部として独自に実施したものであって、その「はしがき」にも「中教審の答申に相応ずる部分があっても、必ずしもそれに影響されたとは考えていない」とその独自性を主張した。そしてこの調査報告は、昭和34年(1959)7月に発表された日本教育大学協会の「教員養成カリキュラムの基本構成案」に影響を与えたとされている。

このように茨城大学教育学部では、一般に教員養成大学の目的化に批判が高まる中で、むしろ積極的に教員養成カリキュラム基準を内外に示していったと言える。したがって昭和37年(1962)11月12日、教育職員養成審議会が「教員養成制度の改善について」という建議を行って、教員養成のための大学・学部の目的性格を明らかにし、その目的にふさわしい教育課程を編成すること及び教員の資格付与、試補制度、計画養成などを打ち出した際にも、茨城大学教育学部は翌年3月13日の教授会で、「建議内容を大体諒解」したのであった。

教員養成の ところで文部省が昭和38年(1963)7月「教員養成大学・  
学科目編成 学部の課程・学科目(案)作成について」という通知を出し、各教員養成大学・学部に対して文部省の示す学科目のひな型に従って学科目表を出すよう求めたところ、和歌山大学学芸学部などでは、大学の自主的な学科目編成を主張し続け、あくまで文部省による学科目編成に反対した。この際にも茨城大学教育学部では文部省への報告書作成の過程で「国英社数理の専門科目が文理学部の担当であることが問題」と指摘するにとどまり、むしろ将来的には教育学部自前で教員養成が行える方向に進むべきであるという考え方を一層強めることになった。更に同年11月26日、文部省は「国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令(仮称)の制定について」の依頼書を各大学個別に送り、各大学の学科目を最終的に省令によって定めようとした。これに対して、例えば鹿児島



大学教育学部教授会は12月10日、文部省による学科目の省令化に反対し、学科目編成は各大学の自主的見解を尊重すべきことを主張した。これに対し茨城大学では12月7日の教授会においても、学科目の省令化そのものについての疑義は出されず、新たに地誌学・作曲法・美術理論など9項目にわたる学科目の省令化（設置）要求が出されるにとどまった。しかし翌年2月25日に発表された文部省の「国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令」の別表第12（茨城大学分）では、茨城大学教育学部で要求した学科目の設置要求は、すべて認められていなかった。

**茨城大学教育学部** ところで茨城大学教育学部は、教員養成カリキュラムの**基本的考え方**の重要性を主張しながらも、他方では総合大学における教員養成といういわゆる開放性の立場をも主張したと言えよう。教育職員養成審議会は、先の「教員養成制度の改善について」（昭和37年11月建議）に基づいて、昭和39年（1964）7月30日「教員養成のための教育課程の基準について」を提出した。これはすべての大学・学部を教員養成を目的とする大学・学部とそれ以外の大学・学部とに大別し、それぞれ格差をつけて小・中学校の教員養成に必要な教育課程を示したものであった。それはまた教員養成のための教育課程を、科目・単位構成に至るまで直接拘束する詳細な計画案であった。これに対して、茨城大学教育学部では、9月11日拡大教務委員会が開かれ、この計画案の検討が行われた。その結果、この計画案で教員養成を目的とする大学・学部とそれ以外の大学・学部に「基準の格差があることはおかしいので、同一カリキュラムで同一の免許状が授与されるようにすべきである」との結論を得た。この検討結果は、国立大学協会及び日本教育大学協会関東地区会あてに提出されることとなったが、大学で教職に必要な単位を取得していれば、ひとしく教員免許状を受けることができるといういわゆる開放型の教員養成制度の立場を貫いたものとして注目すべきであろう。このような立場はその後一貫していた。昭和40年（1965）5月11日、日本教育大学協会の教員免許制度検討委員会は、「教育職員免許法規改正に関する意見（中間報告）」を示し、各大学の意見を集約した。茨城大学教育学部では各学科ごとに「中間報告」の検討が行われ、7月21日には「教育職員免許法規改正に関する意

## 1 総 説

見」としてまとめられた。それは開放制を前提として、「高校教員の質の低下をもたらさないよう」検討すべきこと、「学生の意識からみて、小学校教員志望者の質の低下を来すおそれ」からの配慮が盛り込まれていた。教員免許制度検討委員会は、同年9月30日「教育職員免許法規改正に関する意見」を発表し、「開放制を維持しつつ免許法の水準を高める」ことをうたっていた。

高度成長期に茨城大学教育学部は、いち早く教員養成カリキュラムの研究に着手し、良質の教員に対する県内外の要望にこたえていこうとした。したがって文部省による教育課程の基準設置については、高い水準での基準を設置するという観点から肯定的な空気が強かったと言えるであろう。しかしそうであっても、いわゆる開放型の教員養成制度を堅持するという点では、一歩も譲らなかったと言える。

## 3 工学部の充実

**茨城大学への高度成長政策の影響** 戦後10年余を経て、科学技術の進歩、産業経済の発展、社会生活の高度化が進み、国の高等教育に対する社会的課題もまた一層複雑なものとなっていった。日本経営者団体連盟（日経連）は既に昭和31年（1956）11月8日に「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」という文書を発表し、「法文系学生の圧縮と理工系学生の増員」を骨子とする要望を政府に行ったのである。また中央教育審議会も、そのような主旨から翌年11月11日に科学技術教育の振興を押し進めるよう答申を行っている。

こうした動きが茨城大学にも大きな影響を与えたことは当然であった。すでに、昭和33年（1958）3月、機械、電気、金属、工業化学の各学科にそれぞれ専攻科（各学生定員5名、計20名）が設置されたことも、やはり高度の研究能力を備えた技術者の養成という課題にこたえるものであったと言えよう。専攻科の修業年限は1年で、その在学期間は2年を超えることができないと定められていた。しかしこれは後に大学院設置の足がかりとなるはずのものであった。

更に昭和34年（1959）4月には、精密工学科（40名）が新設された。〔な

## 第2章 高度成長期の茨城大学

お、昭和38年（1963）4月には精密工学科にも専攻科が設置された]精密工学科は、地元の強い要望もあって実現したもので、昭和33年11月11日付、日立市長高嶋秀吉の名で、文部大臣及び大蔵大臣あての陳情書「茨城大学工学部に精密工学科新設の件」が出されている。「当日立地区及びその周辺は……わが国屈指の工業地帯であり、従って当地元地区においても従来の機械工学より一歩専門化した精密工学及び制御工学を専修した大学卒業の技術者を多数要求している次第であります。……この意味におきまして当市としても茨城大学工学部へ精密工学及び制御工学を専修する精密工学科の新設を強く要望いたしますと共に、その実現を熱望しておる次第であります。」この時期全国の数大学に精密工学科が設置されているが、茨城大学は、静岡大学、北海道大学に次いで比較的早期に設置されたわけである。ところで多賀工専時代には精密機械科が存在しており、昭和25年（1950）これが機械科と合体した形で機械工学科が発足していた経緯があった。したがって精密工学科の設置により、機械工業を主体とした日立地区の技術者需要に応えるという多賀工専時代からの伝統は、茨城大学工学部において一層強まったと言うこともできよう。全国的に見ても北海道大学、静岡大学、金沢大学などと並んで機械系学科の重点的拡充は茨城大学の特徴であった。また機械系学科といっても、当時はエレクトロニクス時代の到来の時期に当たり、戦前からの精密機械の概念を超えた新しい分野の研究教育が目指され、機械系に加えて自動制御及び計測工学を含む幅広い学科が要望されるようになった。それに伴い学生の就職先も、自動車、カメラ、測定機などの精密機械関係、更には重電機、通信機、造船、コンピューター関係、サービス業に至る幅広いものとなっていた。

更に昭和39年（1964）には、電子工学科（学生定員40名）が一層の充実  
設置された。これは工業の生産工程の自動化が進み、かつ電子計算機、原子力工業等の発達に伴って、電子工学専門の技術者の需要が増大したという背景の下に実現した。それまで茨城大学には電気工学科（定員60名）があり、それを電力専攻（約30名）と通信専攻（約30名）とに分けて、電子工学技術者の要求に対しては、通信専攻の卒業生をもって当てていた。しかしこのような体制では電子工学技術者として十分な教育が

## I 総 説

望めないということが、新学科設置の理由でもあった。全国的に見れば電子工学科の設置には、高度成長期の始まる昭和33年ごろから現在（昭和54年）まで四つほどの波があり、全国三十数大学に電子工学科が設置されている。茨城大学の電子工学科はその第2の波の後半に設置されたと言うことができよう。

昭和41年（1966）には機械工学第二学科（40名）が増設された。もともと工学部発足以来機械系学科には機械工学科と原動工学科があったが、昭和30年（1955）原動工学科の学生募集は打ち切られ、機械工学科（定員60名）に一本化されてきていた。ところが高度成長期に入り、産業界の飛躍的な設備拡充、技術革新が始まり、それに見合った技術者のレベルアップが強く要求されるようになり、事情は一変した。昭和40年（1965）6月1日、日立製作所日立工場は高木正工場長名で文部大臣中村梅吉に、機械工学第二学科の新設に「つについては是非とも早急に実現のはこびに至るよう要望」した。このほか機械工学第二学科の新設要望書を提出した団体は、会社・事業所関係29、学校・官公庁・公社関係95に上った。こうして既存の機械工学5講座に併せ、新しく4講座が設置され9講座の大機械工学科が出現した。これは名目上は2学科の形式をとりながらも、実質上は全く一体のものとして運営されることとなった。

高度成長期に茨城大学の工学部は機械、電気、電子を中軸として、工業化学、精密工学を配するという学科編成を整えた。これは全国国立大学工学部の一般的な学科編成ではあったが、とりわけ機械工学が重要な位置を占めることとなった。また茨城大学には、全国的にみて決して多くはない金属工学科が、多賀高専時代以来存在していることも、一つの特色であろう。

**工学部キャンパスの整備** 高度成長期に、実験室などの整備が進み、工業化学科実験室（昭和35年）、精密工学科実験研究室（昭和37年）、電子工学実験室（昭和41年）、電子計算機室（昭和41年）、機械工学実験室（昭和42年）がそれぞれ竣工した。これらの整備は文部省が昭和35年（1960）10月発表した「国立大学緊急整備5ヶ年計画」及び昭和37年（1962）10月の「文教施設長期計画」に基づいたものと思われるが、これによって工学部

の戦前からの老朽施設はほとんど一掃されることとなった。

また昭和30年(1955)7月1日、国立学校設置法の一部改正に伴い、茨城大学に工業短期大学部が併設された。昭和37年(1962)9月には、併設を附置とし、母体大学の内に含め学部と並列することが提案された。附置機関とすれば「名称としては臨時的なものは消え、事務管理の上でも一本化する」ということであった。しかしその場合は工業短期大学部としての独自性が損なわれるとの考えもあり、工業短期大学部は併設機関のままとどまった。

#### 4 農学部の問題と学部移転問題

**農業基本法農政** 高度成長期に日本の農業はいわゆる農業基本法農政と  
呼ばれる時代に入っていた。これによって戦後の農地

改革以来の農政理念は大きく変わった。それは昭和35年(1960)、農林漁業基本問題調査会(東畑精一会長)が提出した答申「農業の基本問題と基本対策」に始まっている。それは農地改革後の「自作農」に加えて、「自立経営」を、「家族経営」に加えて「協業経営」の考え方を導入し、農地改革の「自作農主義的限界」を突き破ろうとしたと言われている。昭和39年(1964)、中央産業教育審議会の行った答申「高校における自営者養成と確保のための農業教育の改善方策」はこうした自立経営農家育成の重要性を強調したものであった。これに伴い、大学の農業教育も、日本農業の近代化、機械化、大型化時代に直面し、根底からその意味を問い直さざるをえないこととなった。昭和36年(1961)5月の全国農水産大学学長・学部長会議で、農業教育はいかにあるべきかをめぐり農学部の体質改善に議論が集中したことはその表れであった。

茨城大学では既に昭和36年4月、農芸化学科(定員30名)が設置され、農学科、畜産学科と合わせ3学科となっていた。これはそれまで農学科にあった土壌肥料学、農産製造学を拡充独立させたもので、県内外の醸造、製糖、製飴、香料等の民間会社及び県立食品試験場などの各試験所からの求人要求にこたえてゆくものであった。これ以降農学部では、一貫して農業構造改革に見合った農業高級技術者の養成機構の充実に努力してゆくこ

## I 総 説

ととなった。それは後に(昭和44年)設置されることとなった農業工学科に対する強い要望にも表れていた。

**農業改良普及員の研修** 更に昭和38年(1963)4月からは農学部は農業基本法に基づき、昭和42年(1967)までは毎年10名以上総計56名(県内48名, 近県8名)の研修生を受け入れた。研修期間は1年であったが, この「研修を通して大学と〔農業〕現場の交流」に大きな期待が寄せられたのである。ある受講者は非常に熱心に受講し, 共通科目(9科目)はすべて受講し, 専門科目も13科目, 計22科目を受講するというほどであった。更にこの受講者は「現場に10年余りい々とかく基礎的なことを忘れ, カラに閉じこもって視野が狭くなりがちなことから抜け出し, 総合的判断力を伸ばす」という自分なりの「研修目的に近づいたのではないか」といった感想を述べている。『茨城県農業改良普及事業20年史』茨城県教育普及課編(1968年)しかしこれ以降, 茨城大学で研修を受ける農業改良普及員の数は年々減少していつている。茨城県における農業普及活動の主眼は, 国際化時代に対応する生産性の向上を目指して, 中核的農業者を育成し, 農業生産の集団的組織化ができるような地域集団的農業者の協力意識を高めることにあった(『茨城農政の体系』茨城県企画室編(1972年)), そのため農業改良普及員には農業経営技術等に優れていること, 農民の心の動きを洞察できること及び社会科学に理解力を持ち, 農民とともに地域問題を考えることが要求されていた。本学における普及員の研修は, こうした要請にどうこたえてゆくのかという問題が問われていたと言えよう。大学における農業教育のあり方はこのような面からも深刻な見直しを迫られてこざるをえなかったのである。

**農学部の移転問題** 茨城大学の農学部は, 昭和30年代3学科(昭和44年以降4学科)と, 全国的に見れば平均的な学部規模に近いものであった。内容的に見れば, 多くの大学の農学部が農学科, 農芸化学科, 林学科を中核とする学科構成を持っていたのに対し, 茨城大学は林学科の代わりに畜産学科を持つという点に特色があったと言えよう。ところで茨城大学農学部の施設は元霞ヶ浦海軍航空隊の旧軍施設であり, 教育研究上に大きな支障があった。そのうえ大学本部のある水戸から陸路

60km, 鉄道で 51.5km 離れた阿見地区に位置し, 教育上不便であるばかりか, 大学の管理運営上の連絡についても多大の時間と経費 (昭和40年度 連絡旅費38万余円, 電話・郵便料金24万円弱, 計約62万円) が必要であった。したがって, 農学部の学科充実はこのような施設・立地条件と無関係ではありえなかった。

こうした背景のなかで, 昭和36年の農芸化学科の設置に伴い, 農学部の水戸地区への移転問題が生じてきたのであった。これは農学部における施設充実が, 移転を前提とするか, あるいは阿見地区で行うべきかという問題と切り離せないことを改めて示したものであった。この問題に対して, 農学部教授会は昭和37年 (1962) 7月「現情勢に特別の変化のない限り当地〔阿見地区〕に留まること」を決定した。そして翌年1月, 農学部将来計画委員会は阿見地区を整備し, 将来学部の学科を6学科とする目標を立てた。

しかし茨城大学本部は, 水戸地区移動を前提に農学部の整備拡充を進めるべきであるという考えから, 昭和38年 (1963) 3月から5月にかけて, 農芸化学科の建物要求と関連して農学部に水戸移転の働きかけを行った。翌39年 (1964) には, 都崎雅之助学長から農学部の移転先として水戸市若宮町の農業試験場などが示されたほか, 昭和40年 (1965) には岩上二郎知事から水戸地区移転を前提にして獣医学部設置の働きかけもなされた。

このようななかで, 農学部では教官連絡会が結成され, 水戸地区移転問題をめぐってひんばんに意見交換を行った。また, 農学部将来計画委員会は昭和41年 (1966) 5月に, 全教官・職員を対象に水戸地区移転に関するアンケート調査を行った。その結果, 教職員の意見は賛否両論に分かれた。移転賛成派の意見には, 教育上から「厚生施設, その他各種施設 (図書館, 講堂, 体育館, 英苑会館など) が充分に利用できる」, 「他学部の学生との接触により, 学生の考え方の幅が広がる」などの理由を挙げるものが多かった。また研究上では「他学部の教官との接触, 交流により相互研究等研究的に総合大学としての機能発揮, 研究面での他学部 (文理) との交流」などの理由を挙げるものが多かった。他方, 移転反対派には教育上から水戸に移った場合, 「東京から遠くなり, また建設予定の学園都市に遠

## I 総 説

く、常勤スタッフの研究上の不利、学生の見学、実習及び実習教育に不便がある」、「水戸のマスプロ教育、それに伴う集団行動的ムードに圧倒され、農学を学ぶ心得を忘れ、行方を失う」といった理由を挙げるものがあり、研究上では阿見の方が「東京に近く、将来は学園都市の計画もあり、文献調査、研究連絡面で便利」「今後の研究は学内よりはむしろ全国的連携のもとに実施すべく、これには東京に近いのが便利」などの理由を挙げるものが多かった。このアンケートの結果にみる限り、移転賛成の立場には、他学部との学際的交流や施設の共同利用を通じて総合大学のメリットを生かしてゆこうとする傾向が強いのに対し、反対派の意見には、学内の学際的交流や大学の総合化には消極的で、東京地区との交流に活路を見いだそうとする傾向が強かった。しかし移転問題を日本の農業構造の転換期における大学の農業教育の問題とかかわらせる傾向はほとんど見られず、むしろ筑波研究学園都市の建設が少なからぬ影響を与えていたと言えるのではなからうか。そして賛否両論いずれにおいても、移転問題は外からもちこまれたものという受け取り方が強く、学部内部からの積極的な移転の動きは弱かったと言えよう。他方、農学部事務系職員の場合においては、生活や通勤の点から移転には消極的な傾向が強く、移転に理解を示すとすれば、学部の運営や事務職員の人事交流など大学全体のあり方に視点を移す必要があった。

こうしたなかで文部省からは昭和41年(1966)7月、農学部施設整備に關する長期計画の作成遅延についての照会を受けるに至った。この文部省からの照会に対して、茨城大学事務局は遅延の理由書を添えて「茨城大学農学部移転等計画について(案)」を発表した。事務局はこの文書で、農学部の施設の老朽化は極限に達しており、近々ばく大な資金をいずれ投入しなければならぬ時期に達しているとの判断に立って、施設を整備するならば大型研究設備の共同利用、物品調達を経済性等の点から水戸地区で整備すべきであるとの考えを打ち出した。さらにこの計画は当時3学科であった学部を7学科に充実し、畑作酪農実験施設の充実、放射線農学研究所等の新設も目標とするものであった。更に県北の水産業を考慮し、将来は農水産学部の構想も検討しようというものであった。



一方、農学部の方は同年8月以降、将来計画委員会を中心に学部の移転統合についての具体的な検討に入り、翌昭和42年（1967）5月31日には農学部長から二方義学長に「農学部の施設長期計画について」という文書が提出されるに至った（通称「5.31文書」）。これには「〔移転〕実現についての条件」として、①敷地面積を校舎地区10ha、農場地45haとする。②校舎地区の立地条件は本部から1～2km以内、農場地区は校舎地区から2～8km以内とする。③その他施設計画及び実施の条件、が付けられていた。そして将来的には、①農業工学科、農業経済学科、生物工学科又は園芸学科の3学科13学科目の増設、入学学生定員90名の増員、②大学院研究科の新設、③附属教育研究施設として④農場の拡充、⑤放射線農学研究所、家畜飼育場、農産加工場の新設などの要請を掲げていた。

茨城大学本部はこれを受けて昭和42年（1967）8月19日、農学部移転予定地として水戸市長者山（校舎用地約10ha）と水戸市大塚地区（農場用地約70ha）を示した。農学部将来計画委員会は9月に入って両地区の用水路、土壌、環境などの調査を始め、10月25日にその報告をまとめた。それによれば両地区に大きな欠陥は見いだされなかったことがうかがえる。そして11月24日には二方学長より農学部長あてに、大塚、長者山地区を移転候補地として検討するよう公文書で申し入れがなされた。学長の示した長者山地区は、大学本部から直線距離にして約1～2km、国道を經由して2～3km、大塚地区は校舎地区である長者山地区から直線距離にして約4～5km、高野下経由で約5～6kmであり、その他の条件ともほぼ農学部が付けた「5.31文書」の条件にそうものと考えられていた。しかし学長提案では一応長者山地区を校舎用地、大塚地区を農場用地としていたが、大塚地区を校舎用地としても併用する場合も検討すべきことが触れられていた。昭和43年（1968）1月22日の農学部将来計画打合せでは、この学長提案を受けるような形で、長者山地区は史跡があることや水道用水路などから問題があり、大塚地区にしぼって移転する方向に固まった。また2月7日の農学部教官連絡会も、長者山地区は校舎地区として適地でないことを確認した。

ところが2月20日開催された全職員連絡会では、学生もオブザーバーと

## I 総 説

して参加し、先の学長提案は受け入れられないことが確認された。それは大塚地区が校舎用地と農場用地として併用されるならば、「大塚地区は本部地区と6kmも離れる」こととなり、「5.31文書」の主旨とは大きくかけ離れるという理由からであった。こうして3月25日には大塚地区で整備するのか、阿見地区で整備するのかをめぐって、農学部全教官による投票が行われ、その結果阿見地区で整備すべきであるとの意見が多数を占めた。しかし3月29日の教授会（助教授以上）においては、大塚地区の整備が決定（通称「3.29決定」）されるに至った。農学部長はこの「3.29決定」に基づき、4月10日学長あてに「農学部の施設長期計画について（回答）」を提出し、教授会は水戸市大塚地区に移転整備することにまとまった旨を伝えた。しかし事態が一層混乱していたことは明らかであった。

この時点においては、農学部の移転問題は一農学部の問題を超えて全学的な問題となっていた。とりわけ前年文理学部の改組によって独立した理理学部は、理学部を農学部の移転に合わせ新しい大きなキャンパスで充実したいとの希望を表明していた。理学部教授会は昭和43年（1968）3月8日学長あての文書で、農学部移転は「単に一つの学部の考えによって決めるべきものではなく、然るべき全学的な審議機関で……決定されるべきもの」と訴えていた。また同年5月8日、茨城大学事務局で発表した「茨城大学農・理学部移転等計画について（案）」でも、大塚地区における農及び理2学部の統合整備が構想されていた。

ところでこの事務局の文書は、奇妙なことに農学部の移転に関しては附属農場を含めて移転するか否かが最も重要な問題であり、場合によっては「現在地に存置することも考えられる」と述べていた。これは用地買収という困難な問題を考慮すれば、当然のことではあったが、事務当局の方針の一貫性に疑いを抱かせるものであったとも言える。このような問題は6月5日の農学部長あての学長の文書にも見られた。「貴学部の水戸地区移転整備計画の決定をみた場合においても、緊急の必要に応じ、現施設の整備も引き続き実施する所存である。」これが農学部に大きな不安を抱かせたことは否めない事実であった。農学部の不安は6月21日農学部で行われた学長説明会において頂点に達したかの感があった。学長の説明に満足した

かった教官、事務職員、学生は6月25日に会合を持ち、学生から「3.29決定」白紙撤回の要求が出されるに至った。6月27日の教授会（助教授以上）は白紙撤回は行わないとの決定を一度は下したが、6月29日から7月4日にかけて連日教官、事務職員、学生による三者協議会が開かれ、ついに教官会議は7月5日、44年度将来計画に関する概算要求は行わないとの決定を下さざるをえなくなった。そして7月15日、久池井忠男農学部長は、二方学長への文書で「将来の見通しの問題が多いため、教官ですらなかなか全ぼうが完全には把握できず、まして事務系職員、学生の理解を一致させるためには時間的に不可能となりました。……本教授会は昭和44年度概算要求に大塚地区土地購入費の計上を保留することに決定いたしました。」と伝えた。

農学部の大塚地区移転問題（第一次農学部移転問題）はこのような形で一応決着をみることとなった。なるほど農学部は遅ればせながらも最後の段階になって、ある意味で農学部のあり方に内在した積極的な移転理由を掲げるに至ってはいた。それは例えば、「農業構造改善事業等による基盤整備の進歩も著しく、その営農規模は拡大しつつある現況にある。よって本県農業の将来を考慮すれば大型な大学農場の建設は地域農業の発展にも益するものが大であると信ずる」と指摘して、必要農場面積45haを要求したことにも見られよう。しかし、農学部では移転問題は基本的には外からの依頼事項といった受け止め方がなされていた。また移転を積極的に進めた側も、日本農業における大学の農業教育のあり方といった問題とかかわらせるよりも、部局ごとの思惑がからんだりして移転に一貫性を欠く印象を与えたきらいがあった。いずれにしても昭和36年当時茨城大学農学部と同規模であった山形大学、新潟大学、信州大学、静岡大学、高知大学といったところの農学部がいずれもこの間に5学科に拡充していったが、茨城大学農学部は1学科も増えなかった。やっと44年に至って4学科となったにすぎない。茨城大学の農学部移転が実現していれば、こうした事情は多少変わっていたかもしれない。

## 5 大学の自治と民主化

中教審の大学管理運営方針との対決 大学の自治をめぐる問題は、昭和36・37年(1961・62)にかけて大きく取り上げられ、戦後第3のピークをなすに至った。ところで第1回は、昭和23年(1948)の大学法試案要綱、第2回が昭和26年(1951)の国立大学管理法案をめぐるものであった。第3回目のは、昭和36年(1961)7月10日、文部大臣が中央教育審議会に「大学の設置および組織、編成、管理、運営、入試制度についての審議」を付託したことに始まっている。その年の暮れ、国立大学協会第一常置委員会は「大学の管理運営に関する国立大学協会第一常置委員会中間報告案」を発表した。この「中間報告案」は、①教員の任用に際し学長の人事権を強め、②学長は大学の管理運営の最高責任者であり、評議会は「学長の諮問機関である」ことを明確化し、③教授会を大学の自治の基礎単位とすることなく、「学部長の諮問機関」とすることを構想していた。この「中間報告案」は、それまでの教授会を中心とする大学自治の観念を変えるものであったばかりか、国大協第一常置委員会のメンバーが中教審の大学管理制度小委員会のメンバーと重なっていることもあって、各方面から注目された。東京教育大学文学部教授会は、その年の12月から翌年1月にかけて全国の大学の教授会に「呼びかけ」を行い、問題の重要性を訴えた。この「呼びかけ」には、東京大学教養学部を含む24大学42学部が支持を表明した。

茨城大学の文理学部教授会では、6月13日「国大協第一常置委員会の中間報告」が討議され、教授会が学部の最高決定機関であるとの立場から、評議会在学教授会に優先することを規定した「中間報告」には否定的意見が強かった。むしろ、5月11日に日本学術会議が発表した勧告案「大学の管理制度」に示された「教授会を大学自治の基本単位とする」という考え方に、圧倒的な支持が寄せられた。また教育学部でも「中間報告」が教官会議の討議に付され、東京教育大学文学部の「呼びかけ」を了承した。こうした動きに大きな役割を果たしたのは、既に前年の昭和36年(1961)11月、文理学部の有志教育を中心に結成された「大学問題研究会」であっ

た。この研究会は、過去の中教審答申をはじめ、大学問題に関する資料をタイプ印刷で作成したり、教授会に先立って「中間報告」の検討を進めていた。

更に農学部教授会は6月12日、学部の名において「国大協第一常置委員会中間報告案についての意見」をまとめ、大学の研究教育及び管理運営の中心は学部教授会にあることを強調した。また農学部助手会は、大学の自治においては「教授会が最高の議決機関」であり、一般事務職員も自治構成員に含めるという考え方を打ち出したのであった。

更に大学の管理問題の議論に大きな一石を投じたのは、中教審から昭和37年(1962)6月20日に発表された「大学の管理運営について(原案)」と題する中間報告であった。これは、全体的に見れば「全学の総合的な最高責任者を学長、学部の責任者を学部長とし、評議会は全学の、教授会は学部の重要事項を審議する機関とする」と述べ、教授会の意志決定機能を否定するものであった。そればかりか、学部長及び教員の選考について文部大臣の差戻し権を認めるなど、文部大臣に大学人事への介入権限を大幅に認めるものであった。

これに対して文理学部教授会は、7月7日の教授会で、中教審答申原案が読み上げられ、直ちに中教審にあてて「要望書」を提出することを決定した。この「要望書」は7月20日付けで、中央教育審議会の各委員にあてて送付されることとなった。それによれば、およそ次の4点が問題点として指摘されていた。第1に、学長、学部長、教員の選任に関して文部大臣の拒否権を容認するような規定があること。第2に、教授会の構成員が教授のみに限定され、権限が著しく縮小されること。第3に、大学内の人事と不利益処分介入する中央機関の設置は、大学の民主的管理運営を根本的に脅かすこと。第4に、中教審による大学の目的と種別についての答申が原案の随所に生きており、大学院大学と学部大学の差別を助長すること。これらの点が極めて卒直な言葉で述べられていた。教育学部においても7月17日の教官会議において、大学管理制度改善に関する小委員会が設置され、7月23日の教授会はこの小委員会が起草した「要望書」を中教審及びその委員にあてて送付することを決定した。教育学部の「要望書」は、次

## I 総 説

のような点を要望として掲げていた。第1に、管理運営上の重要事項を審議決定する機関は、学部によっては教授会、大学全般については評議会とすること。第2に、学長、学部長は大学又は学部の代表者であって、それぞれ評議会、教授会の審議決定事項の執行に責任を持つこと。第3に、学長、学部長の選出は大学の自主的選出方法に任せ、画一的法制化の必要はないこと。第4に、学長、学部長の任命及び教員の任用に文部大臣の一種の拒否権、またそのための中央機関の設置は考えるべきではないこと。第5に、学長、学部長、教員の不利益処分は文部大臣に特殊の権限を与えるべきではないこと。

このような状況の中で、国大協は7月31日「大学の管理運営に関する中間報告」を発表した。これは前年末、国大協が発表した「第一常置委員会中間報告案」に比べると、「著しく民主的となった」ものであった。文理学部教授会は、夏休み中であつたが直ちに「中間報告」の検討を行い、先の日本学術会議の勧告との比較検討を行った。教育学部においても、既に設置されていた大学制度研究委員会において検討作業を進めた。また工学部・農学部においても、検討が進められた。その結果、8月22日に茨城大学四学部連絡会議の名において『『国立大学協会 大学の管理運営に関する中間報告(案)』の検討』が作成され、この文書は国立大学協会に提出された。この「検討」は「中間報告(案)」が学長任命について文部大臣に何らかの拒否権限を認めているのを否定したこと、評議会と教授会をそれぞれ全学的な意志形成と、学部の意志形成の機関としたこと、文部大臣が大学教員の人事や不利益処分に介入することに反対の立場を打ち出したことを評価した。四学部の「検討」は共通して「中間報告(案)」が前回の「第一常置委員会中間報告案」より著しく民主的なものであるとはしながらも、「これ以上一步も譲ってはならないという意味で最小限の要望である」という点で一致していた。しかし「学長選挙における選挙人の範囲」と「教授会の構成」について、とりわけ農学部助手会から選挙人の範囲は「教授、助教授、および常勤講師に限」らず、日本学術会議の勧告に示されたようにその範囲は「すべて大学の自主的決定にまつべきであつて、画一的に規制すべきでない」という強い主張が出された。この点では、教育

学部教授会の主張も同じであった。また「教授会の構成」についても、教育学部は常勤講師以上と限定せず、学術会議の勧告のように、構成員は「大学の自主的決定や慣行によるべきであって、画一的な限定を行うべきではない」と主張した。

こうして10月15日に中央教育審議会が発表した答申「大学の管理運営について（中間報告）」は、6月20日の「（原案）」に比べると各大学からの厳しい批判を考慮した跡がうかがえる。10月の答申では、学部長及び教員の選考に際しての文部大臣による差戻し権限という表現は姿を消していた。茨城大学文理学部教授会は直ちに答申の検討を行い、10月24日には「中教審の『大学の管理・運営について』の答申について」という文書を発表した。教育学部も同じく11月に「中教審の『大学の管理運営』に関する答申について」という文書を、教育学部大学制度研究委員会の見解として発表した。両学部の見解は、ほとんどの点で共通していた。そこには、大学人事に関する文部大臣の「拒否権」は答申の表面からは姿を消しているが、実質的には依然温存されていると考えられること、教授会は国大協案で示されたような「学部の意志形成の機関」ですらなくなり「審議機関」にすぎなくなっていること、教授会の構成は「教授のみ」で構成されるべきものとして「とくに必要がある場合に評議会にはかって」助教授・常勤講師を加えると述べていることは、国大協案よりはるかに制限的な規定であること、答申では、教授会よりも評議会、評議会よりも学長というように、より強い権限を与える「ピラミッド型」の管理体制が強められていること、そして最後に大学院大学の学長を認証官制にするなど、大学間の格差を拡げる答申であること、などの点が指摘されていた。

これらの点を見れば、茨城大学では大学の管理問題において教授会の自治を守るといえる点では、極めて厳格な態度が貫かれたと言えるであろう。茨城大学では、大学自治の基本的な機関は教授会であり、評議会は全学的な統一的問題の処理に必要な事項を取り扱う議決機関とする。学長及び学部長などの選考は大学が自主的に定める方法による選挙に基づくべきであり、画一的に規制すべきではないということ、これらの点ではほとんど異論を見なかったと言ってよい。したがってほとんどの学部においては、昭

## I 総 説

和37年(1962)5月11日に発表された日本学術会議の勸告「大学の管理制度について」で示された考え方が全面的に支持されていたと言えるであろう。

### 学長選考規則の改革

ここで昭和33年(1958)末に起こった茨城大学学長の選考規則の改革運動について触れておかねばならない。学長選考規則は、前章でみたように昭和28年(1953)6月27日施行されたものであったが、学長候補者の選考などに学部の意向が十分反映されていないとの批判があり、更には選挙権の範囲が狭すぎるなどの批判があった。しかしこうした批判は、長い間表面化する機会がなかった。ところが昭和33年(1958)8月28日、当時の東龍太郎学長は、評議会で「東京都知事の候補として出馬するよう交渉を受けた場合、やむを得ず出馬せざるをえないような状態にある」と述べ、辞任の意向を示した。東学長の辞表は9月11日正式に提出され、それを機に、学長選考規則の改定の動きは愈激に活発となった。既に9月4日には、文理学部と教育学部の教育懇談会(20名出席)が開かれており、学長候補者推薦権を拡大する(学部教授会の意向を認めさせる)ことについて一致していた。また、水戸地区の助手会でも、工農両学部と連繫を強め、「助手にも選挙資格を！」と要望したほか、教育学部の小・中両附属学校教官も学校長を通じて、選挙資格付与の要望書を共同で教育学部長に提出した。更に茨城大学教職員組合執行部も9月9日、各学部長、評議員及び各学部教授会に「学長候補者選考方法の改善、選挙資格者の拡大を強く要望」する旨の要望書を提出した。また翌10日に開かれた事務職員の組合代議員会でも、「事務系全職員の意志が反映するように」との要望書を各関係者に提出することを決めた。

こうした全学の動きを受けて、文理学部、教育学部、工学部及び農学部の各教授会は、学長選考規則改正についての検討を始め、9月20日には評議会で現行規則の改正問題を取り上げることを決定するに至った。選考規則の改正で最も問題とされたのは、選考規則第3条第1項であった。それは「協議員は、大学の内外から学長候補者として適任者2名を連記無記名で投票する」とあり、学長候補者の選考に学部の意見が反映されない規定であった。これは第1次候補者を各学部から直接推薦する方向で改正が検



討された。第2の問題は助手及び工業短期大学部教官に選挙権を拡大すべきか否かであった。結局、その年の11月13日の協議会において、第1の問題については「各学部教授会は、大学の内外から学長候補適任者となるべきもの3名を……推薦する」とし、それが5名を超えた場合は協議会がそのうち5名を選定することとした。この最後の協議会が5名に選定するという規定は、後に昭和42年(1967)9月21日に改正され、選挙資格者が2名連記の投票によって5名の学長候補適任者を決定することとなった。第2の選挙資格者の拡大の問題については、結局、現行のとおり講師以上のままとし、茨城大学工業短期大学部の専任の教授、助教授、講師は、それぞれ工学部の教員に準じて選挙資格を有するとされた。ただしこの規定も、昭和44年(1969)10月9日から、助手をも含むよう改定されるに至った。

こうした学長選考規則の改正問題は、地元新聞では学部間の対立とか、学閥間の対立とかを絡めていろいろ取りざたされた(『いはらき』昭和33年10月2日付)。しかし学長選考規則の改正運動がかくも急速に盛り上がり、かつ短期間に改定されるに至った背景には、それまでの学長選挙のあり方に次のような事実があったと考えてよかろう。「飾りものの学長とかアルパイトの学長の存在によってこの困難な新設大学の問題が解決できるようななまやさしい事態にはおかれていない。学長選挙ということが直接自分たちの問題として真剣に取りあげられなかったということである」(『茨大教職組新聞』1958年9月15日付)。

昭和33年(1958)12月、新しい学長選考規則に基づいて、直ちに新学長の選考が行われた。12月18日の投票結果では、都崎雅之助工学部長96票、柴沼直原研理事58票、二方義教育学部長30票、以下、中原農学部長19票、中村文理学部長16票となり、過半数の得票者がいなかったため、翌19日に上位2名につき選挙が行われることとなった。その結果、都崎氏が122票、柴沼氏が92票となり、都崎氏が第3代の学長に就任することとなった。この選挙について地元紙は、文部省よりの「新統制派」と「官僚体制をしかけては大変だ」という「アンチ統制派」の雌雄を決する決選投票であると報じ、「新制大学もまた保守、革新の力関係時代を迎えたようだ」



## 都崎、柴沼両氏で 茨大 きょう決選投票

【本紙記者の取材】  
 茨城大学は、昭和37年11月26日、都崎雅之助学長が選出された。これは、同大の歴史において、初めて学内から学長が選出されたことである。都崎氏は、昭和37年11月26日の選挙で、100票を獲得し、大場千秋文理学部長（58票）とともに得票多数者となった。翌27日の再投票の結果、117票対99票で都崎氏が学長に再選されることとなった。

学長選を報じる『いはらき』新聞  
 （昭和33年12月19日付）

再選者の任期は2年との規定により、昭和39年（1964）11月19日、学長選挙が行われた。その結果、二方義教育学部長75票、都崎学長59票、大場千秋文理学部長48票、広沢吉平農学部長36票、青山虎彦農学部評議員2票となり、上位二者が学長候補者となった。11月20日の再投票の結果、二方103票、都崎93票となり、二方義氏が第4代の学長に就任することとなった。

## 6 学寮問題

昭和33年（1958）当時、水戸地区には男子寮2棟と女子寮1棟があった。男子寮（愛宕寮，昭和33年永哉寮と名称変更）

には北寮と東寮があり、寮生は200名余であった。北寮には主として1・2年生が入寮し、東寮には主に3・4年生が入寮していた。北寮・東寮とも1部屋4人で、2段式のベッドが置かれていた。その他、机、椅子、本棚が備え付けてあり、部屋はすべて板の間なのでスリッパを使用していた。照明は40ワットの蛍光灯で、その他は各自に1個のコンセントがあった。寮の娯楽設備としては、卓球台やスポーツ用具のほかはレコード程度

で十分と言えなかった。そのうえ何といっても浴室のないことが、寮生の最大の不満であった。

女子寮（うばら寮）も1部屋4人制で、寮生約60名であった。暖房は11月下旬に各部屋に1個ずつ大きな火鉢が配布され、炭は各4俵ずつ配布されていた。浴室の利用には問題が多く、寒い日でも歩いて15分ほどの所にある「みどり湯」まで出かけねばならなかった。

### 学寮協議会の設置

ところで昭和33年以來、学寮は学寮協議会の設置をめぐって、大きく揺れることとなった。昭和33年（1958）4月「水戸地区学寮協議会規則」が制定され、その目的として、「学寮の管理運営の適正を図る、学寮自治の向上発展を助成する、大学と学寮委員会との連絡を円滑にする」などの点があげられた。この規則は「大学と学寮委員会との連絡を円滑にする」ことを目的の一つとしながらも、この協議会の構成員には寮生は含まれておらず、「必要のあるときは構成員以外の教職員及び寮生の出席を求めて意見を聞くことができる」という規定を掲げるにとどまっていた。そして6月には、石原学生部長から寮生に協議会設置の趣旨、規則成立に至るまでの経過や内容についての説明が行われた。

これに対し、寮委員会は「当規則は寮生の自治権を圧迫するものであるから撤回されたい」との要求を提出した。更に寮生側は、その年の2月に文部省から国立大学学生部長会議において示された「国立大学寄宿舎管理運営要項（試案）」との関連で、「これは単に寮にのみかけられた攻撃ではなく、政府並びに文部省による反動文教政策の一環として学生及び大学全体にかけられた攻撃」という考え方をしていた。そしてその年の12月の第4回関東甲信越寮連総会においても茨城大学の問題が討議され、全寮協を中心に各地域の連帯が強まるようになっていった。茨城大学では翌昭和34年（1959）1月30日、うばら寮（女子寮）と水哉寮（男子寮）が、二寮合同寮生大会を開催し、学生部長あての公開質問状（翌31日提出）を採択した。この質問状には、次の10項目の要求が盛り込まれていた。①学寮協規則の全面撤回、②寄宿舎管理規則の即時改正、③入退寮権を一切寮生に渡せ、④入寮金の会計権を完全に寮生に返還せよ、⑤栄養士を与えよ、⑥使用人

## I 総 説

の公務員化を図れ、⑦施設改善計画を明らかにし寮生の意見を入れよ、⑧学校予算、学寮予算を公開せよ、⑨共通規則を改正すること、⑩関寮連、全寮連への正式加盟を認めよ、である。更に寮生は2月4日学内抗議集会を開き、学内デモ行進を行った。デモには寮生約200名のほか、自治会委員や他大学生も参加した。こうして学寮協規則撤回運動は、茨城大学の枠を越えるものとなっていった。2月5日には関東寮連より撤回決議文が提出され7日には農学部寮生より反対署名簿、16日には東北寮連より撤回要求の電報が届いた。更に20日には横浜国立大学学芸学部、21日秋田大学学芸学部、23日東北大学学生寮自治連合、26日山梨大学、28日埼玉大学、3月2日山形大学教育学部の自治会等らそれぞれ抗議文が届くに至った。水戸地区補導連絡協議会は、こうした学内外からの抗議の中で2月26日、学寮協議会規則の全面撤回についてはできるだけ寮生の希望にそうよう努力することを確認した。しかし評議会では、撤回問題については否定的な見解が支配的で、学生部は寮生と再三折衝し何らかの妥結点を見いだそうとしたが、完全な解決を見ないまま問題は長引くこととなった。

### 食堂問題

学寮問題には食堂の問題があった。男子寮(愛宕寮)には既に昭和31年(1956)、食堂が設置(炊夫は公務員1名、学生雇3名)されていた。しかし数の少ない女子寮生のためには特別の食堂は設置されず、女子寮生、一般学生男女の別なく利用できる学生食堂(炊夫は公務員1名、学生雇3名)が新設され、同年12月には「茨城大学学生食堂管理運営要項」が設定され、これに基づいて利用学生の自治団体「共営会」が成立していた。ところがこの学生食堂には栄養士が配置されておらず、先に示した寮生からの10項目要求にも「栄養士を与えよ」との要求が盛り込まれていたわけである。そして学生たちは昭和35年(1960)4月26日、安保条約改訂阻止運動の一環として総決起大会を開いた際にも、学生食堂への調理士補充要求を中心とした抗議文を学生部に提出していた。学生部は学生食堂への調理士の補充については一応学生の要望を了承したが、水戸・日立・阿見の3地区を含む栄養士の雇用については、定員、待遇、財源などの問題があり、結局は地区ごとに保健所に指導(月1回)してもらうことに落ち着いた。しかし根本的対策は引き続き検討されねばな

らなかった。

### 経費負担区分の問題

更に学寮問題では、管理運営に要する経費の負担区分が大きな問題であった。とりわけ学寮の炊事夫の公務員化問題については、昭和38年（1963）にうばら寮（女子）及び共済会を中心に炊事夫公務員化運動が盛り上がり、学生部厚生課はついに全国の国立大学について、学寮の経費負担区分に関する調査を行うに至った。その調査結果は、昭和38年（1963）7月7日『全国国立大学学寮関係実態調査（特に人員、経費の負担面における本学との比較）』としてまとめられた。この調査報告書によれば、炊事婦（夫）については全国学寮計542名のうち、49%が国費で51%が学生負担となっており、茨城大学では学生の負担率（茨城大学では当時国費42%、学生負担58%）が全国平均よりも高いことが明らかとなった。ところが昭和37年（1962）7月、学徒厚生審議会の答申「大学における学寮の管理運営の改善とその整備目標についての答申」で、寮生が負担するのが適当と考えられる経費の中に「炊事人の手間代」が含まれていたこともあり、茨城大学における炊事夫の公費雇い問題は、昭和38年（1963）秋に雇用期限の延長や負担区分をその都度交渉で決めるという不安定な形に落ち着くこととなった。

更に女子寮に浴室を再設置する要求もこのとき同時に強まった。しかしこれもやはり燃料費、水道料の負担をめぐる、水戸地区補導委員会及び学生部と寮生側との交渉が難航した。学生部側は燃料費、水道料の全額を寮生が負担するという線をくずさず、寮生がこれを了承した場合に限り着工するとの態度をとった。結局、うばら寮の浴室は学生部側の示した条件の下に翌昭和39年（1964）3月16日に再設置されることとなった。

学寮経費の負担区分問題は茨城大学ばかりでなく、全国各地で問題となっていた。文部省は遅ればせながら、昭和39年（1964）2月18日「学寮における経費の負担区分について（通達）」（通称「2.18通達」）を出した。これによれば、学校が負担すべきものとして、事務員、寮母、掃除人、火夫、保健婦、栄養士などの給与、寮生の居室以外の光熱水費、その他があげられており、寮生が負担すべきものには、炊事人の手間代、居室並びに洗面所、洗濯場及び浴室で使用される光熱水費その他が含まれるとされてい

## I 総 説

た。これは、ほぼ昭和37年の学厚審の答申にのっとったものではあったが、全国の学寮管理の実態と比較してみるならば、実状にそぐわない面があり、寮生の負担を一層増大させるものであったと言えよう。したがって、この2.18通達の実施に際しては、当然寮生側の強い反対を予想しなければならず、後に昭和40年（1965）の新寮建設の際にも問題となった。

**新寮の建設問題** この新寮建設の問題は昭和40年（1965）2月16日、水戸東寮192坪（633.6㎡）が全焼したことによって生じてきた。この火災に伴い、民家7家屋も全焼し、2家屋が半焼した。罹災した寮生の半数は卒業を控えた4年生で、ちょうど試験中であったことから、追試や試験の延期という措置も執られた。また常陽銀行からは、当日毛布100枚の寄贈があり、罹災者に1枚ずつ配布された。この火災の原因は結局不明のままに終わったが、後に昭和42年（1967）2月16日の評議会において、文部省から学長に対し「嚴重注意」の通達があった旨、報告されている。

東寮の焼失によって学生収容定員が激減したため、昭和41年度文教施設整備概算要求として、新寮建設計画の申請が進められた。しかし寮生との間で2.18通達の実施をめぐる話し合いがこじれ、結局41年度概算要求として提出することは断念せざるをえなくなった。翌42年度の概算要求においても、新寮建設問題は、管理規則の問題で紛糾した。中央補導委員会は昭和41年（1966）5月、42年度は日立地区での新寮建設を優先させ、水戸地区は学寮建設用の敷地購入の要求をすることと定めることを決め、管理規則は文部省案に準じて3地区共同案の作成の作業を進めることとした。かくして6月9日の中央補導委員会で「茨城大学学生寮規則（案）」が了承されるに至った。この案は学生寮の管理責任者は水戸地区は学生部長、日立・阿見両地区はそれぞれ工学部長・農学部長とする（第6条）、経費の負担区分については寮生の私生活に必要な経費は寮生負担とする（第8条）、寮生以外の者を宿泊させてはならない（第10条）などの条項を含むものであった。寮生側はこの案に強く反対し、とりわけ水戸地区の管理責任者を学生部長とすることと経費の負担区分について絶対反対の態度を取り、寮生以外の宿泊を自由とすること、入退寮は自由とすることなどの要求を掲げ

た。

こうして昭和42年度の概算要求は、9月2日文部省から大蔵省へ提出された。ところが学生部関係の要求事項では水戸地区男子・女子新寮建設用地買収費7,030万円が認められたが、工学部新寮の建設に関しては新寮の管理運営態勢が整うまでは「保留」という扱いになった。そして概算要求に間に合うためには工学部新寮の管理規則の成立は、遅くとも11月を期限とするということになった。しかし11月21日の中央補導委員会では、工学部からついに学生側と寮規則について了解に達することができなかったので、寮規則は文部省に提出しない旨報告があった。

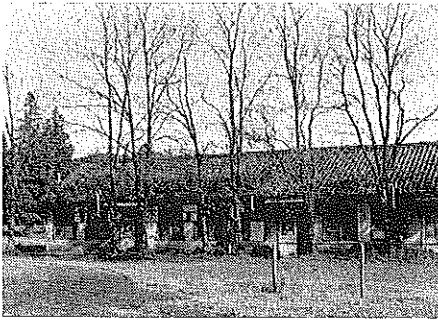
こうした事情において、さしあたり日立地区の新寮建設は不可能となった。しかし大学は水戸地区を含めた問題の緊急性を前にして、管理規則案の作成を含め学寮建設問題の基本方針を再検討する必要に迫られた。そして昭和42年(1967)2月には、各学部長を中心に構成される茨城大学新学生寮建設委員会が設けられることとなった。

## 7 生協設立問題と茨城大学学友会

**生協設立運動の始まり** 茨城大学において最初に生協設立要求が掲げられたのは、昭和29年(1954)末から展開された「当面の要求」運動においてであろう。その経済的要求の中に「学生協同組合によるホールの売店・食堂の経営」が含まれていた(第1章37ページ参照)。その後、昭和33年(1958)には、学友会新聞局が『茨城大学新聞』に生協の紹介や他大学の生協資料を集め掲載していた。更に昭和35年(1960)4月26日、学生が安保条約改訂阻止運動の一環として当時問題となっていた学生ホールの業者委託経営反対、学生食堂への調理士補充要求を中心とした抗議文が提出された。これはホール及び学生食堂を業者への委託経営に代えて、学生協同組合の経営としようとする動きであった。これに対し、中央補導委員会では、経営担当による勉学条件の悪化、学生運動への資金流入の可能性などを理由に、学生協同組合の設立は承認し難いとの意見が強かった。

翌昭和36年(1961)9月には、学生ホール食堂の業者の値上げに反対する運動に端を發し、文理・教育両学部自治会に専門機関として「生協対策

## I 総 説



学生ホール

部」が殆足するに至った。これは主に他大学の生協の資料を集めるなど調査研究活動を行い、翌年昭和37年（1962）1月からは、機関紙『生協を私達の手で』を発行した。この年の4月からは、「全学統一生協設立準備委員会」の結成を目指して、「新入生、クラス、サークル、寮、共済会」から準備委員の公募・選出作業が進められたほか、学生にアンケートが行われた。その結果は、700名回答中83%が「生協ができれば加入する」との意向であったという。こうした運動を背景にして、5月30日開催された昭和37年度学友会総会（学生1,560名、内委任状368名）では、運営方針並びに事業計画案をめぐる、激論がたたかわされることとなった。学友会役員会は、大学祭運営の改善、課外活動施設の整備拡充、学生健康保険制度の確立などを主張したのに対し、主として社研、歴研、文芸及び新聞局は、「現下の内外政治情勢に対処する学生生活の運営方針中に、憲法の改悪阻止、生活協同組合の成立促進、学友会と自治会との統合、大学管理問題等の活動綱領を掲げるべし」と主張し、役員会と対立した。しかし、結局学友会として生協設立が認められなかったので生協設立を目指す学生たちは6月1日文理・教育両学部自治会から独立して生協設立準備委員会を発足させ、6月19日学生部に委員会の成立事情などを申し出て、正式な団体として認められるべく、協議を行っていった。彼らは8月には生協定款案を作成し、9月には第1次事業計画書を作成するに至った。

**学生部の生協運動への対応** このような状況の下で、同年6月12日には学生部と学友会全役員による大学協力会議が開かれ、「とくに学友会総会の経過から今後における学生運動をどのようにリードするか」を検討し、福利厚生面における現行制度の漸進的改善（特に学生ホール食堂の値上げ問題の善処など）、学生健康保険制度の早急実施などが話し合われた。生



協設立準備委員会の動きに対応するかのようになり、学友会も活動方針として学生の経済生活向上、福利厚生施設の充実整備という柱をたて「学生生活改善委員会」を設置した。この委員会は9月6・7・8日の3日にわたり一橋大学、宇都宮大学、福島大学、山形大学、東北大学、中央大学の各生活協同組合の視察調査を行い、10月13日に報告書も作成している。

一方、生協設立準備委員会は、11月14日に団体としての承認申請を正式に行った。学生部はこの申請を、直ちに受理することはしなかった。そして、中央補導委員会での審議の準備に12月13日までの期間をかけた。このような学生部の対応については、一部の教官から「届出は本来事実に関する通知であるから、届出を受ける機関は、形式がととのっていれば必ず受理しなければならない」との批判もあった。ところが生協設立準備委員会は団体承認申請の翌日に、11月16・17・18日の大学祭において、委員会主催のバザーを学生ホールで開催したいとの申出を行った。学生部は団体届提出の翌日にバザー開催届を出すことは非常識なので、バザー開催をしばらく見合わせるよう伝えた。その結果、大学祭中におけるバザーの開催は実際には行われず、展示のみが行われたが、生協準備委員会は学生部のバザー開催中止要請に抗議する署名(600名)を背景に、11月28日・29日の両日、学生ホールでのバザー開催を計画した。そして28日朝には文理・教育両学生自治会名で、即売展示会を行う旨届出が出され、学生ホールで会場の準備が行われた。学生部及び中央補導委員会は生協準備委員会の代表を呼んで、学生部長名で「バザー開催は許可しない、即刻中止せよ」と伝えたが、翌29日もバザーは実施された。学生部長の中止命令は学生共通規則第12条「集会、販売等が本学の目的に反し、若しくは本学の秩序を乱すおそれがあると認めるときはそれらの行為を停止又は禁止することがある」に基づく措置であった。

中央補導委員会は、12月13日「学生部長の嚴重なる申止の申渡しを無視した」ことを理由に、文理・教育両学生自治会常任委員長、生協設立準備委員会委員長、同委員等の計5名をけん責処分を付すことを決定した。そして12月19日の文理・教育両学部教授会でも、いろいろな意見はあったがこの処罰を決定した。

## I 総 説

### 新たな展開

しかし先の中央補導委員会では、「生協設立準備委員会」そのものの取扱いについて2つのことが決定された。第1に、「生協設立準備委員会」の届出は「本学と同じ程度の規模をとった近隣の各大学の生協運営の実状を調査するため、専門の教官3名を本年度に派遣しその報告をまっけて改めて審議する。」第2に、調査の結果生協成立の可能性を立証する十分な資料が提供された場合は、「あらためて設立準備に関する全学的組織(学友会、学生自治会、教職員)を検討する、この場合いわゆる「生協設立準備委員会」は調査研究の専門機関として学生自治会のなかに位置づけられる」とした。第1項に述べられた専門の教官による委員には、文理学部から藤村通、小林三衛、教育学部から林正邦の3教官が選出された。

また学友会も翌昭和38年(1963)1月30日の大学協力会議において、「生活改善委員会内に調査研究部門を設け、学部自治会などの意見も入れて、生協実現の可能性について慎重に調査研究してゆきたい」との方針を打ち出していた。生協の調査研究は拒否しないというこのような方針は、5月29日の昭和38年度学友会総会においても貫かれた。この総会では議長は役員会側から選出されたのに対し、副議長は初めて生協促進サークルの一つであるモズコール(そのほかの生協促進サークルには歴研、心研、社研、新聞局、児童文化研などがあつた)から選出され、生協問題に対しても「事実の基本的認識こそ重要であつて現実の曲解は不可なりと断じ、(学生生活)改善の基柱として①現状ホールの生協並み値下げ、②大学生協、③学校消費生協の3点の検討」(『学生部広報』特集第4号1963年6月15日)を掲げた。

ところで先の3教官による「生協調査委員会」は、静岡大学、福島大学、山形大学、新潟大学、群馬大学、宇都宮大学の六つの生協を調査し、6月に調査報告書及び意見書を中央補導委員会に提出した。その意見書の内容は生協問題に一つの方向を与えるものであつた。それは「運営よろしきを得れば、赤字を生ずるとはいえないから、本学においても生協の設立は可能であると考えられる」と述べ、生協設立を可能とする条件として民主的運営、政治的中立、大学との協調、学生の意見の統一、業者への適切な措置、全学生協設立準備会の形成などを示していた。これに対して、茨

城大学で営業する業者7店が、6月21日付で学長あて「現在の在り方をお認め下さいますようお願い」する旨の陳情書を提出した。しかし6月27日、中央補導委員会は、生協調査委員会の意見書を考慮に入れて「生協設立準備委員会」について、次のように了解した。「①名称を茨城大学生協同組合設立研究会とする。②目的を生協設立についての研究調査及び啓蒙とする。③複数の顧問教官をつける。④団体は有志個人の資格により構成し、共通規則第6条第1項による団体〔会則・団体員名簿・3名以上の責任者並びに顧問教官を定めた団体〕として取り扱うこと。」この決定に対して生協設立を目指す学生たちは不満を示したが、一応生協設立研究会として調査研究宣伝の活動を続けることとなった。これによって「生協設立準備会」の団体承認問題は一段落した。

翌昭和39年（1964）1月22日、文理・教育両学部学生大会が開かれ、生協設立の決議が満場一致で採択されて、学生部あてにその決議文が提出された。

**生協設立運動** 同年秋には、翌年に完成が予定されていた学生会館（茨苑会館）の盛り上がり 苑会館）の運営やあり方をめぐって、一部学生の間には、茨苑会館に生協を入れよとの要求を掲げるものがあった。この問題をめぐって生協設立運動は第2の高揚期を迎えることとなった。12月には学生たちは、3人の教官による生協調査委員会の答申で、「全学生協準備会」という文言が使われていたのに基づき、全学生協統一準備会を結成させるに至った。これには教職員組合からもオブザーバーが参加した。更に翌昭和40年（1965）5月19日の学友会総会では、生協設立問題をめぐって議論が白熱化し、途中、役員会不信任の動議が提出される一幕さえあった。

そして4月19日に一部開館した茨苑会館は、6月には厨房などの厚生施設も完成し、営業を開始できるばかりになっており、学友会はこれを機会に学生ホールにある現業者を移転させ、営業を開始するよう要望した。これに対し生協設立派の学生は、前年からの主張どおり茨苑会館に生協を入れ、営業させることを要求した。一方中央補導委員会では、生協問題の解決なくしては茨苑会館の全面開館はありえないとする立場と、当面生協問題は不確定要因を含む全学的問題であるから、まず全面開館を主張する立

## I 総 説

場とが対立し、委員会としての結論を得ることができなくなっていた。

このような情況の中で、教職員組合は「生協のモデル作り」と称して、定款や運営の組織形態だけでなく、営業内容及び加入者の出資金、利用者数、設備能力、人件費、物件費等「生協についての全般的モデル」の作成作業を独自に進めていた。これは組合の中に設置された「生協対策委員会」が同年9月から11月にかけて進めた作業で、「食堂部0次案」と呼ばれた。それは毎日600食出れば赤字にならないことを数字でもって明らかにしていた。

こうして次第に時間も経過し、大学当局も文部省から学生会館の運営費の配付を受けるためには、生協問題に正面から取り組まざるをえなくなっていた。そこで学長は10月21日、文理・教育両学部長、学生部長、文理・教育両学部中央補導委員を交じえた生協問題懇談会を開き、当面収拾のために4項目にわたる方針を提示した。それは①生協問題に大学として正式に取り組みたい、②既に教職員組合でも検討し始めているが、大学としてどういう条件ならできるか、一つの組織を作ってこれを検討したい、③その結果支障がなければ、はっきりした線を打ち出すべきだ、できるなら全学一本になって生協を成功させるように持ってゆきたい、④とりあえず英苑会館について全面開館を実現したいが、生協問題も前進させたい、の4点であった。この学長提案によって、大学の生協問題への態度は質的に変化したと言ってよからう。

この学長提案は直ちに10月27日の文理学部教授会でも了承され、10月29日には懇談会において生協問題検討委員会の設置が了承された。この委員会は学長、文理・教育両学部長、文理・教育両学部教官各5名、事務局長、庶務課長、学生部長、学生部次長の17名で構成され、後に工・農両学部長及び両学部教官を加え23名となった。更に中央補導委員会も12月9日学長に対し、「英苑会館を早急に全面開館するためには生協問題をある程度まで解決することが望ましいと思われるので、小規模でも生協を認められるかどうか結論を出すよう」建議することに意見の一致を見た。これは事実上、学長提案を迫認するものであった。

**学友会の生協 阻止の運動** 一方、生協問題検討委員会は12月18日、教職員組合の代表と会い、翌昭和41年(1966)1月13日には学友会、自治会の代表3名ずつの意見を聞くなどして、数回の審議を重ねた。

その結果、同委員会は2月7日、「次の諸項に基いて運営される場合は、本学に生協を設立することは差し支えないとの結論を得た」として「学生及び教職員が一体となった民主的運営、健全な経営、政治的中立」など6項と二つの付帯事項を示した。この結論は学長に答申という形で報告された。ここに至って学友会は、既存の厚生事業の漸進的改革によって生協運動に対抗しようとしてきた従来の態度を棄て、生協設立絶対反対の立場を取るようになった。学友会役員会は早くも2月14日、「答申をこう考える」というビラを配布し、同じ日応援団、運動部など38団体は生協反対の「声明文」を発表した。2月16日には彼らは生協反対集会を開き、「生協はアカ、安くならない、赤字がでる」などと叫んだ。しかし文理・工・農の各学部教授会は2月16日この答申を了承し、教育学部教官会議も22日これを了承した。これに基づき評議会は3月16日、この答申をもって大学の基本方針とすることを決定したのである。こうして生協設立問題は大詰め

の段階に入ることとなった。この段階では教官の有志が積極的な動きを見せるようになった。3月17日教官が中心になって生協世話人会が結成された。教官が中心になって動いたのは学生間の対立を緩和させるという理由であったと言われている。生協世話人会は教官の署名を集め、24日には文理学部教官105名中67名、教育学部教官73名中51名の積極的支持を集めた。更に世話人会は3月31日「学生諸君へ生協問題に関する訴え」という文書を発表し、生協加入の呼び掛けを行っている。また翌4月1日には、文理・教育学部生協発起人の名で、新入生にも「生協に加入しましょう」のパンフレットが送られ、発起人は同日二方学長に対しバザーのために茨苑会館の借用願も提出した。

ところが一方、学友会役員会は4月2日、新入生とその父兄にあてて、「茨城大学に合格された諸君へ」「御父兄の皆様へ」という文書を発送し、生協設立準備会の動きは学生の本分にもとる行為であり、生協は政治的中立を守れないものであるなどと訴えた。そこで文理・教育学部発起

## I 総 説

人は、4月4日学友会役員会に対し、①学友会の文書には発起人の行動について重大な誤認があるため、文書の全面的な撤回と公開の謝罪文を発表すること、②既に発送した380箇所について上記通知すること、③事実を認識して協力してほしいこと、の3点を申し入れた。翌4月5日に開かれた臨時中央補導委員会では、学友会役員会の文書には事実の誤認があることが認められ、誤認については学生部長名で380箇所その旨伝える文書を送付することが決まった。そして翌日には学生部長、中央補導委員会、文理・教育補導委員会名で告示が出され、「現在教官発起人によりすすめられている計画は、すでに両学部多くの教官の賛同をも得、教官としての責任をもって健全な生協設立のために努力しているので学生諸君はその目的・内容を充分理解し、誤った行動にでることのないよう慎重に判断されることを切望する」と訴えた。

ここに至って、事態は一見教官発起人と学友会との対立の様相を帯びてきたわけである。4月5日の臨時中央補導委員会は、4月1日付をもって提出されていた「バザー開催届」を了承し、翌6日から教官発起人はバザーを行い出資金の預かり業務を開始した。この教官の動きに対し、学友会役員は、教官あてに文書を発送し、教官発起人がイニシアチヴをとって生協運動を進める不当性を訴えた。教官発起人は4月7日「学友会役員会からの質問に答える」という文書を発表し、学友会の「声明文」に全面的な反論を加えた。教官発起人の考えによれば、生協とは消費生活協同組合法に基づく自発的生活協同組織であって、300人以上の人たちが具体的なプランの下に県への申請を行い、かつ認可されれば設立できるものであること、「それ故、学生の一部によって生協の設立が申請される前に、教官がすすんで正しい生協のあり方を示す」必要があるというものであった。

学友会は4月11日代表者会議を開き、学生を対象とするバザーが全く学生を無視して教官によって行われていることを理由に、学長及び4学部長あてにバザーの即時中止、徴収した設立出資金の返還、生協問題を白紙にもどすことなどを要求した。これに対し4月12日臨時評議会が開かれ、教官発起人の代表が招かれた。評議会は、世話人会が大筋において健全な生協設立の努力をしていると思われるので今までの準備活動を承認するが、

バザーについては場所を変えるような配慮をしてほしいと要請した。そして学友会には「大学としてバザーは正式な手続をしているので即時中止はできない」と伝え、生協問題の白紙化もできないと伝えた。更に学友会は4月28日臨時総会を開催し、「現在教官が進めている生協設立は認めない」、バザーを中止し、出資金を返還し、生協問題を白紙の状態にもどして話し合い、研究・討論してゆくことを決議した。

### 生協設立総会

しかし、この間も生協設立運動は進み、設立総会に向けて最終的段階に入ることとなった。昭和41年4月29日には、生協加入申込者が1,029名となり、5月6日に学生、教職員の合同発起人会が結成され、設立総会は5月14日と決定された。これに対し学友会は5月11日運動部学生を中心に300名を集めて抗議集会を開き、設立総会にはビケを張ってでも阻止すると宣言した。教官・学生発起人會も、生協は個人加盟の団体であり、学友会という組織が反対を押し付けることは許されないとの立場から、総会を予定どおり行うことを決めた。こうして事態は緊迫した。

5月14日、歴研は「本日は我が茨大が全国にもめずらしい生協のない大学から生協のある大学へと飛躍できるかどうかの歴史的な日です」というビラを配ったほか、うばら寮も「本日の生協設立総会を成功させよう」とのビラを出した。しかし学友会・応援団、運動部は「生協阻止団」と称して、総会会場に予定されていた講堂及び茨苑会館を占拠する実力行使に出た。発起人はやむなく総会の延期を決定し、経過説明を行つた文書において設立総会を5月21日に開く旨明らかにした。また学長は5月14日・16日の阻止運動に見られた違法行為は「大学として容認できない」との告示を出した。

しかしこの事件は教官の間に大きな衝撃を与えた。5月18日文理・教育両学部教授会は、5月21日に予定された設立総会の延期を要請した。この時、文理学部教授会では、発起人を兼ねる学生補導委員が辞表を提出したり、有志教官名で「生協設立をめぐる一切の行動を当分の間停止」することを要請する文書が学長あてに出されるなど、教官内部での波紋が広がった。

## 1 総 説

このような事態に学生側は、学生発起人独自の立場で6月1日に設立総会を開く計画を進め、5月27日に各教官あて「要望書」を提出した。これについて文理・教育両学部教授会は「教官指導のもとに行うならば致し方ない」との結論を下した。6月1日、学友会役員会と応援団は約150名を集めて生協阻止集会を開き、総会の会場に予定された講堂への入場を阻止しようとした。こうして反対派学生は学内で予定された会場をことごとく占拠し妨害してしまつた。このため発起人は学内での総会をあきらめ、反対派の追求を巧みにかわし、学外の私立幼稚園で総会を開くことにした。学生たちは午後10時から72名の出席（委任状出席480名）を得て設立総会を行い、翌朝4時に終了させた。こうにして成立したばかりの茨城大学生協同組合は6月8日設立総会の報告集会を行い、大学当局に、①茨苑会館の店舗使用を許可すること、②設備資金を援助すること、③事務所及び倉庫を保証すること、の3点を要求した。更に6月10日には、県知事に「消費生活協同組合設立認可申請」を提出し、同時に認可条件として最も重要な経営基盤の安定性を確保するために、とりあえず当時の5号館2階で供給活動を開始した。

**最終的段階** こうした動きに対し大学当局は、6月2日の評議会において学生だけの創立総会をどう考えるべきかを問題にし、これらの問題に対処するため生協問題処理委員会を設置することとした。その構成は文理・教育両学部の学部長、評議員、補導委員、その他の教官を含め計16名であった。6月24日の生協問題処理委員会は5号館2階の売店を認めるか否かをめぐり、長時間の激論をたたかわせることとなった。

このようにして7月6日、学長と生協発起人代表林正邦教授あてに県民生部から設立認可申請書を受理した旨通知があり、8月2日には同じく県民生部長から学長及び発起人代表あて、店舗、資金援助、倉庫、事務室、電話等の援助可否とその条件についての問い合わせがあった。そして夏休み中、生協問題処理委員会は8月18日以降9月2日まで5回、通算12回の会議を開き、中間処理案を作成し学友会及び生協賛成学生に示したが、結局結論を得ることができず、処理委員会の審議は全く行き詰まってしまった。他方、学友会は9月19日第17回代表者会議を開催し、生協の学内販売



活動の即時中止、「茨大生協」の看板の取り外しなどを求める決議を採択し、学長、文理・教育両学部長及び学生部長に提出した。そこで事態は再び緊張状態となった。

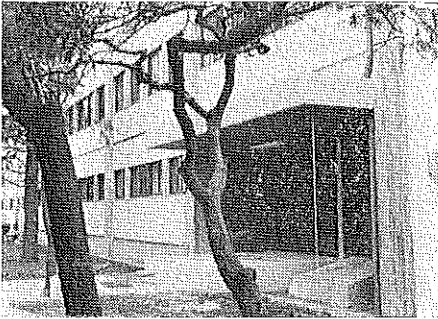
ここに至って学長は、今度は生協問題処理委員会に代え、先の生協問題検討委員会に対して、生協発起人が県知事に提出した申請書が2月7日の生協問題検討委員会の答申に合致するものか否かを検討するよう諮問し、これによって県からの学長あて照会に答えようとした。生協問題検討委員会はこの諮問を受け、10月6日に審議を再開し、同月31日「申請書は答申の線においておおむね合致しているものと認められる」との答申を学長に提出した。生協問題処理委員会は、この「答申」の検討を11月7日から行い、再び審議を開始した。その後、2回の審議を経て、11月21日「現在要請されている生活協同組合は下記の条件の下において設立を認める」との答申を出した。その条件には、①従来の売店はそのままとする、②現時点においては茨苑会館の使用は認めない、③施設・設備の貸与については会計法規に照らし妥当なもののみ認める、の三つが掲げられている。

12月1日の評議会はこれらの答申を受け、ついに生協の設立を認める「答申」を承認した。ちなみに票は賛成6、反対5、白票3であった。翌昭和42年(1967)3月1日、学長は県に対し、運営基盤の問い合わせに対する回答を出し、同年7月26日県知事より生協設立の認可が下りた。茨城大学生生活協同組合は、10年以上の運動の結果、ここに設立されることとなった。これは茨城大学の歴史にとっても決して無視できない重要な出来事であった。

## 8 茨苑会館及び講堂の建設と水戸地区の整備

学生会館(茨苑 昭和37年(1962)、鳥取大学及び岡山大学などに学生会館)の建設 館が建設され、にわかには茨城大学にも学生会館をという気運が盛り上がってきた。同年9月には昭和39年度の実現を目指して学生会館建設促進委員会の設置が決められ、翌昭和38年(1963)4月1日、正式に学生会館建設準備委員会が発足することとなった。その第1回の会合は4月30日に持たれ、学生部長は「学生課外教育をより一層充実発展さ

## 1 総 説



荻苑会館

5月30日の学館建設準備委員会にその原案が提出され可決されるに至った。それによれば、学館建設の目的として「学生と教職員間、並びに学生相互の人間関係を緊密にし、かつ学生の教養を高めるとともに豊かな人間性と社会性を涵養し、あわせてその厚生福利に寄与する」ことが掲げられていた。

7月からは大学が一体となって文部省に働きかけを行った。7月23日、24日の両日、文部省で昭和39年度の予算案の説明会が開かれた際、学長及び事務局長以下各課長が文部省学術局及び施設部などを訪れ陳情した。また学生もこれと前後して、学友会会長や同建設促進委員が2回にわたって陳情に努めた。学生部は8月に入って更に趣意書をまとめ、追加提出している。こうして9月12日の学館建設準備委員会で、学生部長は翌年又は遅くとも翌々年度の実現について見通しを得ることになったと報告した。

そしてこの年の12月19日、学館建設準備委員会常任委員会が開かれ、予算化された場合に備えて敷地問題、構造、規模、管理運営上の問題及び建設準備委員会の発展的構成などの具体的な検討作業が行われた。その結果翌昭和39年(1964)3月2日及び14日の常任委員会において、鉄筋コンクリート二階建、総坪数550坪(1,815㎡)を目安とした設計図面も作成され検討された。更に学生会館の名称については、7月に学内から一般募集することとなり、12月、荻大会館、大学会館、水府会館などの名称の中から、最も投票の多かった荻苑会館に決定することとなった。9月11日には起工式も行われた。

せるため、本学に学生会館を早急に建設すること」が必要であると報告し、「全学が一致協力の体制で強力に推進すること」が確認された。委員会の運営については常任委員が選出され、その後は、常任委員会を中心に学生会館の規模や構造、管理運営の基本的な形式が整えられ、

ところがこの学館の名称の公募とともに「学生会館を学生の手に乗せるべし」との声が強まり、急に「学生会館」の管理運営問題がクローズアップされてきた。9月には「茨城大学学生会館運営協議会規則（案）」及び「使用細則」の骨子が作成され、中央補導委員会の検討に付された。そしてここでは運営協議会の構成員として学友会役員、文化・学術・体育の各部会、工・農地区各1名計6名が学生代表と考えられていたが、文理学部教授会から学部学生自治会の代表を加えるようにとの意向が伝えられ、どのようにして学生代表を決めるかが問題となった。学生会館の建設運動を進めてきたのは学友会であり、また学部学生自治会も正式に承認された団体であり、学生会館の運営にどう学生をかかわらせるかの問題は難航した。そして昭和40年（1965）3月下旬には茨苑会館が竣工し、4月19日には運営委員会規則も決らないまま、事務室が開設され、21日から一部開館ということになった。

こうして茨苑会館は未完成の厨房施設を除いて、一部のみを開館することとなった。開館式は4月21日、学内関係者が多数参列するなかで、学長が紅白のテープをカットして入館し、盛大に行われた。そして4・5・6月の茨苑会館の利用者は日ごとに増加し、4月（8日間）は1,296人、5月（23日間）は2,990人、6月（26日間）は3,769人の利用者があり、一日平均では130～160名であった。そして6月28日には娯楽室も設置され、麻雀卓（パイ付き）2台、囲碁・将棋各5組、音楽室にはレコード31枚も用意され、乏しいながらも運営は順調に進んでいった。

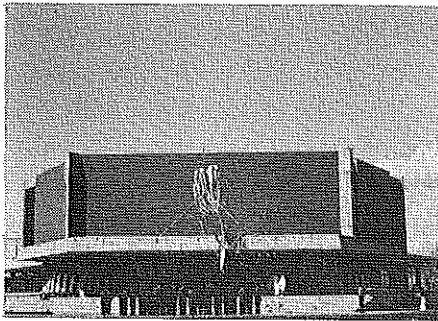
しかし、運営委員会の学生代表問題はなかなか決着を見なかった。6月に入ってから学生代表の選出母体については、学友会とする方式を改め、各学部ごとに2名とするという学部単位の選出方法が提案されるに至った。そして7月一応学生委員の選出は学生の自主的選出に任せ、その配分は原則として各学部均等という方向で妥結をみ、9月16日の評議会においてようやく茨苑会館運営委員会規則が正式決定を見ることとなった。しかしこれで解決するかに見えた茨苑会館問題は、6月に完成した厨房施設を利用する厚生事業の問題をめぐって再び暗礁に乗り上げてしまった。学友会は学生ホールにあった業者を早急に移転させ営業を開始するよう要望し

## 1 総 説

たのに対し、学生自治会の学生は生協を設立し、茨苑会館に生協を入れ営業させようとした。第7節で既に述べたように、当時生協設立問題は広範な学内問題となっており、1,000名を超える署名も集まっていた。そして中央補導委員会でも、生協問題の解決なくしては茨苑会館の全面開館はありえないとする立場と、当面生協問題は不確定要因を含む全学的問題であるから、とりあえず全面開館すべきであるとする立場とが対立し、結論を得ることができなかった。しかし、会館運営費の配付が全面開館を条件としていたことや、学生側から全面開館に対する強い要望があったことから、同年12月27日、学長以下70名の出席を得て再び開館式が行われ、ようやく全面開館の運びとなった。そして食堂経営は委託経営方式により、財団法人学校福祉協会に委託され、昭和41年(1966)1月4日より営業を開始した。

### 講堂の建設

講堂の建設は、昭和35年(1960)3月茨城大学創立十周年記念事業の一つとして正式に具体化することとなった。既に同年2月26日学長が県知事に会見した結果、県は昭和35年度の予算として150万円を計上してあるとの返答を得たが、更にこれを含めて3か年で1,500万円を見込んでもらうよう依頼していた。そして茨城県文化振興協会に講堂建設のための事業部を設け、これを中心に県内外から6,000万円を目標に募金する計画も立てられた。これには知事がたまたま文化振興協会の会長も兼ねていたことが幸いしたと言えよう。また3月3日茨城大学の記念事業委員会は、昭和35年4月から新入生の父母にも1人当たり2,000



講堂落成式

円をきょ出してもらうことを決め、合格通知に趣意書を入れることにした。5月12日には県信連ホールにおいて講堂建設発起人会が開催された。更に講堂建設実行委員会も成立し、同委員会は7月7日に、同窓会会員、学内教職員からのきょ出金の具体的方法について検討をしてい

る。こうした募金活動の結果、昭和38年（1963）1月には4,750万円余の募金が集まった。そして更に募金の範囲を茨城県町村長会議にも広げ、この年から3か年計画で分割寄附を受けるという協力も得ることができた。更に昭和40年4月からは新入生の寄付金を2,000円から3,000円に引き上げることが検討された。こうして同41年（1966）3月講堂が竣工する運びとなり、この年の卒業式を初めて茨城大学の講堂で行うことができるようになった。そして同年10月13日講堂の落成記念式典が多数の来賓を交じえて行われた。

**水戸地区のキャンパス拡張** 最後に水戸地区のキャンパスの拡張について触れておく。昭和36年（1961）9月21日の評議会において、茨城大学のすぐ隣に在る国立水戸病院渡里分院（11,788坪=38,900㎡）と東原に在った教育学部の一部校舎地（9,329坪=30,786㎡）を交換する案が出された。病院の土地に隣接して民有地約3,300坪も在ったので、これもこの時買収できるよう文部省に予算要求することが検討された。もしこの換地が実現すれば、水戸地区は5万坪余りのキャンパスになることとなった。この換地要求は昭和37年（1962）9月12日付けで、大蔵大臣の認可があり、大学当局は直ちに国立病院との事務的な処理作業に入った。11月29日の評議会では東原からの移転を円滑に実施するため、水戸地区整備委員会の1部門として、専門委員会的な移転実施計画委員会の設置が了承され、翌38年7月、教育学部（東原教場）は渡里（現文京地区）に移転することとなった。

## 9 職員管理上の問題と教職員組合の対応

**組合の結成** 昭和31年（1956）、教育学部の職員が病気療養中に休職にされるという問題があった。当時、茨城大学には職員組合がなかったため、有志職員が茨城県高等学校教職員組合など、学外団体の支援を得て大学当局と交渉し、復職という形で問題を解決した。これを機に昭和32年（1957）1月26日、茨城大学教職員組合復活準備委員会が作られ、組合結成の準備が進められた。復活と称したのは、大学創立当初、工学部に教職員組合があったという事情からであった。同年4月20日に結成

## I 総 説

大会が行われ、同年8月15日付けで人事院に登録済みとなり、この日より組合は公認団体となった。全国的に見れば当時72の国立大学のうち、62大学で結成されており、関東甲信越ブロック内では、茨城大学だけに組合がなかったもので、組合結成は非常に遅いものであった。しかし、新生の組合に寄せる職員の期待は極めて大きく、当時300人収容可能の唯一の大教室（100番教室）で行われる大会は、いつも立席者があるほどの満員の状況であった。

**退職勧奨問題** 昭和32年（1957）11月、図書館職員が満65歳になったと理由で退職を勧奨された。当時、国家公務員法や人事院規則には一定の年齢に達した職員を退職させるという規定はなかった。しかしこの問題に関して茨城大学では、昭和27年（1952）1月12日の課長・事務長会議で決定した申合せ事項「退職勧奨年齢について」があった。それによれば、(一) 一般事務・技術・教務・技能・労務職員は満65歳、(二) 巡視・農夫は満61歳、(三) 上記年齢に達する一年前に退職を勧奨する、(四) なお本人の事情により本基準により難しいと認めるときは本部で協議する、となっていた。先の図書館職員は、この申合せ事項によって大学当局から勧奨されたわけである。これに対し組合内部の意見は統一を欠いていた。それは法理論から勧奨制は廃止すべきだとする原則論と職場の新陳代謝の必要と社会通念から勧奨はやむをえないとする意見とに二分されていた。結局、この職員は在職期間を2か月延長して5月に病氣退職という形で決着を見た。

その後、文部省から昭和34年（1959）2月、「文部省事務職員の進退取扱い要項（案）」が出されたが、茨城大学では先の「申合せ事項」によって退職勧奨が続けられた。ところが文部省は、第一次臨時行政調査会（1961年）が「公務員の人員整理」を審議したのに伴い、昭和37年（1962）7月30日付けで「事務系高齢職員に対する退職勧奨の暫定措置について」という事務次官通知を出してきた。その内容は事務系60歳、労務系63歳の職員を昭和40年度までに大学が計画的に整理せよというものであった。大学当局は、この次官通知に基づいて、昭和38年度より実施計画を進めることになった。これは昭和27年の「申合せ事項」を放棄することになる。このこ

とは、職員本人の意志を尊重して退職を強要しないこと、昭和27年に決めた学内の基準を維持することを立場とする組合とは大きく隔たり、大学本部と組合の対立を深めることとなった。

**超過勤務手当問題** 昭和31年(1956)から「物品管理法」などの施行に伴い、新しい業務が増大し、事務内容も複雑となってきたが、特に年度末には事務局会計課の残業が増加した。しかしその実績に見合う超勤手当が支給されないため、職員に不満があった。このことも組合結成に影響を与えた問題であった。

もともと非現業官庁においては超過勤務時間の正確な認定には困難性があり、また部局ごとの職員定数は、事務量と関連して合理的に定められるべきものであるが、実際問題としては職員の個人差あるいは人事異動ともかかわって、科学的な超勤時間の認定や職員定数の算定はほとんど不可能に近い性格を持っている。このような問題の性格を考慮して、組合は超勤問題の解決を、学内の人員の適正配置と手当の適正配分という方向に求めた。

**定員外職員** 定員外職員は定員内職員と同様の仕事を行いながら、昭和38年(1963)ごろまでは、給与も低く、諸手当も社会保障の適用も受けられなかった。その上、雇用期間は6か月単位で切り換えられ、しかも再雇用までの期間を15日置いていたことを見るように、再雇用の制度も確定していなかった。

定員外職員の待遇改善は、現在に続く問題であるが、昭和38年にはまず再雇用までの期間を短縮することで始められた。組合の要求に対し大学当局は昭和39年(1964)3月末に、従来の15日から5日に短縮し、昭和40年には更に1日に短縮した。また同年度には「ボーナス」を支給することを決定した。待遇問題の一部は改善されてきたが、昭和42年(1967)の文理学部改組による人文・理両学部と教養部の設置で多数の定員外職員が採用され、問題は拡大した。更に昭和39年(1964)からの定員外職員の欠員不補充の方針と昭和44年(1969)からの定員削減の実施及び組合が要求する欠員不補充方針の撤廃と定員外職員の定員化要求の問題などが絡まり、定員外職員問題は今に続くのである。

## I 総 説

**宿 舎 問 題** 大学創立当時は、教授陣容整備の必要と第二次大戦後の住宅事情とが重なり、宿舎に関する大学の方針は、教官及び異動を伴う本省発令の事務官のために住宅を確保することを目的としていた。したがって現地採用の事務職員は宿舎借用の資格がなかった。昭和33年（1958）に渡里地区に3戸の宿舎新築の際に、この方針あるいは基準が組合によって問題とされ、昭和37年（1962）には「住宅改善懇談会」が結成された。大学は、この懇談会と組合から宿舎問題の交渉を受けることになった。同年秋には下級職員の住宅建築の意向が出され、翌年度から実施されるに至った。その他入居基準や手続きの改善問題が残ったが、その解決は昭和43年（1968）度以降に持ち越された。



## 第3章 転換期の茨城大学

最近の約10年間における本学の歴史では、全国の他大学と同様にいわゆる大学紛争のあらしの中で大きな試練を受けたことと、農学部を整備を中心とする将来計画の推進をめぐり全学を挙げて努力したことの二つが、特筆される出来事である。大学紛争は大学人にとってかつて経験したことのない衝撃と混乱であり、封鎖とその解除過程は、学生の教育、教官の研究、職員の執務の面で相当大きな障害となった。しかし同時に紛争をきっかけにして、大学構成員が大学の役割及び「あり方」について深刻な反省を迫られ、教育研究及び広く大学行政の面でいろいろな改革を実施することにもなった。学生参加をも含む大学の民主化及び大衆化された大学としての機能の面で改善された点も多い。そのほか、この時期に大学に要請されている現代的課題にこたえるため学部・学科の改組と拡充も行われ、水戸・日立地区では、施設の面でも新設及び増設が行われた。

### 1 農学部の移転計画と大学の将来計画

#### (1) 農学部の大塚地区移転計画とその挫折

**タコ足大学解消のための移転計画** 茨城大学は、水戸地区に人文・理・教育の3学部及び教養部があり(面積約29ha)、日立地区に工学部(約16ha)、阿見地区に農学部(約35ha)があって、3箇所のキャンパスで長らく運営されてきた。いわゆる「タコ足大学」である。このため一般教育(教養課程)の運営上でも早くから問題が生じ、学生の課外活動にも不便であり、勤務地区が異なる教官相互間での共同研究も難しく、学生補導の面でも意思の疎通を欠くうみがあった。特に農学部は阿見町にあって、旧海軍航空隊の建物をなお使用しているため、年とともに老朽化が進み、教育研究の上で不便が増している。けれども農学部では、昭和27年(1952)～38年(1963)の時期には阿見の現地で整備するという意見が強かった。昭和37年7月9日及び翌年1月9日の教授会も、阿見地区での現地整備を決

## I 総 説

定している。

しかし、昭和35年(1960)以降、文部省は「タコ足大学」の解消を図るため、各大学に「長期計画」を立てるよう要請した。本学でも昭和40年に工学部長期計画、翌年に水戸地区長期計画が決定され、それぞれ現キャンパスでの整備をすることとした。このほか昭和42年と同46年に本学に医学部を設置することが検討され、特に県民からの要望が強かったが、学内で合意が得られず、既存学部を中心とする将来計画が立案されることとなった。ところが農学部では、なかなか長期計画が決まらなかった。そこへ昭和39年の都崎学長から43年の二方義学長(昭和39年12月就任)の時期にかけて、学長及び事務局のイニシアティブによって水戸地区への移転による農学部整備の計画が推進された。その根拠は、筑波大学(農学系)との競合を避けることと、農学部の拡充整備と施設設備の充実を図るには、統合移転が最も早道であり、かつ有利である、と考えられたからである。

このような大学本部の動きに対応して、農学部でも昭和39年8月ごろから移転整備についても検討が始められ、同41年2月に農学部将来計画委員会が設けられた。昭和42年(1967)11月に学長は農学部に対して水戸市大塚・長者山両地区を移転候補地として検討するよう文書で申し入れた。翌43年3月29日に農学部教授会は、敷地面積70haの確保、諸施設の整備など27項目の条件付きで大塚地区(現在の双葉台団地)への移転整備を決定した。4月10日付で農学部長より二方学長あてに移転の条件についての照会があり、6月5日付で学長は回答し、この条件にそって農学部教授会に移転の最終決定が要請された。この間、3月6日に理学部教授会は突然農学部とともに大塚地区へ移転する計画を立て、昭和44年度概算要求として提出しようとした。この動きと関連して全学的に整合性のある施設整備の長期計画を審議する機関として、6月3日に茨城大学将来計画委員会が急ぎょ設置されることとなった(水戸地区整備委員会は廃止された)。これより先、本学事務局は昭和43年5月8日に文部省の国立学校施設整備連絡協議会において「茨城大学農・理学部移転計画について(案)」を提示し、これに対し文部省側は「大学側の提示した農・理学部の移転用地21万坪は大きすぎるが、全学統合の将来計画として了承」した。

**大塚地区移転計画の挫折** この時点でも、農学部の教官は移転賛成派と反対派の勢力が伯仲し、激しく対立していた。二方学長はじめ関係者は昭和43年（1968）6月21日に農学部へ説得に赴いたが、6月25日には移転問題について教官・事務職員・学生による農学部全学集会が開かれ、3月29日教授会決定の白紙撤回要望を決議した。そして7月5日の教官会議（助手までを含む）は、移転のための昭和44年度概算要求を提出しないことを決定した。これを受けて7月5日に教授会は、大塚地区への移転について教官・職員・学生の理解が深められないことを理由として、昭和44年度概算要求に大塚地区土地購入費の計上を保留すると決定し、学長に報告した。なお本部事務局は、従来の大学の慣行どおり3月29日の農学部教授会の決定をもって農学部の最終決定となると判断し、文部省、茨城県、水戸市、電力会社、ガス会社などと下交渉し、移転のための準備を進めていたから、農学部教授会の方針は寝耳に水の驚きであった。評議会もやむなく7月11日に昭和44年度概算要求には農学部の水戸地区移転の経費は計上しないことを決定した。このようにして農学部が早期に水戸地区へ移転し、整備するチャンスは去っていった。

当時、農学部の態度決定後に学長又は評議会が農学部に対し、移転について積極的に説得した形跡は認められない。昭和43年4月10日に起きた学生諸団体間の暴力事件の処理に、大学執行部が忙殺されていたためかと思われる。ただし水戸市長に対しては、8月12日付で大塚地区への農学部の移転が保留になったことについて了解を求める文書が送付された。文部省へは昭和44年11月15日になって徳江徳学長（昭和43年12月就任）より、高島農学部長の了解の上で、水戸市による住宅団地計画と重合したため大塚地区への概算要求の提出を保留したこと、現在、農学部の将来の位置については白紙の状態にあること、を回答している。

昭和44年度は、大学紛争のため将来計画関係事項を概算要求として提出できる状況ではなかった。紛争後の昭和45年になって、関誠一学長（昭和44年11月就任）は農学部整備の問題を採り上げたが、現地整備をしたいとする農学部の強い希望が学内において必ずしも広く支持されず、文部省も受け入れないという事情のもとで苦慮していた。昭和45年（1970）6月か

## I 総 説

ら10月にかけて農学部内で農学部将来計画委員会設置の準備が進められ、6月8日に拡大教授会で教官6、職員6、学生6の計18名による委員会の設置が承認された。同年12月3日に農学部将来計画委員会は阿見地区での整備を決定した。閔学長は農学部に対し、阿見地区整備の教授会決定を延期してほしいと要請したが、農学部教授会は昭和46年1月13日に阿見地区整備を決定し、学長に対して昭和47年度に概算要求したいと申し入れた。46年5月28日の評議会は次の条件付きで農学部の阿見地区整備の方向で昭和47年度概算要求を決定している。その条件は(1)今後この方針は軽々しく変更しない。(2)農学部は、他学部等に対して予算関係について負担をかけない。(3)この決定によって起こる問題については、農学部が責任を持つ、との3点である。この概算要求に対して文部省では、農学部の方針変更の事情、阿見地区整備の場合における教養部の教育計画問題、現地整備方針に対する全学的支持の有無など納得し難い点が多いとして認めなかった。しかし47年4月26日に農学部教授会は、昭和48年度の概算要求も再度現地整備で提出することを決定した。6月15日の評議会は、農学部の概算要求を現地整備で提出するのか又は保留するのかについて討論し、評議会としては異例の採決により「今年度概算要求を保留し、農学部整備問題の解決を将来計画委員会で協議し、昭和49年度概算要求の準備に着手する」ことを決定した。

ところが昭和47年6月26日の評議会は、6月15日の決定について、前回の決定事項は「3地区整備の方向で」の意味を含んだものと了解し、確認した。そして7月20日の評議会は議事録の確認に際し、農学部評議員の要請によって6月15日評議会決定を次のように変更して確認した。「今年度概算要求の提出を保留し、農学部整備問題の解決を将来計画委員会で協議し、3地区整備の方向で、49年度概算要求の準備に着手する。」

### (2) 将来計画と農学部移転問題

真の総合大学 閔学長は、病気のため昭和47年(1972)9月に辞任後間を目指してもなく死去し、同年10月に人文学部市村正二教授が学長(7代目)に就任した。市村学長は、老朽化が進み教育研究にも支障が出ている農学部の施設を整備すると同時に、本学の将来計画の中で農学部問題をも解決する新しい構想を発表した。この構想を具体化するため、将来計

画の基本的な方針及び諸問題を審議する機関として、新たに茨城大学将来計画委員会規則が昭和48年（1973）6月28日に制定された（旧規則は昭和43年8月15日制定）。この委員会のメンバーは、学長が委員長、委員は部局長のほか学部等から推薦された教官各2名（工業短期大学部、養護教諭養成所は各1名）の計30名からなり、更に具体的な審議のため、(1)一般教育制度専門部会、(2)研究教育制度専門部会、(3)キャンパス用地専門部会、(4)福利厚生施設専門部会、(5)諸問題処理部会を設けた（後に企画調整専門部会を置いている）。

市村学長が提唱し、全学的に承認された「真の総合大学」という理念はどういうものであったろうか。(1)3地区に在る各学部を1地区に統合する見通しの下に、まず農学部を移転・整備する。その際、農学部を新しい構想の下に再編する。(2)既成の学部の枠組みを一応残しながら、従来の学問体系に立脚した学部・学科等の枠を超えて、相互に有機的連関を保ちながら総合的研究・学際的研究ができる研究体制を作る。(3)大学の大衆化に対応した新しいカリキュラムを作る。特に問題の多い教養部のあり方、カリキュラムを検討する。したがってそれは各学部を現状のまま、又はいくぶん拡大して1地区に集めるという、いわゆる「水平移動」又は単なる「タコ足大学」解消という考え方とは全く異なる理念であった。

このような市村構想の背景としては、深刻な大学紛争により従来の大学のあり方に反省を迫られたこと、しかも昭和48年に本県下に開学した筑波大学と異なる方向で大学改革を行おうとしたこと、及びもはや猶予できない農学部老朽施設の整備に対する緊急性などが挙げられよう。一言でいえば従来どおりの複合的の大学としての茨城大学では、新しい事態に対応できず、地方大学としての使命を果たせなくなるという危機感が底流になっていたのである。

こうして将来計画委員会を中心として、全学の教官及び事務職員による精力的な作業の結果、昭和50年度調査費要求のための説明資料「茨城大学の改革整備について」を昭和49年8月3日に文部省に提出した。この資料の中で、本学の改革が必要な理由として、下記の4点が挙げられている。

(1) 急激な学問の発達と社会一般の大学に対する要望に十分対応するた

## I 総 説

め、本学の研究教育体制の改革を行うこと。

- (2) 教養部の諸問題を解決する必要があること。
- (3) 施設老朽化のため多年懸案となっている農学部を整備充実する必要があること。
- (4) キャンパスが3地区（水戸・日立・阿見）に分散していることによる研究教育上及び管理運営上の改善を図る必要があること。

そして「大学の改革にあたっては、本学では総合科学研究部の設置ならびに学部、教養部の改革を前提として検討している」と発言している。また「特に近くに筑波大学が設置されたことにより、学内的には勿論、地域社会的にも本学の懸案事項はますます深刻の度を加え、本学の存在意義すら問われると思われる」と危機感を率直に述べている。

とりわけ「総合科学研究部を中核にして、現在の研究教育体制を真の総合大学としての研究教育体制に切り替えようとする」方針が示された。しかしこの総合科学研究部は、専任教官と各学部から選出された併任教官で構成される研究組織であり、幾つかの研究部門に分かれて総合研究プロジェクトに従事し、学生は所属させないこととした。したがって特定の研究目的を有する附置研究所とも性格の異なるものである。この総合科学研究部の構想については、教養部教官が熱心に検討し、幾つかの提案をしたが、既存学部を残しながらこのような組織を作ることは困難であって、この研究部を中核とする研究教育体制の改革構想について、具体的なイメージを全学的に定着させることはできなかった。

なお教養部については、現行の教養部は廃止し、その教育機能は各学部に分散することとした。したがって教養部の教官は各学部等に所属し、教養課程の教育は各学部の責任において行うが、その企画調整は全学的な委員会で行うとした。困難な条件下で、高い理想を持って出発した本学の教養部は「解体」という基本方針が示されたわけである。

将来計画の具 昭和50年7月8日付で、文部省より大学改革等調査経費  
体化の努力 として100万円が配付されたが、その調査事項は「教養部改組等の構想」であった。本学の将来計画全体についての調査費ではなく、当時、各大学で問題となっていた教養部改革についての調査費であっ

た。ここにも本学の統合について楽観を許さぬ事情が現われているが、本学としてはこの調査費による調査、検討を大学全体の将来計画実現への第一歩にしようとした。この調査費配分に対応する意味もあって8月7日に全学将来計画委員長(学長)のブレーンとして、学長の指示に基づき当面の将来計画の具体的課題の準備調査及び立案に当たる総務(各学部1名、計6名)が指名された。こうして昭和51年3月に『茨城大学改革構想について——教養部改組等の構想』と題する調査報告書が文部省に提出された。更に同年10月12日に文部省より大学改革等調査費(117万円)が配分され、これに基づく調査報告書『茨城大学改革構想について(その二)』を昭和52年(1977)3月に提出している。

この間、市村学長はじめ事務局は、文部省と非公式の折衝を行ってきたが、文部省の意向は、(1)水戸・日立両地区では着々と本格的建築が行われており、近い将来移転できる可能性がない。(2)特に昭和50年代に入っの低成長経済下の国家財政事情では巨額の国費を新たに投じて統合移転する計画など財政当局に認められないというものであった。予想されたことではあったが、これで全学部が近い将来1地区に移転・統合する可能性がないことが明らかとなった。

**農学部の先** そこで将来計画委員会は、昭和51年12月に「茨城大学将来  
**行移転計画** 計画の現段階における具体化として、先行移転方式による可能性を検討する」ことを決定して、そのための作業を始めた。委員会は半年間の検討の結果、翌年6月と7月に一部の学部による先行移転の方針を確定し、7月28日の評議会でも承認された。「先行移転」というのは、将来における全学統合の目標を堅持しながら、当面老朽化のひどい農学部及びその他の新設学部が新しいキャンパスにまず移転することを言う。新設学部としては、人文学部社会科学科の拡充改組による社会科学部が候補に挙げられた。なお将来計画委員会では、全学統合が完成するまで教養部は解体しないことを確認した。

ところで農学部が先行移転するとしても、従来の農学部がそのまま移転するのでは、大学改革の実が拳がらず、文部省などの同意も得にくいとの理由で、農学部の改革案の作成が次の日程に上がった。農学部改革構想を

## I 総 説

まとめるため、昭和51年(1976)12月から将来計画委員会の中に特別委員会が設けられた。特別委員会は翌年5月9日に「他学部との関連を極力小部分にとどめ、おおむね農学部内の再編成によって、4学科より成る地域総合科学部を創設する」ことを答申した。先行移転の具体化のため、新キャンパスの位置、面積などについて、キャンパス用地専門部会は昭和52年8月26日に答申して水戸本部から10キロメートル圏内で約30万坪(100ha)の用地獲得を目指したのである。

市村学長は全学を挙げて作られた改革構想を携えて、昭和52年11月から大蔵省、文部省を訪ねて本学の構想について説明し、協力を求めた。そして昭和53年2月1日に本学事務局と文部省担当局課との会合の結果「農学部の52年4月及び7月に示された地域総合科学部構想案は、新キャンパスへ移るための本学の改革構想の一環としての案であるが、それにしてはなお問題が多いので更に詰めてほしい」(市村学長の経過報告)という結果になった。この会合後、53年4月27日に学長は農学部と話し合ったが、「農学部としては、他の学部の協力がなければこれ以上の改革案は出せない」との結論に達した。本学としては先行移転という路線の変更が必要になったわけである。

**農学部の単独移転 昭和53年(1978)5月6日、市村学長は農学部教授  
計画への路線変更** 会に(1)将来計画のうち農学部の老朽施設問題を最優先で採り上げ、解決すること、(2)そのため先行移転の構想を改め、水戸地区周辺への農学部単独移転の可能性を追求すること、などを審議するよう依頼した。6月7日に農学部教授会は、学長から審議を依頼された将来計画に関する事項を承認した。

市村学長は、任期6年間をかけて農学部移転を中核とする大学改革のため献身的努力を重ね、将来計画のための大きな礎石を置いたが、昭和53年10月に任期満了により大学を去った。その後継には10月9日に元理学部長秋田康一が8代目の学長に就任した。秋田学長も、就任直後から農学部単独移転のための候補地選定について奔走した。たまたま茨城県が那珂地区(水戸市と那珂町)に大規模な開発構想(約319ha)を持っており、この構想の中に農学部の移転を検討してみてもどうかとの打診が本学に寄せられ



た。秋田学長は昭和53年11月初めから、県関係者と会談したところ、開発開始後5年で農学部の水戸市上国井地区への移転が可能になることが明らかになった。そこで学長は、11月22日に農学部へ赴き教授会及び職員へ事情を説明し、早急に農学部の意志を決定し、移転する場合の希望条件があれば提示するよう要請した。

そこで昭和54年(1979)7月25日に農学部教授会は、上国井地区への移転について「教官系」の意志決定をするため表決した。その結果、移転賛成33、反対28、白票1、棄権2(教官総数64名)で、教官系としては移転することに決定した。その際、移転に伴って充足さるべき条件として、(1)農学部用地最低35haを含む総面積50ha以上、(2)年限は5年、(3)学科数は5学科(現在の4学科に1学科増)などを提示した。この条件については、12月11日の評議員と将来計画委員会との合同会議で、この条件を充足するために最大限の努力をすること、全学ではそれを支持することを定めた。

農学部では、その後、職員系及び学生系の賛成を取り付けるため、しばしば会議を行い、ようやく12月5日の教授会で「7月25日の教官系決定を教授会として決定する」ことにつき採決し、賛成33、反対13、白票4、棄権5で、上国井地区に移転・整備することを教授会として決定した。

## 2 茨城大学における「大学紛争」と寮問題

### (1) 茨苑会館の封鎖

茨苑会館が 茨苑会館(学生会館)の食堂部分は業者が経営していた封鎖される が、生協は会館内のそのほかの福利厚生施設の利用を強く要求しており、大学側は生協と協議して利用のための条件が整った箇所から生協に使用を認めることとした。これは昭和42年3月3日の学長告示で公表され、昭和44年2月26日に大学側は生協に対して4月1日から理髪室の使用を認めるとの方針を発表した。

ところが学友会に結集した学生は生協設立そのものに反対して、種々の妨害行為を重ね、生協は一部の学生・教職員の組織であるから、全学的施設である会館の使用を認めるべきではないと主張してきた。したがって上記の大学の方針にも反対して、学友会は昭和44年2月27日の午後国会館を

## I 総 説

一時的に封鎖した。

一方、昭和44年3月31日の午前2時ごろ、反戦学評の学生約10名が会館をバリケード封鎖した。封鎖に当たった学生は学館闘争委員会準備会を結成し、大学当局に対し、(1)学館の自主管理——学生教職員の比例代表制による学館管理運営委員会の設立、(2)生協を会館へ入れること、(3)会館の24時間開放、(4)福祉施設の増築など11項目を要求した。この封鎖があつてから「その後かなり多数の同調者を獲得していった」(『学館改革ニュース』7号)。

この封鎖に対して、大学側では4月2日付の学長告示をもって、会館の占拠は違法行為であり、直ちに封鎖を解除し、立ち去るよう要請した。しかし封鎖学生はこの要請を聞き入れず、大学側に団交を強要して、5月1日には学生部長を、5月2日から6日まで中央補導委員(以下中補という)の山本英十教官を会館内に軟禁した。

4月8日学友会系の学生は反戦学評の封鎖に反対して、大学本部前で集会を開き(約60人集会)、学生部長と交渉した。学友会は、(1)大学は学館の封鎖を責任をもって解除せよ、(2)生協の学館使用を再検討せよ、と要求した。学生部長は第2の要求については、生協の学館使用は中補の答申(昭和43年12月3日付)によつたものと答えている。

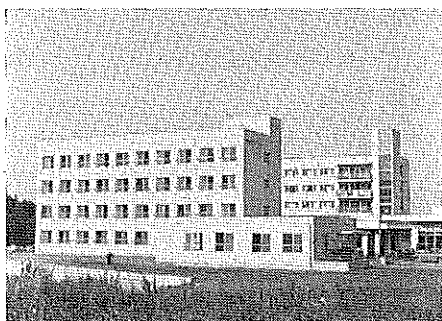
4月9日には教養・教育・人文・理学部自治会は連名のパンフレットで大学に対し、(1)学館規約の再検討、(2)学館封鎖解除、(3)機動隊導入反対、(4)大学当局の一方的運営委員選出の再検討、(5)学館の増築を要求した。

反戦学評側では4月16日に学生部長、学部長と団交を行い、11項目要求中の8項目について大学側と合意し、学長は学館の使用管理権・運営権を学生にゆだねることを認めた、というパンフレットを発行した。

この間、評議会は学外でしばしば行われ、大学の方針として4月9日の学長告示において、会館の現行運営規則に固執せず、学生の意向を反映した新規則を作り、民主的に運営する意思のあることを表明した。そして5月初めに、徳江学長は学内問題に対する所信表明のための全学集会を計画した。

この大学側の計画に反対し反戦学評学生約30名は全学集会の粉碎と、大学権力への全面的対決を目指すと称して、5月14日午前3時10分ごろ大学

本部の2階部分を占拠して封鎖した。その後本部前で全学総決起集会を開いた。このときのスローガンの中にも、学館の管理運営権の獲得が掲げられている。運動部系学生と事務職員らは本部封鎖解除に向かい、封鎖学生と小競り合いになり、午後2時ごろに封鎖は解かれた。



新寮（手前が女子寮，後ろが男子寮）

全学集会が予定された5月21日午後1時ごろには、約2,000人の学生・教職員が講堂前に集まった。そこへ反戦学評学生約70名がジグザクデモで乗り込み、運動部系学生と衝突して、会場は混乱に陥り、学長の所信表明は中止された。

## (2) 水哉寮のピケッティングと実力解除

**ピケッティン** 男子学生寮（水哉寮）及び女子寮（うばら寮）は共に木造**グに至る経過** で老朽化がひどく、建て替える必要に迫られていた。大学は新寮建設の第1期工事として男子寮の建設に取りかかり、昭和44年4月に5階建、3,036m<sup>2</sup>、定員186名収容の新寮が竣工した。

寮の管理運営について、文部省は寮の管理権は大学にあり、入寮者を選考、決定するのは大学であり、大学の許可した者を入寮させるよう通達していた。寮生側では、寮の入退寮に関する実質的な決定権は慣行として寮自治会が有しているから、入退寮については学生部に届け出ればよいとしていた。さらに文部省は昭和39年2月18日の通達で新寮の舎費は月額300円（旧寮では100円）とし、水道料・光熱費のうち寮生の個人生活に要する部分は寮生の負担とすることを要請していた。これが2・18文部省通達という「負担区分」である。寮生は文部省の通達に対し、寮の自治権の侵害であり、寮生の生活を圧迫する負担増加になるとの理由で反対し、大学予算の公開を要求し、大学予算の総枠の中で自分たちが納得のいく負担なら応じるという態度をとった。(1)舎費300円の負担、(2)寮経費の一部負担、(3)寮生名簿の提出など、入寮のための条件について、大学と寮生とは度々

## I 総 説

交渉していたが、完全な合意に達しないうちに、新寮の鍵が寮生に引き渡された。鍵の引き渡しをもって、寮生側は新寮への入居を認められたものと判断した。

学友会系学生は寮自治会とも対立しており、大学当局の寮生に対する対応、特に新寮入寮者は旧寮生優先という大学の方針に強い不満を持ち、入寮希望者は平等に取り扱うべきであると主張していた。そして茨城大学正常化委員会と名乗り、寮を「自主管理」と称して、昭和44年5月26日に大学のテントを寮玄関前に持ち出してピケットを張り、寮の事務室・娯楽室を占拠した。大学側は6月10日に学長告示を出し、正常化委員会に対し、ピケットィングは違法行為であるから、速やかにテントを撤去し、原状に復して立ち去るよう要請した。しかしピケットィングは継続された。

### 寮生による実力解除

このような学内状況のなかで、国会では「大学の運営に関する臨時措置法」案の審議が進められていたが、教授会及び学生諸団体も立法反対を表明した。そして6月17日には教育学部学生大会が10年ぶりに成立し、大学臨時措置法反対が決議された。この大会の議題のうちに会館・寮の封鎖解除の方法などもあったが、立法反対のみが決議された。

その翌日の6月18日午前4時ごろ、十数名の正常化委員会学生がピケットを張っている新寮に対して、寮自治会学生約120名が襲いかかり、実力でピケットを解除した。このとき解除側の学生は寮内に泊っていた封鎖学生12名の手足を縛って寮内に監禁し、謝罪文への署名を強要して暴行を加え、全治3日ないし2週間の傷を負わせる事件が発生した。大学側では午前10時過ぎ、学生部長と中央補導委員4～5名が「監禁を解き釈放するよう」との文書をもって寮に向いて交渉し、その結果午後2時ごろ監禁されていた全員が寮から出された。これが「6.18事件」である。

新寮に入った寮生は、玄関・門を封鎖し、1階の窓を机や椅子でふさぎ、階段もバリケードでふさいで、約50人が立てこもった。この寮生による逆封鎖は6月22日まで続けられた。

大学側は6月19日に学長告示により、旧寮生の実力排除は違法、入寮方針は近日中に示すと発表した。更に6月21日には評議会の名で、入寮は旧

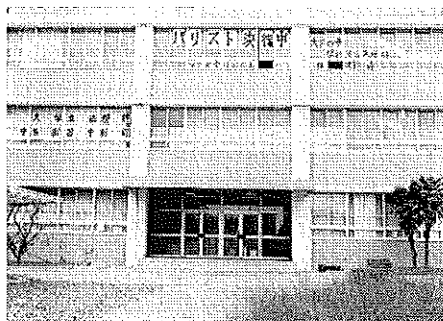
寮生を優先するが、そのためには大学・寮自治会の合意書の確認、寮生名簿の提出が前提であると告示した。この大学の方針に正常化委員会系の学生は不満であり、学内で自治会系学生に暴力を加えたり、両派の小競り合いが続発するなど、緊迫した状況が続いた。翌6月22日に学長・学生部長らは水裁寮代表と交渉し、(1)学寮予算の全面的公開、(2)学寮協議会の発足、(3)寮生の運営費(会費)300円の納入、(4)寮生による光熱費の一部負担など、8項目について合意した。この合意書調印と並行して、新寮を封鎖していた寮自治会の学生はバリケードを撤去して全員が寮から出た。

**警察による寮の強制捜査** 新寮をめぐる暴行事件を捜査していた水戸警察署と県警本部は、6月24日午前6時10分ごろから9時45分ごろにかけて、機動隊240名を動員して新寮を強制捜査した。捜査の結果、暴行、傷害に使われたと思われる証拠物件として角材2本、竹ざお3本、タオル9本、麻なわ3本、針金5本を押収した。

この強制捜査に先だち23日午後6時ごろ、学長と学生部長は県警本部長を訪ねて「寮問題はほぼ解決の目途がついているので……慎重にしてほしい」と申し入れていた。ところが24日午前2時半ごろ、警察官3名が捜査令状を携えて学生部長宅を訪れ、捜査協力を申し入れたが、学生部長は捜査の立ち合いを拒否した。更に学生部長は警察の公用車に乗って水交荘(備前町)に至り、そこで捜査係長らに大学の意向を説明したが、警察側では捜査実施の意向が強く、午前4時30分ごろ一行は寮に向かった。既に午前3時40分ごろには機動隊は寮前に集結していた。結局、警察側は立合入りに水戸消防署員を立てて強制捜査を行ったのである。

機動隊の出動による学内の強制捜査は、事前に大学側と協議することなく行われたため、大学関係者には大学自治の侵害と受け取られ、これに反発する空気がキャンパス内にみなぎった。24日の始業時から寮生は大学本部前で機動隊侵入抗議集会を開き、多くのクラスでも討論集会が行われた。特に同日午後1時から開かれた教養部定期学生大会には、官憲の弾圧に抗議する学生が駆けつけ、初めて定足数に達し、講堂は約1,400人の学生で超満員となった。発言する学生はいずれも機動隊の介入を非難し、学

## I 総 説



教養部封鎖

生部長・事務局長らが捜査を手引きしたとして、その責任を追究した。この日の集会では、日ごろ反目している自治会執行部と反戦学評（社学同系）、及びノンセクトの学生らも一致して、機動隊侵入糾弾や大学立法反対を決議し、立法反対のスト権を確立した。

警察の強制捜査は再度行われることが予想されていたので、大学は学生部長を通じて、下記の申入れを口頭で行った。(1)大学として基本的には、この暴力事件に関する限り警察の捜査を拒否することはしない。(2)学生を調べる場合は任意出頭の形で調査していただきたい。大学はこれに応ずるよう指導する。(3)警察官の立入捜査は事前通告してほしい。(4)捜査は今回の刑事事件に限り、思想調査になるようなことは極力避けてほしい。この趣旨にそって6月25日に学長告示として、大学は捜査の立ち合いを拒否したが、事件の性質上現場検証を回避できない立場にあった。警察官による捜査は、場合によっては大学の自治を侵す恐れがあるので、今後再びこのような事件を絶対に起こさないようにしてほしい、と学生に要望した。なお9月になってから、評議会に諮らずに学長が6月に寮生名簿を警察に提出し、7月に差押状により学生累加記録を警察に提出したことが判明し、学内で種々論議された。

その後、9月7日に寮生5名が寮外で逮捕され、更に9月22日午前4時15分に県警機動隊150人、私服刑事50人が再び寮を強制捜査して、寮生6名を逮捕した。逮捕学生11名のうち5名が起訴され、執行猶予付きの有罪判決があった。

### (3) 教養部と農学部の封鎖

昭和44年6月24日の教養部学生大会で大学運営臨時措置置法に反対して、スト権が確立されたが、スト権が発動されないのを不満として反戦学評を中心とするC共闘（教養部

共闘会議)の学生が、6月27日に教養部を封鎖した。同日午前3時ごろからC共闘の学生約50人が、教養部の教室、研究室、事務室の在る建物(現在の教養部1号館、4階建)に押しかけ、2階、3階への階段に机や椅子でバリケードを築き、封鎖するとともに、午前10時過ぎには正面入口などにも鍵をかけた。内部には約30人のヘルメット姿の学生が立てこもった。封鎖の目的は機動隊侵入、大学臨時措置法、中教審答申などに反対のためであった。



封鎖中の教室

教養部では、封鎖は違法、直ちに封鎖を解くようと、部長名で告示を掲示するとともに、登校してきた学生の集会場所として講堂を開放し、教官・職員にも控室を用意した。講堂に集合した学生たちは、教養部自治会の呼びかけで午前中から緊急学生大会を開き、封鎖学生たちと約7時間にわたる論戦を行った。この論戦の後で、封鎖解除を求める決議が可決された(賛成817, 反対106, 保留76, 棄権10)。しかし直ちに実力で封鎖を解除するとの決議案は否決された。そして封鎖解除の具体的方法をめぐって、午後5時近くまで論議が続いた。ところが、いったん否決された「直ちに実力で封鎖を解除する」ことが緊急提案され、採決されることとなった。票決の結果は賛成326, 反対258, 保留162, 棄権8であったが、提案が可決されたものとして、直ちに実力行動隊が組織された。実力行動隊の百数十人が、頭上にベニヤ板や折畳み椅子をかざして、封鎖校舎に向かった。封鎖学生は屋上から投石したり、放水して抵抗したので、若干の負傷者が出た。このような実力行使に対して、緊急提案の採決に異議を持ったり、流血の惨事を防ごうとする学生たちは、スクラムを組んで阻止しようと努めた。

**封鎖解除に対する大学の方針** 教養部教授会は6月30日に封鎖に対する基本方針として4点を決定した。(1)教養部封鎖を全学的な問題とし

## I 総 説

て解決を図る。(2)封鎖学生に自主解除させるよう努力する。(3)機動隊の導入による封鎖解除は行わない。(4)機動隊の立ち入りを招くような実力解除は避けたい。つまり本学では封鎖学生との話し合いにより封鎖を解除することが、研究と教育の場としての大学の執るべき道だという点を確認し、この努力を放棄して安易に実力解除、又は機動隊導入による解除の道を選ばなかったのである。この方針には一部の教官、職員及び学生の間から、強い批判もあったが、大学全体としては何とかこの方針を押し通した。8月23日に学長が発表した「茨城大学学生諸君へ」という告示でも、前記の教養部の封鎖解除の4原則を全学的に支持する旨が述べられている。

### 農学部の封鎖

水戸地区で、寮・学館・教養部をめぐる緊迫した事態が相次いで発生しているのと同じころ、昭和44年6月26日午前0時ごろに農学部共闘会議の学生が大学立法粉碎をスローガンに掲げ、教室(1号館)を封鎖したが、このときの封鎖は同月28日に解除された。更に昭和45年6月19日から7月3日にかけて、研究棟の中心である本館が農学部共闘会議の学生により再び封鎖、占拠された。彼等の要求は、(1)安保体制下の教授会・教官の管理的役割についての自己批判、(2)補導組織の廃止、(3)学生共通規則の廃止、(4)学館、研修所の学生による管理運営、(5)学内経理の公開などであった。

### (4) 大学臨時措置法反対の行動

「大学の運営に関する臨時措置法」案は、昭和44年5月24日に国会に提出され、7月29日に衆議院で強行採決された後、参議院に送られたが、8月2日の文教委員会でも3日の本会議でも審議なしで、それぞれ強行採決された。これは国会審議のうえで、全く異例のことであった。こうして大学臨時立法は8月17日から施行されることとなった。この法案に対する反対運動は、5月23日から8月5日ごろまで、全国で連日のように行われ、社共共闘の形や「代々木系」、「反代々木系」、「創価学会系」又はノンセクトの学生たちのデモ集会が精力的に行われていた。

本学でも各学部の学生大会、討論集会で法案反対の決議が出され、前述のとおり6月17日に10年ぶりに成立した教育学部学生大会、24日には教養部学生大会が立法反対を決議している。各学部教授会も立法反対の声明を



発表した。一例を上げれば教養部教授会は6月19日に立法化反対の決議文を発表し、8月13日には措置法の成立に抗議する声明文を発表している。7月15日には水戸地区の有志教官が立法反対の署名を集めて、国会請願を行った。評議会でも7月25日に法案強行採決反対の声明を出し、法の成立後の8月12日の声明文では、この法は「学問の自由と大学の自治に重大な影響を及ぼし、大学紛争の自主的解決をさまたげるもの」と考えるから、「その施行については協力し難い」と述べている。なお「本学は今後とも自主的解決の努力を続けてゆくことを決意している」と基本的態度を明らかにした。

この間の特に目だった動きとしては、いわゆるノンセクト学生・教官による千人デモがある。大学臨時措置法に反対する学生と教官有志約千人が、6月21日午後立法反対を叫んで、水戸市内をデモ行進した。1年次学生を中心とするノンセクト学生が「6.21デモ実行委員会」を組織して呼びかけ、教育学部自治会や教官が合流したもので、千人を超えるデモは10年前の安保条約反対のデモ以来の出来事であった。実行委員会のスローガンが「大学立法反対」だけであったため、自治会系、学友会系、ノンセクト学生が続々と参加し、大デモとなったのである。デモの途中から赤ヘルメットの反戦学評がジグザクデモで一時隊列に加わったが、整然としたデモは崩れなかった。これと同じ趣旨のデモは、7月9日にも行われた。

#### (5) 教養部と茨苑会館の封鎖解除

**交渉による封鎖解除の努力** 前述のとおり、封鎖に対して本学では学生との話し合いにより、機動隊の導入によらない解決を図るという基本方針を評議会・教授会で決定していた。しかし封鎖直後には、学長・評議会・中補はいわゆる団交の形式では封鎖学生と話し合わない態度を取っていたが、評議会・中補・教授会など大学側の会議に各派の学生が押しかけ、又は乱入する事態がしばしば発生した。このため、事実上の「団交」が行われていた。そうした状況のなかで評議会も封鎖解除のため、7月半ばからは学生と積極的に交渉、話し合っていく方針に変更した。

教養部の授業は封鎖直後の昭和44年6月30日から休講になっていたが、夏休み明けの9月8日から他学部の教室などを使用して授業は再開されて

## I 総 説

いた。しかし学生の成績原簿が封鎖によって利用できないため、2年次生の10月からの専門学部への移行を決定する判定は不可能となった。そのため9月3日に特別措置として全員の移行を認め、試験も中止した。しかも大学臨時措置法施行により、11月ごろまでに封鎖が解除されなければ翌年の入学試験の実施は危ぶまれていた。そこで大学側は、9月9日に「当面の大学問題に関する評議会の基本的見解」を発表するとともに、全共闘学生との団交に踏み切り、自主解除を図ることとなった。学長・評議員と全共闘学生との「団交」は、9月5日、9日、13日、18日、23日、25日の6回にも及んだ。この間、評議会は正常化委員会、自治会とも団交を行っている。団交はしばしば徹夜で行われた。各学部でも夏休み中、ほとんど毎週教授会を開き、水戸地区教官の会議及び大学改革のための各委員会も精力的に行われ、教官と事務職員の会合も行われた。警察力に依存せず、実力を行使せずに「自主的に」封鎖を解除し、大学を改革するために大学関係者は精一杯努力したと言えよう。

9月25日の学長・評議会と全共闘学生との団交において「確約書」が作られた。その内容は、(1)大学立法に協力しない、(2)学生部は補導的役割をやめ、学生に対するサービス機関に改める、(3)中補も学生の主体的人格を認め、学生の補導はしないで学生の諸要求に対応するための機関とする、(4)部局長会議は今後単なる事務連絡の会合に改める、(5)学生共通規則を廃止する、(6)学生会館の管理運営に関し、学生の自治活動を制限する行為があったことを自己批判する、となっている。こうした大学の姿勢に対し、一部の教官・職員から機動隊導入による解決をすべきだとのかなり強い批判があり、正常化委員会系の学生、自治会系の学生からも反発する意見が出された。しかし大学側としては全共闘学生との確約書という形式は採っていたが、このことにより当面の大学改革についての基本方針を明らかにしたことになる。10月初旬、各学部教授会も確約書の内容、考え方、方向性について支持する決定をした。これ以来、本学における各種の改革はほぼこの基本方針にそって実現していった、と言えよう。

### 封鎖解除に至る経過

全共闘学生の掲げる要求が一応達成されたのと、一方彼等のエスカレートした闘争目標である「大

学解体」に対して一般学生が支持せず、全共闘学生の勢力が弱まってきたため、戦線を縮小する意味もあって、封鎖学生は9月29日午前3時ごろから教養部校舎のバリケードを自主解除し、封鎖中の茨苑会館へ入った。

茨苑会館の封鎖はその後も翌年1月28日まで続いたが、校舎と違って食堂及び課外活動のための部屋の封鎖にすぎなかったため、一般学生に及ぼす影響はあまり大きくなかった。したがって一般学生の封鎖に対する関心も小さくなり、大学側による会館運営改革の動きが始まっても、その対応は鈍かった。そのうえ、昭和44年10月19日と11月9日に県警機動隊が、封鎖中の一部学生（赤軍派）が学外での過激な行動を行う目的で会館から火炎びんを運び出したとの容疑により、会館を強制捜査した。これら二度にわたる強制捜査は、学外での刑事事件のための学内捜査であったためか、学内では大きな問題とならなかった。封鎖解除前の昭和45年1月17日午後、評議会は全共闘学生と大学改革について団交したが、このときの参加学生数はわずか二十数名にすぎなかった。全共闘学生が学内で孤立化していた事実を示している。このようにして全共闘学生は1月28日朝、学館闘争はまだ終わっていないが力関係において撤退を余儀なくされたと宣言して、封鎖を解除した。大学側は会館の再開の諸準備が整うまで会館をロックアウトする処置を執った。こうして昭和44年3月から10か月近くの間、学内を吹き荒れた封鎖と紛争のあらしはともかくも終息した。

#### (6) 紛争をめぐる大学改革

**茨苑会館運営の改善と 学生補導組織の改革** 大学紛争中又はその後、本学でもいろいろの改革が行われたが、ここでは学生に関係のある諸改革について述べておこう。昭和44年（1969）10月25日の評議会で、大学改革の一環として学生会館改革委員会及び学生厚生補導組織改革委員会の設置が提案され、各教授会での審議を経て、11月20日の評議会で決定された。

学生会館改革委員会の任務は、学生と協議して学生の手による自主的会館運営のため、学生会館規則を改正することである。各学部からそれぞれ2名の教官が委員に選出され、12月12日から活動を開始した。しかし委員会の呼びかけにもかかわらず、各学部を代表する学生の起草委員（26名）

## I 総 説

は、なかなか選出されなかった。翌年9月17日になって、教養部、教育学部、理学部の3自治会連名で、会館の即時修理、即時利用のため教官5、学生19(各学部学生150人につき1人)、職員2による運営委員会の設置及び暫定規約(申し合せ)による運営が提唱された。10月17日に改革委員会と自治会の間で、自治会提案どおりの申し合せ事項が合意され、10月末に運営委員会が成立し、11月15日に茨苑会館は再び開館された。

学生厚生補導組織改革委員会は、各学部選出による6名(のち12名)の教官で構成された。この委員会は従来の「補導」の概念について反省するという原点に立ちもどって、そこから厚生補導組織を改革しようとした。従来、大学が行ってきた補導が被教育者としての学生及び学生団体に対する取り締まり的、規制的機能を果たしてきた事実を率直に認め、このような文部省・中教審のいう「補導」は今後行わないという基本的態度を明らかにした。そして同委員会は昭和47年(1972)2月に『厚生補導組織改革について』の答申を行った。この答申では学生の諸活動について可能な限り自由を認め、学生共通規則の改正を前提として当面必要な条項のみを残し、他は凍結し、残した部分についても弾力的に運用すべきことを提案している。その主な点は、(1)部室等の大学施設を使用する学生団体は、会名・代表者名・加入人員を学生部長に登録する。(2)学生が集会、行事等のため施設を利用する場合、前日までに管理責任者に申し込む。(3)掲示等は所定の場所に行い、責任者名と掲示期間を明示する。(4)現行共通規則の残された条項の運用に関する異議は、学生委員会又は施設管理者に申し立てることができる、とした。しかし学生の自主的活動と学内秩序の新しい関係、とりわけ規則違反の学生の処分については、具体的な取り決めが行われず、各学部教授会でも共通規則についての議論は行われたが、全学的立場からの改革はついに実施されなかった。なお昭和45年(1970)9月からは水戸地区学生委員会が発足し、各学部の補導委員会と協力して、学生の自治活動、課外活動、厚生面の諸問題について、学生に助言と指導を行って今日に至っている。

**寮問題の解決** 寮の運営についても大学側と学生間で協議、決定すべき  
**へ向かって** 多くの事項が残っていた。大学側と寮自治会との交渉は、

昭和44年(1969)5月26日の合意書に基づいて開始された。寮の入寮選考権、舎費(寄宿料)、負担区分などについて両者の合意ができるまでには、多くの協議が必要であったから、大学側では水戸地区学寮問題特別委員会を翌年3月に設けた。この委員会は寮生代表と交渉の後12月15日に至って、水戸地区学寮協議会(学寮協)の設置を提案した。学寮協は教官と学生が同数で構成し、寮に関するすべての問題を協議して合意を形成する組織である。この合意事項は両者の各機関において最大限に尊重されるべきものと取り決められた。当時の学寮問題のうち最大の懸案は舎費を含む寮運営費の問題であった。この問題を解決するためには、大学予算の学内への公開が前提であったので、全学予算委員会が作られることとなった。学寮協メンバーの努力により、入寮選考及び寮費負担の諸問題は次第に解決に向かい、女子新寮建設促進のための条件も整備されていった。

#### 非暴力5原則の確立

大学紛争のあらしが収まって学園が平和になった昭和51年6月11日午後2時30分ごろに、教養部旧館3階31番教室で新聞局学生らが映画会の準備中、突然ヘルメットをかぶり覆面をした12~13名の者が鉄パイプを持って襲撃し、教室内の学生を殴り、5名の学生を負傷させるという事件が起こった(うち1名は国立水戸病院へ入院)。翌12日県警本部と水戸警察署の捜査員がキャンパス内と31番教室の現場検証を行った。

この事件の後、6月16日に学長は告示でこの種暴力事件の不法性を非難し、水戸地区の評議員は、いわゆる非暴力5原則を決定し、水戸地区各学部教授会もこの原則を承認した(工・農学部教授会も7月14日、21日にそれぞれ承認した)。その原則とは、(1)学内に凶器の持ち込み、保持を認めない、(2)テロ・リンチ等の暴力行為を認めない、(3)教室・部室等の場所・空間の不法不当な占拠、封鎖を認めない、(4)教育研究並びに事務に関する正当な活動の妨害を認めない、(5)不法不当な身柄の拘束・強制・脅迫等の行為を認めない。というものである。

ところが大学紛争後もサークル室の一部は大学の規則に従わない学生グループによる占拠状態が続いたが、6月23日午後0時10分ごろ、白亜3号館の一部を封鎖占拠していた「白亜館サークル連合」の16名の学生が、赤

## I 総 説

や黒のヘルメットを着け、タオルで覆面し、学長告示及び非暴力5原則の粉砕を叫んでデモ行進を始めた。これに対して、生協売店前に集っていた40～50名の学生は「帰れ、帰れ」のシュプレヒコールをしながら、詰め寄っていった。このデモに反対する学生は100名ぐらいに増え、スクラムを組みながらヘルメット集団を追い詰めていき、教職員数名の制止にもかかわらず、両集団は小競り合いとなった。このため双方に数名の負傷者が発生し、うち1名は国立水戸病院へ運ばれた。救急車からの通報で多数の警官が本部前に出動した。午後7時30分から9時25分にかけて学生課長立ち合いの下に警察の現場検証が行われ、白亜3号館と同1号館の一部から竹竿19本、鉄パイプ24本が押収され、同館内にいた学生15名が凶器準備集合罪容疑で逮捕された。この後白亜館の一部は大学側によってロックアウトされたが、学生団体との話し合いでほどなく正常な使用に供されている。

その後、昭和53年1月27日未明から早朝にかけて革労協と報道されているグループ（事実不詳）により、水戸市及び勝田市の4箇所では学生の下宿が同時に襲撃される事件が起こった。人文学部学生3名、工学部学生1名、理学部学生1名、教育学部学生1名の計6名が襲われた。うち3名は殺害され、2名は重傷、1名は軽傷を負った。被害学生は革マル派に属する学生であり、いわゆる内ゲバ事件とみられている。このように一時に多数の学生が殺傷されるという例は本学の歴史にはかつてなく、非常に衝撃的な突発事件であった。しかしながら昭和51年の6.23事件、53年の1.27事件をもって、本学にかかわる紛争の後遺症はようやく跡を絶つに至ったとみてよいであろう。

### 3 大学の民主化と拡充

#### (1) 大学内の民主化と改革

**教官組織の民主化** 本学発足当時からしばらくの間は、各学部とも教授会は教授のみで構成されていた。例えば文理学部では、昭和25年（1950）5月1日から同32年（1957）5月31日までは、教授だけの教授会であったが、昭和32年6月1日から助教授・講師もメンバーとなり、6月12日からは助手も教授会に出席するに至った。しかし教官の

人事に関する事項は教授のみの教授会（人事教授会という）で決していた。この当時でも、教官の採用、昇任などは各教室及び学科で助教授、講師、助手も参加して審査し、実質上は決定していた。したがって教官人事を人事教授会で決定する制度は、人事審査の実態と合わなくなり、人文学部では教官人事のみを審議する人事教授会は昭和44年（1969）7月16日に廃止された。これと時を同じくして、助手も学長選挙権を有するようになった。学部によって多少の違いはあるが、助手であっても研究教育面で講師以上の教官とほぼ同等の職務を担当している場合には、教官一般の権利を有するのが当然と考えられるようになった。

#### 学生団体の動き

大学紛争に至るまでは、学友会は、体育・文化系諸サークルの連合体にとどまらず、学生自治会的な機能も果たしていた。大学当局と学友会はほぼ定期的に大学協力会議を行い、学生の厚生補導に関する事項について大学当局・学生部と協議していた。しかも学友会は学生全員加入の建前をとり、名誉会長には学長、賛助会員には教官になっていて、学内で非常に大きな力を持ち、大学協力会議などを通じて学生部と密接な関係を保っていた。これに対して、学内の民主化を望む声が、自治会及び生協に結集する学生の中から起こり、一部の教官にも支持されて次第にその力を増していた。昭和43年（1968）4月の入学式前の数日、学友会と寮委員会双方の学生が新入生の加入をめぐる連日争っていたが、ついに4月10日に暴力事件が発生した。暴力事件という好ましくない事態ではあるが、この事件の発生は学友会と学寮・自治会系の勢力がほぼ伯仲し、反自治会系の勢力（いわゆる三派系）及びノンポリ学生が増加する状況になった事実を示している。

中央補導委員会はこのような事態の再発を防ぐため、学生諸団体に対する大学の「根本的解決策」を昭和43年10月に定めた。(1)学友会については、名誉会長制の廃止、賛助会員制の廃止、大学協力会議の廃止、任意加入制とする。(2)自治会任意加入制、(3)大学協力会議の廃止後は水戸地区補導（学生）委員会が協議に応じる、と決定した。その主旨は、学友会が自治会及びサークル連合の両面の機能を持ち大学側と学生側の中間に立つ組織という、あいまいな状況を正常化し、他大学と同じように学生の体育・

## 1 総 説

文化団体やサークルの連合体とすることにあった。この中補による改革案は、同年12月に各学部教授会で相当の議論の後承認された。しかし学友会側は既得権の侵害と受け取り、昭和44年2月20日～21日に評議会と徹夜の団交を行い、中補の根本的解決策を再検討するように迫り、これについて徳江学長・評議員との間で確認書に調印した。中補の教官はこれを不満として21日に全員辞意を表明した。こうした状況の中で、同月22日～23日には自治会代表が部局長会議に対して徹夜で団交し、前記の学友会との確認書の撤回を求めた。学長・評議員・部局長は、自治会との間にも先の確認書撤回の確認書を取り交わした。

この矛盾した学長・評議員の態度には、批判の声が強かった。昭和44年2月27日の評議会は、21日の学友会との確認書は正常な状態の下で調印したのではないとの理由で、撤回することとした。つまり中補の決定を再確認することで、中補教官を慰留した。またこの評議会で、学長は1週間以内に学友会名誉会長を自発的に辞退することを決定し、学友会に通告した。この後も数年間、入学式前後に学友会と自治会の間に小競り合いが続いたが、次第に中補の基本方針の方向で正常化が進んでいった。特に昭和48年の荻苑祭(大学祭)から、学友会と自治会が共同で主催するようになり、両団体がかつて暴力事件を引き起こしたことなど想像もできない平和な状況になっている。

学生自治会は、学生の教育・厚生面での諸要求を集約し、教授会と交渉してきたが、教養部をはじめとして、人文学部を除く各学部で規約が承認され、いわゆる公認団体として活動している。特に工学部自治会は大学紛争後の昭和45年に大学運営への学生参加の一つの形態として、工学部教授会との申し合せに基づき工学部長選挙に当たって、第1次候補者(5名)に対する拒否権を獲得した(昭和56年にこの申し合せは破棄された)。

本学の生協(設立の経緯は第2章に詳述)も学生・職員・教官の任意加入によって組織され、単なる学生団体ではないが、学生を中心として設立以来の多くの困難を切り抜けて発展してきた。特に大学紛争・オイルショックの困難な時期にも、大学人の生活を守るため地道な努力を重ね、大学当局の好意的配慮もあって次第に施設を充実してきた。最近の学生の生協加



入率は90%前後にも達し、名実共に全学的厚生組織になっている。

**各種委員会の活動** 大学紛争の解決及び紛争後の改革を目的とする、茨苑会館・学生寮の運営のための委員会及び学生委員会などの活動については、先に述べた。また本学の将来計画の推進を目的とする将来計画委員会についても既述してある。ここではそれ以外の委員会の活動について触れておく。

大学に配分される予算のうち校費は、主として教官当たりの積算と学生当たりの積算から成っており、それから事務局、図書館、寮など共通の経費を差し引いた額が、各学部配分される。このような原則のもとで、寮経費を大学側と寮生側とでいかに負担するかという予算問題が、寮問題の主要なものの一つとなっていた。昭和44年(1969)5月に寮をめぐる状態が厳しくなる以前においては、本学での予算配分は協議会で決定されて、教授会では簡単な報告が行われるにすぎなかった。したがって教官も大学予算の配分がどうなっているか、大学財政の問題点がどこにあるかについて、具体的に知るところは少なかった。昭和44年5月23日に人文学部教授会は、学長に対して43年度の予算・決算及び44年度予算を公開してほしいとの要望書を提出した。この要望書では、大学経理の公開は、大学の現実を正確に認識し、研究教育を充実させるための不可欠の条件であって、特に新寮問題・学館問題を解決するためにも必要であると述べている。こうした教官・学生の要望を受けて、昭和46年(1971)5月に茨城大学予算委員会が発足した。これ以後、本学の校費の予算は同委員会の審議を経て、評議会が承認することとなり、財政面での公正な運用、民主化が達成された。

このほか、学部・学科等の増設、及び教育実習参加学生の増加にともない、各学部間で協議すべき教務関係事項も増えてきた。そこで各学部間の教務関係の事項を審議・調整するため、昭和52年(1977)8月に中央教務委員会が設けられた。この委員会では、年間の教育日程(学年暦)、非常勤講師の各学部間の調整、教育学部以外の学生の教育実習などについて協議している。

## I 総 説

**広報活動が盛んになる** 大衆化された大学において、学生・職員・教官が大学の現状及び課題について理解を深めることは、大学の教育研究活動を進める上で欠くことのできない要件である。大学紛争前には、大学側の広報活動はまことに貧弱であって、毎年『われらの学園』と題する学生向けの冊子を配付して、本学施設、授業科目、教職員氏名などを知らせるにすぎなかった。紛争中に中補は経過報告のため『中央補導委員会速報』を10号も発行した。さらに大学紛争後には、各種の改革委員会は自らの課題、審議経過及び提案を広報紙の形で発表した。これは大学の構成員全体で改革に取り組むために必要な措置であって、大学民主化の表れである。

学生会館改革委員会は『学館改革ニュース』を昭和45年1月20日から発行し、紛争前の会館運営の問題点と欠点を反省し、新しい運営規則を作るための運営委員会に学生、教職員が結集するよう精神的に呼びかけた。学館運営委員会が成立した後、同年11月18日に第15号を刊行して解散した。

水戸地区学寮問題特別委員会も『水戸地区学寮問題特別委員会広報』を2号刊行している（昭和45年10月26日と12月25日）。この広報では、学寮を厚生施設の面と、集団生活を通して自主的人間形成の場となる教育的な側面を持つものとして規定し、その目的達成のための予算が極めて乏しいことを指摘している。このような劣悪な寮をめぐる状況を打開するため、寮生と教官の協議機関として学寮協議会の設置を提案した。また厚生補導組織改革委員会は、前にも述べたとおりの審議を行い、提案しているが、その経過の詳細は『厚生補導組織改革委員会中間報告』として昭和45年3月3日から刊行され、翌年7月1日の第5号に及んでいる。そして昭和47年（1972）2月に『厚生補導組織改革について（答申）』を提出している。このほか『水戸地区学生委員会レポート』が昭和46年から翌年にかけて2号発行され、その時々学生委員会の審議状況を知らせていた。また生協と業者売店（いわゆる吉田売店）の問題のような特殊ケースについても『水戸地区厚生福利施設臨時委員会広報』が出されている（2号、昭和45年4月22日と8月27日）。従来ならば、簡単な掲示又は教授会への報告で済ませていた事柄も、パンフレットで全学に広く発表するように変わっていった。

上記のように一時的な改革委員会の広報のほか、全学に対して本学の現

状及び方針を広報するために、昭和44年(1969)4月から『学園だより』が刊行されるようになった。年4回以上の刊行で、各学部教官から選出された広報誌編集委員会が編集し、学生部が発行している。大学の方針、行事、施設の説明のほか、教官・事務局の提言、随想などが載せられている。また学生数が多く、しかも1～2年次の大学生活に慣れない学生を対象とする教養部では、昭和44年2月から教養部学生向けに『茨城大学教養部報』を発行している。その内容は『学園だより』の教養部版と言ってよいであろう。また全学的合意を必要とする将来計画については、特に広報活動の重要性が大きいため、将来計画委員会は昭和49年5月から『将来計画広報』を発行、将来計画に関する審議経過、提案及び報告など実に詳細な報道を行っている(現在、第12号まで刊行)。

**宿日直問題の 昭和24年に新制大学として発足以来、水戸地区では旧兵舎を改造した建物内に事務局・学生部・附属図書館・各学部が雑居しており、各部局の庁舎管理区域も不明確であったため、事務局庁舎の一箇所です宿日直勤務が行われ、事務局長が水戸地区事務職員に宿日直勤務の割り当てを命じていた。つまり本学では他大学と異なり、宿日直の集中管理体制が取られてきた。そして文理学部の改組以後も、その方式を継続していた。**

昭和47年(1972)ごろから、①校舎・事務局庁舎の整備が進むとともに、宿日直は、水戸地区全体のものではなく、事務局庁舎のためのものとの誤解が生じ、また宿日直勤務の意義についても疑問をもつ者が増えてきた。②更に宿日直勤務割り当てのローテーションの乱れ、及び宿日直手当額の低さなどについても職員間で不満が増大してきた。そして小・中・高等学校では、教職員による宿日直の廃止が次第に実施されるという全国的な風潮のなかで、本学教職員組合は宿日直の廃止又は大幅の改善について、大学当局と交渉を行ってきた(なお工学部・農学部は学部独自で職員による宿日直が行われている)。これを受けて大学側でも部局長会議などでこの問題を検討していた。

昭和48年11月30日に、学長の諮問に応じ宿日直問題について全学的に検討するため、部局長をメンバーとする「宿日直問題検討委員会」が発足し

## 1 総 説

た。この検討委員は発足と同時に「茨城大学水戸地区キャンパス宿日直実施暫定要項」を発表した。これによると12月1日以降、①宿日直勤務命令は学長が出す、②宿日直勤務は事務系職員に限らず、定員内男子職員をもって充てる、こととなった。なお教育学部附属学校の宿日直は速やかに廃止し、警備は臨時用務員(巡視)によって行うことを、12月11日に決定し、49年4月より事務官による宿直も廃止されている。

宿日直問題検討委員会は、昭和49年3月27日に「宿日直制度に関する第1次改革案」を学長に答申した。この答申は、①上記の暫定要項による宿日直体制を再確認し、②守衛を中心とする新たな宿日直体制を確立すべきこと、を述べている。更に昭和50年3月22日に「答申書(第2次)」を学長に提出した。これでは、①宿日直は増員する4名の守衛によって行う、②暫定案として守衛2名(50年度に1名、51年度以降に1名)を増員し、教職員とともに宿日直勤務に当たることとしている。この検討委員会の案は、大学の学部は附属学校と異なり、休日・夜間にも教育・研究・課外活動などで教官・学生がキャンパス内で諸施設を利用しており、建物・施設の管理及び不測の事態に対応するためには宿日直が必要であるという基本的立場に立つものであった。

本学では昭和50年4月に事務局の負担で守衛1名を増員したが、もう1名の水戸地区学部負担による守衛増員は実現できなかった。そのかわり臨時警務員2名を採用し、この増員と教職員とで宿日直を行った。昭和50年度以降も、検討委員会と教職員組合との交渉は続けられ、大学側は宿日直廃止の可能性とその条件を検討する必要性を認めたが、基本的には大学の社会的責任上、宿日直を廃止することは困難であるという態度を取っていた。昭和51年秋からは、教育・研究等での構内利用者が極度に少ない年末・年始の宿日直廃止について集中的な検討が進められた。その結果、昭和53年(1978)9月7日に「年末年始の宿日直廃止について」の検討委員会案を決定した。①年末・年始は教職員・学生とも大学構内に立ち入らない、②やむをえず入構する者は事前に部局長の認可を得る、③校舎・庁舎など建物には鍵をかけ、その鍵は守衛所に預ける、という内容であった。この決定は昭和53年末から実施され、同年12月29日～翌年1月3日の6日

間はこの方式で宿日直が行われず、昭和54年12月31日～翌年1月3日の4日間も宿日直は廃止された（12月28日から建物に施錠するが、もちろん緊急の用事があれば教職員及び学生は所定の手続により入構できる）。

昭和54年2月15日に秋田学長は「宿日直問題」について、宿日直の全廃は極めて困難であるから、その条件の改善に努めるという方向で5項目の提案を行った。この提案はそのままの形では全学的に受け入れられなかったが、守衛及び臨時警務員によって宿日直勤務を行う体制の採用が実現される見込みである。

## (2) 学部・学科の拡充と施設の整備

### 学部・学科の拡充

最近の約10年間に本学では2学部・2学科、大学院の2研究科、附属学校などが増設された。また短期大学部でも1学科が増設されている。その詳細は各学部史に記されているが、ごく概略だけを述べておく。

高度成長の時期が一段落した後でも、理工系、人文系諸学部の整備が続き、同時に一般教育課程の改善のため、昭和42年（1967）6月に文理学部が理学部・人文学部・教養部に分離され、専門教育の充実と一般教育の改善を図ることとなった。しかし本学では教養部に十分な人員、施設、予算を付けなかったため、一般教育の問題点は解決せず、将来計画の中で根本的改善が検討されている現状である。

昭和44年（1969）4月に農学部を農業工学科、同47年（1972）4月に工学部に情報工学科が設けられ、それぞれの分野での近代化に対応する教育研究が行われることとなった。昭和44年4月に短期大学部に電子工学科が設置されたのも、同様な趣旨からである。農学及び理学系の学部・学科の整備が進んだので、昭和45年（1970）4月に大学院農学研究科、54年（1979）4月に理学研究科が発足し、一層高度の研究教育が行われている。一方、教育学部関係での拡充も行われ、昭和42年6月に附属幼稚園、及び大学附置施設として養護教諭養成所が置かれ、52年4月と53年4月に附属養護学校（小・中・高等部）の開設並びに拡充が行われ、障害児教育の充実が図られた。昭和42年6月に涸沼臨湖実験所が理学部の附属施設となり、涸沼を中心とする自然科学的研究を一層充実させた（47年5月に北浦へ

## I 総 説

移転した)。また昭和44年2月には学内措置として、茨城県地域を主な対象とする総合的研究のため、地域総合研究所が設置された。

このような学部・学科の増設により、学生入学定員は昭和40年度の815名から54年度には1,350名となり、教官定員は374名から536名、職員定員は386名から387名となっている。

なお、教養部設置と同時に、一般教育について所定の授業科目と単位を履修しない学生は、専門課程へ進ませない制度を作ったが、キャンパスが3地区に分かれていることも一因となり、実施直後から運用が困難となった。このため昭和47年(1972)から「移行基準」を撤廃し、従来の横割り型の一般教育体制に改善を加えた。このほか、教育学部以外の学部学生が教員免許状を取得するための科目である「教育実習」についても、受講希望者の増加につれて、教育学部で、実習の実務を担当するのが困難となってきた。各学部の教育実習関係者の長期にわたる検討の結果、昭和53年度(1968)から教育実習実務はそれぞれの学部で担当することとなった。

また同53年9月から水戸・日立地区の本学附属図書館の夜間開館が、教官、学生の要望にこたえて開始された。更に昭和54年1月には大学入試制度改善のため、国立・公立大学の共通第一次学力試験が実施され、従来までの国立大学の1期校、2期校の区別がなくなり、本学各学部でも共通第一次試験のほか第二次試験を独自に行うこととなって、今日に至っている。

### 諸施設の整備

学部・学科の拡充に伴い、新しい建物・施設が必要となる。昭和42年3月に工学部機械工学科棟、8月に教育学部校舎、翌年7月に人文学部校舎が竣工した。既述のとおり農学部教授会が昭和44年度に大塚地区移転のための概算要求提出を見送ったため、水戸地区将来計画委員会は昭和43年10月29日に、年度別の整備予定を定めた。これによると、44年度は理学部と教養部の増築、45年度は図書館と本部の新営、46年度は理学部と教養部の増築を予定していた。その後、大学紛争のため予定どおりの建築は行われなかったが、昭和45年3月に工学部電気工学科棟及び講義棟の新設、理学部校舎の増築が行われた。同年12月には工学部管理棟と共通学科棟が建築され、昭和47年3月には精密工学科棟、翌年2月には工業短期大学部校舎、10月には情報工学科棟が建築された。

昭和52年から53年にかけて教育学部校舎も増築された。

全学共通の施設も昭和44年3月女子合宿研修所、46年3月に待望の附属図書館が本建築で作られ、47年3月に事務局管理棟、50年12月に保健管理センター（業務は昭和48年4月開始）が竣工した。大学の研究教育上、事務管理上、また厚生面や課外活動面でも、これらの施設は大いに貢献している。水戸地区と日立地区では、昭和30年代までの旧施設を利用していた状況と比べると、今日では隔世の感がある。

これにひきかえて、農学部は応急の補修とプレハブ建物の設置によって、老朽施設をやっと維持している状況がずっと続いている。農学部の施設整備は全学の緊急課題である。水戸地区でも新しい学部用地及びグラウンドなど体育施設用地は不足しており、大学の設置基準による必要面積の半分しかないのが現状である。本学が発展するためには、将来計画で定められた基本方針をどう具体化するのかを決定すべき段階にきている。

**創立三十周年記念式典** 昭和54年5月31日、初夏らしい好天に恵まれた日に、本学年記念式典 創立三十周年を記念する式典が講堂において執り行われた。秋田学長はじめ教員、職員、学生が多数参列し、歴代学長、名誉教授も多く姿を見せ、県知事、水戸市長の祝辞があり、三十年勤続者表彰も行われた。3代学長都崎雅之助が、「茨城大学開学に当たっての模索と苦悩」と題する記念講演を行い、本学開学事情及び開学の理念について述べられ、聴衆は改めて建学精神を想起し、新しい時代に向かう決意を固めた。式典後、体育館において祝宴が開かれ、回顧談に花が咲いた。

